

令和 5 年（2023年）11月 9 日（木曜日）

第 3 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会会議録

第3号

令和5年（2023年）11月9日（木曜日）

出席委員

委員長

三好 雅 君

副委員長

平出 陽子 君

今津 寛史 君

武市 尚子 君

角田 一 君

水間 健太 君

寺島 信寿 君

木葉 淳 君

小泉 真志 君

鈴木 一磨 君

淵上 綾子 君

滝口 直人 君

林 祐作 君

村田 光成 君

太田 憲之 君

久保秋 雄太 君

佐藤 禎洋 君

清水 拓也 君

笠井 龍司 君

中川 浩利 君

白川 祥二 君

中野渡 志穂 君

真下 紀子 君

赤根 広介 君

梶谷 大志 君

松浦 宗信 君

村田 憲俊 君

出席説明員

総務部長
兼北方領土対策
本部長 山本 倫彦 君

財政局長 木村 敏康 君
財政課長 松林 直邦 君

建設部長 白石 俊哉 君
建設部次長 斎藤 知郷 君
まちづくり局長 信太 一人 君
総務課長 荒木 政彦 君
公園下水道担当課長 山下 誠一 君

会計管理者
兼出納局長 森 隆司 君

公営企業管理者 天沼 宇雄 君
企業局長 辻井 宏文 君
企業局次長 松田 尚子 君
総務課長 里 秀貴 君
発電課長 寺崎 将 君
発電施設整備
担当課長 長谷 匠美 君
発電制御室長 佐藤 裕一 君
工業用水道課長 奥河 俊明 君
配水施設建設室長 上田 慎二 君

工業用水道施設整備
担当課長
兼石狩湾新港地域
工業用水道管理
事務所長

川野宏之君

病院事業管理者
道立病院部長
道立病院局次長
同
病院経営課長
人材確保対策室長
兼医療参事
経営改革課長
兼指定管理室長

鈴木信寛君

岡本收司君

畑島久雄君

高木順一君

植村直樹君

原田智史君

関本徹君

監査委員事務局長

佐藤隆久君

議事課参事
議事課主幹
同
議事課主査

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

富永誠君
加藤隆行君
三上健治君
藤田知樹君
澤田真一君
斉藤晃俊君
中川典彦君
吉本麻美君
中澤正和君
大西健君
井端卓君
青柳和彦君
福井宏次君
甲斐友規君
馬場貴史君
杉崎正君

議会事務局職員出席者

午前10時2分開議

○三好雅委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔藤田主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

寺島信寿委員

白川祥二委員

であります。

○三好雅委員長 本日の議事は、

1. 要求資料提出報告の件

1. 付託議案審査の件

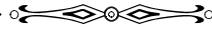
であります。

初めに、要求資料提出報告の件についてであります。去る10月5日の委員会において決定いたしました要求資料は、10月13日に提出があり、各委員に配付いたしましたので、御報告いたし

ます。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩



午前10時4分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、本委員会における審査日程についてお諮りいたします。

本委員会の審査は、配付の審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、付託議案のうち、

報告第2号 令和4年度北海道公共下水道事業会計決算に関する件

報告第3号 令和4年度北海道流域下水道事業会計決算に関する件
を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○三好雅委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

村田光成君。

○村田光成委員 おはようございます。

それでは、下水道事業について、道が実施する下水道事業の決算状況や今後の施設整備などについて何点か伺ってまいります。

道の直営する下水道事業は、公共下水道事業と流域下水道事業の二つがあるとのことですが、それぞれの概要についてまず伺ってまいります。

○三好雅委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 下水道事業の概要についてであります。道では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて、公共用水域の水質保全に資することを目的とし、公共下水道事業と流域下水道事業を実施しているところでございます。

公共下水道事業としては、石狩湾新港地域において、主に事業者からの下水を処理するために昭和58年度から供用を開始しております。

また、流域下水道事業としては、石狩川、十勝川及び函館湾の3流域において、複数の自治体の下水を集めて処理するために実施しており、石狩川流域下水道は、芦別市など6市4町で昭和60年度から、十勝川流域下水道は、帯広市など1市3町で昭和54年度から、函館湾流域下水道は、函館市など2市1町で平成元年度からそれぞれ供用を開始しているところでございます。

○村田光成委員 次に、決算状況について伺います。

令和4年度の公共下水道事業と流域下水道事業のそれぞれの決算状況はどのようになっているのか、伺います。

○山下公園下水道担当課長 決算状況についてであります。公共下水道事業については、下水道料金や他会計からの補助金などの経常収益が約8億9117万円に対し、処理場費や支払い利息などの経常費用が約11億8469万円となり、経常収益から経常費用を差し引いた経常損失は約2億9352万円となっているところでございます。

これに消費税還付金などによる特別損益の約106万円が利益となっており、当期純損失は約2億9245万円となり、前年と比べ、純損失が約1390万円増加しているところでございます。

また、流域下水道事業につきましては、他会計からの補助金などの経常収益が約43億673万円に対し、減価償却費や支払い利息などの経常費用が約43億3532万円となり、経常収益から経常費用を差し引いた経常損失は約2859万円となっているところでございます。

これに消費税還付金などによる特別損益の約1005万円が利益となっており、当期純損失は約1854万円となり、前年と比べ、純損失が約1億6717万円減少しているところでございます。

○村田光成委員 ただいま決算状況についてお答えをいただきました。

損失の要因について伺います。

昨年度に引き続き、公共下水道事業と流域下水道事業とも損失が生じているとのことでありませけれども、その要因をどのように考えているのか、伺います。また、流域下水道事業については、純損失が昨年度と比べて約1億6717万円減少しているとのことでありませけれども、その要因についても併せて伺います。

○山下公園下水道担当課長 損失の要因などについてであります。公共下水道事業の損失については、企業会計移行前の施設整備に係る多額の減価償却費や借入金などの支払い利息が主な要因となっており、流域下水道事業の損失についても同様に、企業会計移行前の施設整備に係る多額の減価償却費が主な要因となっているところでございます。

また、昨年度と比べた純損失の減少につきましては、汚水処理施設など、一部、固定資産の減価償却が終了したことに伴い、減価償却費が減少したことが主な要因となっているところでございます。

○村田光成委員 次に、公共下水道事業の長期借入金について伺います。

公共下水道事業は、毎年度、一般会計からの長期借入れを続けているとのことでありませけれども、借入金の残高、そして、償還元金、返済利息、この状況について伺います。

○山下公園下水道担当課長 長期借入金の状況についてであります。令和4年度末時点における借入金残高は約132億133万円となっており、令和3年度末時点から約2億3850万円の増加となっております。

また、昭和58年度に借入れを開始して以来、これまでに約2億9408万円の元金及び約61億3014万円の利息を償還してきたところでございます。

○村田光成委員 次に、公共下水道事業の未処理欠損金について伺います。

公共下水道事業は多額の未処理欠損金を抱えておりますけれども、道ではその要因をどのように考えており、また、今後どう対処していく考えなのか、伺います。

○三好雅委員長 まちづくり局長信太一人君。

○信太まちづくり局長 公共下水道事業の経営についてであります。石狩湾新港地域の企業立地の遅れや水の使用量が比較的少ない企業の立地が多かったことなどにより、使用料収入が伸びていないことから、多額の未処理欠損金が生じているものと認識しております。

道としては、令和3年3月に策定した北海道下水道事業経営戦略に基づき、新技術、高効率機器の導入などによるコスト縮減を図っており、令和4年度から実施しているエアレーションタンク内の機械の更新においては、消費電力量の少ないタイプを採用したところであります。

また、今年度、使用料単価の見直しを行ったところであり、引き続き、公共下水道事業の経営改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○村田光成委員 次に、使用料金の状況について伺いますが、公共下水道事業における経営改善に向けては、使用料金収入の確保が欠かせないところでありますけれども、直近3か年の使用料金の収入の状況について伺います。

○山下公園下水道担当課長 直近3か年の使用料金収入の状況についてであります。令和2年度は約3億4842万円、3年度は約3億5979万円、4年度は約3億8074万円となっており、増加傾向となっているところでございます。

○村田光成委員 ただいま状況を確認させていただきました。

使用料金の増加要因についてでありますけれども、公共下水道事業における使用料金の3か年の状況を今お聞きしましたところ、増加傾向にあるとのことですが、その要因についてどのように考えているのか、伺います。

○山下公園下水道担当課長 使用料収入増加の要因についてですが、公共下水道事業における各年度末の直近3か年の契約件数は、令和2年度は714件、3年度は735件、4年度は757件となっており、契約件数が増加しているほか、大型商業施設や食品関連工場などの新たな企業進出が要因と考えているところでございます。

○村田光成委員 新たな大型商業施設や食品関連工場などの企業進出が要因ということになります。

使用料金の改定についてであります。さきの議会において、公共下水道事業における使用料金の改定に関する条例が議決されましたけれども、今後、どの程度の収入増加が見込まれるのか、伺いたいと思います。

○山下公園下水道担当課長 公共下水道事業における使用料金についてですが、今回の改定では、下水の使用料が1か月当たり30立方メートルを超える部分の従量料金について、1立方メートル当たり192円50銭を220円に改めたところであり、令和4年度の使用実績を基に試算した場合、年間で約4800万円の収入増が見込まれるところでございます。

○村田光成委員 それでは、今後の施設整備についてであります。下水道事業を安定的に運営

していくためには、施設の適切な維持管理が必要であることは間違いないことであります。

施設の供用開始から相当の期間が経過している施設も少なくないと考えているところではありますが、老朽化への対応や今後の施設整備をどのように進めていく考えなのか、伺います。

○信太まちづくり局長 下水道施設の老朽化への対応についてであります。道では、令和元年度に長期的な視点で施設管理を最適化するストックマネジメント計画を策定し、定期的な施設の点検調査結果や自然災害などの影響度評価に基づき優先順位をつけた上で、計画的に施設の修繕や更新を進めてきているところでございます。

今後、更新時期を迎える施設の大幅な増加が見込まれることなどから、ストックマネジメント計画の見直しを行うなどして下水道施設の持続的な機能の確保に努めてまいります。

○村田光成委員 今、ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、改めてしっかりと更新に向けての整備をしていくというお答えをいただきました。

私も、帯広市議会などの地方の議会を見てきておりますけれども、上下水道については更新時期をしっかりと見ながらも、なかなか更新が追いついていない現状があるものですから、見直しをしていただきながら、施設整備の更新、安定した維持管理を求めておきたいと思っております。

最後に、今後の経営について伺います。

人口減少が避けられない状況の中、施設の老朽化や物価上昇による維持管理費の増加など、下水道事業の経営は今後も厳しさを増していくと考えているところではありますが、道として、今後、安定的な経営に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、最後に伺います。

○三好雅委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 下水道事業の今後の経営についてであります。下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う使用料金収入の減少や施設の老朽化に加え、物価上昇による更新費用の増大などによりまして厳しさを増しておりますが、下水道は道民生活にとって必要不可欠なインフラでありますことから、今後も事業を安定的に継続していくことが必要と認識しているところでございます。

このため、道では、令和3年3月に策定をいたしました北海道下水道事業経営戦略に基づきまして、使用料単価の見直しや処理場敷地の有効活用の検討など、事業収支の改善に向けた取組や施設設備の計画的かつ効率的な整備によりまして、下水道事業の経営基盤の強化を図るとともに、経営成績や財政状態などの経営状況を的確に把握しながら、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供してまいります。

以上です。

○村田光成委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○三好雅委員長 村田(光)委員の質疑は終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 おはようございます。

重なる部分もありますけれども、私からも下水道事業について伺ってまいります。

先ほどありましたように、地方公営企業を取り巻く経営環境については、急激な人口減少に伴う料金収入の減少、あるいは、施設の老朽化による更新需要の増大等により、年々厳しさを増しておりますけれども、こうした中で、道の下水道事業についても、令和2年度決算から法適化、すなわち、地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、企業会計に移行したところであります。また、令和2年度末には、3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした、先ほども答弁にございました北海道下水道事業経営戦略を策定したと承知しております。

しかしながら、昨年の本委員会で我が会派の同僚議員からも指摘をさせていただきましたとおり、戦略に基づく取組の初年度となる令和3年度決算において既に計画と実績との乖離が生じていたところでありまして、策定したばかりの計画の先行き、あるいは、実現可能性そのものに疑義が生じかねない状況でございました。

そこでまず、令和4年度決算において、公共下水道事業及び流域下水道事業のそれぞれについて、前年度決算及び経営戦略上の収支計画と比較し、どのような結果となったのかについて確認をいたします。

○三好雅委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 収支計画との比較についてであります。公共下水道事業については、令和4年度の決算では、収益が、収支計画の約9億273万円に対し、決算では約9億4064万円で、計画比104.2%、費用は、収支計画の約11億7931万円に対し、決算では約12億1397万円で、計画比102.9%となり、収支差額は計画と比べて約325万円のプラスとなったところでございます。

流域下水道事業については、令和4年度の決算では、収益が、収支計画の約43億5126万円に対し、決算では約43億3774万円で、計画比99.7%、費用は、収支計画の約43億2466万円に対し、決算では約43億3877万円で、計画比100.3%となり、収支差額は計画と比べて約2762万円のマイナスとなったところでございます。

○中川浩利委員 結果の一部については分かりましたけれども、さて、それでは、計画と実績の乖離要因をそれぞれどのように分析しているのでしょうか。

また、令和3年度において既に計画と実績が乖離していたということを踏まえて、昨年度、4年度中にどのような取組を行ってきたのか、併せて伺います。

○山下公園下水道担当課長 収支計画と実績の差額などについてであります。公共下水道事業会計では、営業収益として下水道使用料が約3582万円の増となった一方、営業費用では、計画策定時に見込んでいなかった管渠等の損傷による修繕費や電気料金の高騰などにより約3837万円の増となったことが主な要因でございます。

流域下水道事業会計では、営業外収益として市町負担金が約473万円減少し、営業費用では、計画策定時の見込みに比べて減価償却費が約2741万円の増となったことが主な要因となっております。

また、令和4年度は、使用料単価の見直しや処理場敷地の有効活用など、収支改善に向けて検

討を進めてきたところでございます。

○中川浩利委員 収支改善に向けて検討を進めてきたということでありまして、その収支の改善に当たりましては、歳入の確保と歳出の削減の両面での取組が不可欠であります。

昨年の本委員会で、公共下水道事業については、経営戦略を踏まえて、水質検査や電気施設の点検などの業務を一括して委託するといった取組を始めた旨の答弁もございましたけれども、その後も各般の取組が進んでいるのでしょうか。

収支計画と実績の乖離を踏まえまして、何か新たな取組を行う予定がないのか、伺います。

○三好雅委員長 まちづくり局長信太一人君。

○信太まちづくり局長 経営改善の取組についてであります。道では、令和3年度から、これまで個別に委託していた放流水の水質検査や電気施設の点検などを処理場運転業務と併せて一体的に実施することにより、業務の効率化を図っているところでございます。

また、処理場の使用電力量の軽減を図るため、エアレーションタンク内の酸素供給装置の更新に当たっては省電力型の機器を採用しており、今年度中に工事を完了する予定であります。

今後とも、施設の更新に当たっては、新技術、高効率機器の導入を図るなど、経営改善に向けた取組を進めてまいります。

○中川浩利委員 不断に取組を進めていただきたいというふうに思います。

昨年の本委員会で、我が会派から、昨年も既に物価高騰の状況にありましたので、今後の施設更新等の財源を確保するために、公共下水道事業について、使用料単価の見直しの検討を求めたところでありまして、さきの第3回定例会で、石狩湾新港地域公共下水道の使用料改定に係る条例改正がなされたところであります。

新使用料の施行は今月からとのことではございますが、今回の改定はどのような考え方により実施をされ、公共下水道事業についてはどの程度、料金収入が増加するのでしょうか。

また、令和4年度決算における下水道使用料金の収入状況との比較に加え、今後の経営に与えるインパクトといいますか、影響について具体的にお伺いをいたします。

○信太まちづくり局長 使用料の改定などについてであります。電気料金の高騰や施設の老朽化に伴う修繕費用の増加など、支出増に対応するために行ったところであり、令和4年度の使用実績を基に改定された使用料金で試算した場合は、年間で約4800万円の収入増となり、今後の持続的な事業経営に寄与するものと考えております。

○中川浩利委員 最後に、繰り返しになりますけれども、つくった計画との乖離が認められるということであれば、今後の経営戦略について、計画が始まったばかりの中でも実効性を担保していくためには、その乖離要因の分析をしっかりと行って不断の見直しを行っていただくこと、さらに、各般のそれぞれ現に行っている取組の強化あるいは追加、そういったことも含めた戦略の改定そのものについても検討していったらいかかというふうに考えますけれども、道として戦略の見直しの必要性についてどのように考えているのか、伺います。

また、本年度に実施をした下水道料金の改定なども踏まえて、今後の経営についてどのような見通しを持ち、下水道事業を取り巻く厳しい経営環境の下、サービスの安定的かつ持続的な提供を図っていくために、今後どう取り組んでいくつもりなのか、お伺いいたします。

○三好雅委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の経営についてであります。下水道は、道民生活にとって必要不可欠なインフラでありますことから、今後も事業を安定的に継続していくことが重要と認識しております。

道では、令和3年3月に、効果的、効率的な事業運営を図りながら経営基盤を強化することなどを目的に、経営戦略を策定し、経済社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、中間年を目安に見直しを行うこととしておりまして、経営成績や財政状態の分析などを進めているところでございます。

道といたしましては、使用料単価の改定など、事業収支の改善に向けた取組や施設設備の計画的かつ効率的な整備によりまして、下水道事業の経営の健全性向上や安定した下水道サービスの提供を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

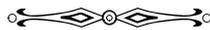
○三好雅委員長 中川委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、建設部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩



午前10時33分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、付託議案のうち、

報告第4号 令和4年度北海道電気事業会計決算に関する件

報告第5号 令和4年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件

を一括議題といたします。

1. 企業局所管審査

○三好雅委員長 これより企業局所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

村田光成君。

○村田光成委員 おはようございます。

それでは、令和4年度決算について、まず、工業用水道事業についてであります。工業用水道事業会計における令和4年度の収支や損益の状況など、決算の概要について伺います。

○三好雅委員長 工業用水道課長奥河俊明君。

○奥河工業用水道課長 工業用水道事業決算についてでございますが、令和4年度は、給水収益が前年度に比べて7700万円増加しましたが、令和3年度には、積立金の一部を取り崩した一時的な雑収益がありましたことなどから、経常収益は300万円減少して21億1100万円となり、また、電気料金の高騰などの影響を受け、委託料や動力費が増加したことなどから、経常費用が1億1600万円増加して20億4500万円となりました結果、差し引きした経常利益は、前年度に比べて1億2000万円減少して6500万円となりました。

この経常利益に、過年度消費税の精算に係ります還付金などの特別利益を加えた純利益は、前年度に比べて3600万円増加して1億3800万円となり、令和3年度から繰り越される欠損金がございますことから、その全額が利益剰余金となったところでございます。

○村田光成委員 次に、利益剰余金についてであります。

工業用水道事業会計においては、純利益を計上し、その全てが利益剰余金となったとのことでありますけれども、その利益はどのように処分することとしているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 利益の処分についてであります。地方公営企業法において、利益については、前年度から繰り越した欠損金があるときは補填し、補填後の残額については、条例の定めるところにより、処理をすることとされており、これに基づく道の条例では、欠損金を補填した後になお残額がある場合には、企業債の償還に充てるため、その一定の額を企業債の額に達するまで減債積立金として積み立てることと定められております。

このため、令和4年度決算で生じた利益剰余金については、令和3年度をもって繰越欠損金が解消され、補填を必要とする欠損がございませんことから、全額を減債積立金としたところでございます。

○村田光成委員 次に、各工水の契約率の推移について伺います。

工業用水道事業は、室蘭、苫小牧、石狩の3地区において事業を実施しておりますけれども、工業用水道全体、及び、それぞれの契約率は、前年度と比べどのように推移しているのか、増減理由も含めて伺います。

○奥河工業用水道課長 契約率についてであります。令和4年度末において給水能力に対する契約水量の割合を示す契約率は、室蘭工水が前年度末と同じく89.8%で、苫小牧工水は3.5ポイント増の73.6%、石狩工水は20.0ポイント増の52.4%で、3地区全体では2.9ポイント増の78.5%となっております。

苫小牧地区と石狩湾新港地域における契約率の増加は、バイオマス発電所に対する新たな給水や増量が主な要因となっており、また、室蘭工水については、90%近い契約率でございまして、今後も高い率を維持できるものと見通しております。

○村田光成委員 今お答えをいただきましたが、各工水の経営状況についてであります。

工業用水道事業の経営において基盤となるのは料金収入でありまして、その指標となる契約率については、既に高い契約率にある室蘭工水を除き、全て上昇したとのことでありますけれども、各工業用水道の収支状況はどのようになっているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 各工水の収支についてであります。室蘭工水は、委託料や動力費などの費用が増加したものの、引当金の精算による特別利益が生じたことなどにより、純利益が前年度より1700万円増加して1億4900万円となり、苫小牧工水についても、委託料や修繕費などの費用が増加したものの、バイオマス発電所の本格稼働に伴う給水収益の増加などにより、純利益が1200万円増加して1億6600万円となりました。

石狩工水については、契約率が大きく上昇し、給水収益が前年度に比べて5600万円増加したものの、令和3年度に積立金の一部を取り崩した一時的な収益が減少したほか、委託料などの費用が増加したことから1億7800万円の純損失となり、令和4年度においても、運営に必要な資金の不足については、一般会計からの長期借入金により補填しているところでございます。

○村田光成委員 ただいまお答えもいただきました石狩工水についてであります。

石狩工水は、契約率が大きく上昇し、収入面では改善が図られたとはいえ、収支はいまだに赤字であり、改善が必要な状況にあると考えます。

企業局としては、石狩工水の経営の現状等についてどのように認識しているのか、伺います。

○三好雅委員長 企業局次長松田尚子君。

○松田企業局次長 石狩工水の経営についてでございますが、石狩湾新港地域におきましては、バイオマス発電所の本格稼働に伴う契約水量の増加により、経営戦略で契約率の目標として掲げております52%を令和4年度末時点で達成し、今後も、新エネルギー関連企業の立地が計画されておりますことから、さらなる契約率の増加を見込んでおります。

こうした需要の拡大による料金収入の増加に伴いまして、令和7年度には、営業運転の資金不足に対する一般会計からの長期借入金が必要となり、返済が可能となるものと考えており、今後も返済方法などについて関係部局と協議をしております。

企業局といたしましては、新たな需要として期待されます新エネルギー関連事業者の動向を把握しながら、経済部をはじめとしまして、石狩市や企業誘致機関などと十分連携をし、さらなる需要の拡大に努めることはもとより、業務の効率化や経費の節減に不断に取り組むなど、今後とも経営改善に尽くしてまいります。

○村田光成委員 次に、DXについてであります。

経営を改善していくためには業務の効率化も必要でありまして、道では、行政のデジタルトランスフォーメーション——DXの実現に向け、業務のデジタル化を推進していることと承知しております。

企業局では、デジタル技術を活用した業務の効率化に向けて、これまでどのような取組を行っているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 デジタル技術の活用についてであります。工業用水道事業に係る業務では、幌別ダム貯水池周辺での維持管理においてドローンを活用しているほか、工事監督や現場の状況確認などについて、施工業者と連携して通信機器を活用したりリモート対応を行っております。

企業局といたしましては、工業用水道事業におけるデジタル技術の活用事例や導入効果等に関する勉強会に参加するなど、さらなる業務の効率化に向けた検討を進めているところでございます。

さらに、今年度は、工業用水の使用量を遠隔で確認し、データ管理が可能となるスマートメーターを石狩工水の一部企業に試験的に設置して業務の効率化などの効果検証を行っており、今後、ユーザーの御意見も伺いながら、本格導入に向けた取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○村田光成委員 次に、需要の開拓について伺います。

近年、室蘭、苫小牧、そして石狩湾新港の各地域において、木質バイオマス発電所の立地が相次ぎ、これに伴う工業用水の新たな需要も生じてきているところであります。

今後、多くの企業で、脱炭素社会の実現に向けた取組が進むものと考えますが、脱炭素化に関連する企業の進出が見込まれる中、需要開拓にどのように取り組もうとしているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 需要開拓についてであります。企業局では、外部有識者で構成する工業用水道事業経営懇談会での御助言も踏まえ、地域の産業振興団体と連携しながら、立地を検討している企業の情報共有を図るとともに、SNSの活用や地域イベントが開催される機会などを通じて積極的な情報発信に努めております。

今後は、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を積極的に進めている苫小牧市や石狩市などとの連携を一層強化し、脱炭素技術の活用に取り組む企業に対して積極的な営業活動を行うなど、企業ニーズを的確に捉えながら、さらなる需要の開拓に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○村田光成委員 次に、配水管などの老朽化について伺います。

多くの工業用水で管路の老朽化が進んでおりまして、全国では、管路のおよそ半分が法定耐用年数を超えている状況と聞いております。

昨年5月には、愛知県にある取水施設で漏水が発生し、全面回復に3か月を要したということでもあります。このことにより、自動車関連工場の操業停止が相次ぐなど、大きな影響があったと承知しておりますが、企業局が管理する工業用水道では、配水管等の総延長に占める法定耐用年数を超過した管の割合はどの程度あるのか、伺います。

○三好雅委員長 工業用水道施設整備担当課長川野宏之君。

○川野工業用水道施設整備担当課長 配水管等の状況についてでございますが、令和3年度における配水管等の総延長は128.8キロメートルあり、そのうち、法定耐用年数を超えているのは全体の25.8%に当たる33.3キロメートルとなっております。

工水別で見ますと、営業開始後56年を経過している室蘭工水では、総延長25キロメートルのうち、34%に当たる8キロメートルが、管路延長の長い苫小牧工水では、61.5キロメートルのうち、38.6%に当たる23.8キロメートルが、平成11年に開業した石狩工水では、42.3キロメートルのうち、2.3%に当たる1キロメートルが耐用年数を超えているところでございます。

○村田光成委員 老朽化対策について、工業用水道で漏水事故が起こらないように計画的な改修

が必要と考えますが、各工水別の改修状況がどのようになっており、今後、老朽更新をどのように進めるのか、伺います。

○川野工業用水道施設整備担当課長 配水管の老朽更新についてであります。石狩工水は、開業から24年経過しておりますが、現状において配水管の老朽更新を必要としておらず、一方で、開業から50年以上経過している室蘭工水と苫小牧工水においては、これまで、劣化状況の調査を行った上で、老朽化が進行している配水管については計画的に改修を行ってきており、これら全ての地区で、過去10年以上、漏水を原因とするユーザーへの給水制限を行った事例はございません。

企業局といたしましては、引き続き、劣化度調査などの結果を踏まえて必要性を精査の上、優先順位を考慮しながら計画を立て、ユーザーの皆様の御意見も伺いながら、配水管の適切な老朽更新に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○村田光成委員 次に、ラピダス社への配水管整備について伺います。

10月4日に開催された予算特別委員会の総括質疑において、知事から、道として、苫小牧工水をラピダス社の水源候補地として決定したとの答弁がありました。

配水管については約22キロメートルの布設が必要と言われておりますけれども、量産工場の稼働は2027年を予定しており、あと約3年しかありません。

このような短期間でどのように工事に取り組むのか、伺います。

○三好雅委員長 配水施設建設室長上田慎二君。

○上田配水施設建設室長 ラピダス社への配水管整備についてでございますが、経済部が行っている次世代半導体製造拠点取水可能性調査事業では、苫小牧工水から千歳市美々ワールドまでの配水管整備は、道道や市町村道を中心とする公道に布設するルートが地質などを勘案した施工性などから最適とされており、企業局としては、これを基に道路管理者やJRなどの関係機関と円滑な工事の実施に向けた調整や協議を行っております。

また、2027年までの限られた期間であることを踏まえ、従前と比較して整備期間の短縮が期待できる発注方法として、一つの事業体で設計と施工を一体的に行う、いわゆるデザインビルド方式を検討するなど、ラピダス社が求めるスケジュールに間に合うよう、万全を期してまいりたいと考えてございます。

○村田光成委員 非常に期間が迫っておることから、しっかりと対応していただきたいということをお求めいたします。

次に、今後の施設整備と経営について、この件の最後に伺います。

これまで計画的に進めてきた老朽更新、それから耐震対策に加え、ラピダス社への送水管の整備が必要になり、これまで以上に迅速な対応が求められると考えます。

また、苫小牧工水のラピダス社への供給に伴い、企業局の給水余力が乏しくなり、この地域での新たな企業進出や事業拡大に影響しないかを懸念する声も耳にしているところであります。企業局として、そのような課題も見据えつつ、道内経済の発展を支えるインフラとして、新たな産

業技術やゼロカーボン社会実現への貢献が求められるところであります。

工業用水道事業の経営は今後も厳しい状況が続くと考えますが、企業局は、今後、施設整備にどのように取り組むのか、また、どのように工業用水道事業経営に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○三好雅委員長 企業局長辻井宏文君。

○辻井企業局長 今後の取組についてであります。企業局では、ダム設備や配水管の耐震化をはじめ、機械設備等の老朽更新に当たりましては、重要度や緊急性を考慮して更新計画を策定するなど、ライフサイクルコストの最適化を図りながら、施設の維持管理に取り組んでいるところでございます。

こうした中、ラピダス社への工水の供給に当たり、このたび、局内に、施設建設を担当する専属の組織を新たに設置し、デザインビルド方式による発注を検討するなど、可能な限り早期の整備を目指して取り組んでいるところであり、必要な予算案を次期定例会以降に提出できるよう検討を進め、さらに、供給元となる苫小牧地域の関係者の皆様の不安の声にも耳を傾け、企業誘致を担当する経済部との連携を一層強化し、丁寧な説明に努めてまいります。

また、工業用水道事業の経営については、エネルギー関連産業の進展などにより、経営の基盤となる料金収入が一定程度確保され、さらに、今後は、ラピダス社への給水に伴い、1億7500万円程度の増収も見込めますが、一方で、社会経済情勢の変化も著しく、電力料金や資材費の高騰などが経営環境を悪化させる要因となりますことから、企業局としましては、今後とも、新たな産業技術やゼロカーボン社会の実現に向けた様々な企業ニーズの把握に努めながら需要開拓に取り組むとともに、将来にわたって安定的な供給を行っていくため、中長期的な視点に立って、費用の平準化を図りながら、国庫補助金などの財源確保にも努めまして、施設の機能維持や強化に取り組み、工業用水の安定供給と経営基盤の強化に全力を尽くしてまいります。

○村田光成委員 次に、電気事業会計について伺ってまいります。

令和4年度決算についてであります。道営電気事業は、これまで、環境負荷の少ない水力発電を中心に、道民生活や企業活動に欠かせない電力の安定供給と再生可能エネルギーの導入推進に努めてきたとお聞きしております。

現在、9か所の水力発電所を運営しておりますけれども、電気事業会計における令和4年度の決算の状況について、まず伺います。

○三好雅委員長 発電課長寺崎将君。

○寺崎発電課長 電気事業決算についてでございますが、令和4年度は、販売電力量が前年比8300万キロワットアワー増加の4億1600万キロワットアワーとなったことにより、電力料収入が増加しまして、経常収益は前年度から21億8100万円増加の77億8600万円となったところでございます。

一方、減価償却費などの経常費用が前年度から1900万円増加し、25億6700万円であったことから、経常利益は前年度から21億6200万円増加の52億1800万円となり、純利益は前年度から21億

8000万円増加の52億1900万円となったところでございます。

また、内部留保資金につきましては、純利益の増加により、前年度から49億2300万円増加の133億7000万円となったところでございます。

以上です。

○村田光成委員 販売電力量は、前年比8300万キロワットアワー増の4億1600万キロワットアワーとなっており、経常収益が77億8600万円となっているとのことであります。

当初予算の電力料金見込み58億8000万円に対し、大幅な増収となっておりますけれども、増収の要因について伺います。

○三好雅委員長 発電制御室長佐藤裕一君。

○佐藤発電制御室長 令和4年度の増収の要因についてでございますが、電力料収入は、当初予算において見込んでおりました58億8000万円に対し、24億8000万円増の83億6100万円となっております。

増収の主な理由としては、販売電力量の約3割を占めるシューパロ発電所において、ダム地点の河川の流量が、記録の残る過去67か年中、3位となる流量を記録したことなどによりまして、当初の予定に対して6600万キロワットアワーほど多く発電でき、17億4100万円の増収となったことに加え、シューパロ発電所の下流に位置する発電所においても同様に発電量が多くなり、6億900万円の増収となったことが挙げられます。

○村田光成委員 次に、FIT終了後の電力料収入見込みについてであります。

再生可能エネルギーを、一定期間、固定価格で買い取る、いわゆるFIT制度が創設されて以来、電力料収入は大幅に改善しているところでありますけれども、水力発電に由来する電力の買取り期間には限りがあると聞いております。

企業局では、FIT終了後の減収をどのように見込んでいるのか、伺います。

○佐藤発電制御室長 FIT買取り期間終了後の収入への影響についてでございますが、水力発電所を対象としたFITの買取り期間は、運転開始から20年間となっており、買取り価格は、発電設備の新設または既存設備の更新などの設備内容や出力規模により、発電所ごとに定められております。

企業局の主要な発電所における買取り期間と1キロワットアワー当たりの買取り価格については、シューパロ発電所は、令和16年までで23円83銭、滝の上発電所は、令和17年までで24円、清水沢発電所は、令和22年までで27円となっております。

これら各発電所のFIT買取り価格と、FITの適用を受けていない、いわゆる非FITの現在の売電単価である13円46銭を基に試算した場合、全ての発電所のFIT期間が終了する令和23年度以降の電力料収入は、現在より年間13億円程度減少すると見込まれます。

○村田光成委員 令和23年度以降の電力料収入が、現在より年間13億円程度減少していくという見込みをお聞きいたしました。

次に、老朽化対策についてであります。

収益上、かなりの比率を占めるシューパロ発電所のF I T終了後も持続的に収益を確保し、将来にわたって電気事業の安定した経営を行うためには、運転開始から50年以上経過した老朽施設の計画的な改修が必要と考えるところでありますけれども、これまでの発電施設の改修実績と今後の計画を伺います。

○三好雅委員長 発電施設整備担当課長長谷匠美君。

○長谷発電施設整備担当課長 施設改修の取組についてでございますが、企業局では、発電施設の長寿命化計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、向こう10年間における施設の修繕、更新を計画的に実施しているところでございます。

これまで、運転開始から70年以上経過し、老朽化の著しい滝の上と清水沢の発電所の大規模改修を行ったほか、運転開始からおおむね30年以上経過した滝下、ポンテシオについて、現在、設備の更新を行うなど、発電量の増加に取り組んでいるところでございます。

また、運転開始から50年以上経過している岩尾内、川端、鷹泊については、施設の故障に伴う発電停止リスク等を勘案し、優先度を見極めながら、今後、計画的に改修を進めることとしており、この中で最も老朽化が著しい岩尾内については、令和3年度に基本設計、4年度に実施設計を行い、改修事業に着手したところでございます。

なお、川端、鷹泊については、現在、国が行っているダム改修に関する検討調査を踏まえながら、計画的な改修を検討してまいります。

○村田光成委員 岩尾内発電所の改修についてであります。

令和2年3月に策定した企業局の経営戦略では、岩尾内発電所の改修費用を30億円と見込んでおりますけれども、近年の人件費や資材価格の高騰による事業費への影響をどのように見込んでおり、その財源についてどのように考えているのか、伺います。

○松田企業局次長 岩尾内発電所の改修費用についてでございますが、国が策定したガイドラインなどにに基づき、平成29年度に実施しました概略設計において、総額約30億円の改修費用を見込み、経営戦略に掲載しているところでございます。

こうした中で、昨年度行いました実施設計を踏まえ、精査した結果、資材価格高騰による水車発電機の機器価格上昇などによりまして、現時点で総額約67億円を要すると見込んでおります。

なお、改修費用につきましては、投資した資金の回収は可能であり、採算性は十分見込まれるものの、市場金利の上昇の懸念もあり、経営基盤を強化していく観点から、企業債による借入を抑制し、内部留保資金など自己資金により対応してまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 当初の30億円の見込みから67億円の見込みにというお答えが今ありました。

次に、施設の耐震化についてであります。

企業局では、電力を安定供給するために自然災害に備えることが重要と考えますが、施設の耐震化にこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○佐藤発電制御室長 発電施設の耐震化についてでございますが、企業局では、国から発電専用

ダムの安全性を確認するよう要請があったことや、建築基準法の耐震基準が強化された昭和56年以前に建築した発電所建屋について安全性が確認されていなかったことから、平成27年度より耐震診断や改修工事を計画的に実施してきたところでありまして、具体的には、所有している清水沢、ポンテシオの2か所の発電専用ダムについては耐震性能を確認したほか、発電所建屋については、補強対策が必要とされた鷹泊発電所建屋について、現在、耐震改修を行っているところでございます。

今後、地震による損壊が第三者に影響を及ぼす可能性のある発電施設を優先して耐震診断を行っていく考えでありまして、今年度は、沼の沢取水堰の耐震診断を行っているところでございます。

○村田光成委員 次に、再生可能エネルギーの導入の推進についてであります。

道内は、再生可能エネルギーの宝庫であり、そのポテンシャルを最大限活用して、主要なエネルギー源の一つとするよう取組を進める必要があると思います。

企業局では、水力を中心に、新規電源開発の調査検討を進めているとのことですが、再エネ電源の新規開発について、現在の調査状況について何うとともに、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○寺崎発電課長 新規電源開発の調査状況などについてでございますが、企業局では、水力発電の新規開発に向け、これまで調査を行ってきた河川以外にも範囲を広げて、既存の管理事務所などから維持管理を行うことができる地域を中心とした調査を進めており、小水力発電に関しましては、昨年度、壮瞥町において地形図などの既存資料を基に新規開発の可能性を調査したところ、可能性ありとの結果となったことから、今年度より、事業性を確認するための河川流量観測を行っているほか、石狩及び空知管内において有望地点を選定する調査にも着手しております。

また、地熱発電では、昨年度、既存の文献も活用した調査を行いまして、道総研のアドバイスなどもいただきながら、羅臼町が所有する既存の地熱井を有望地点と選定し、今年度は、町の協力もいただきながら、事業性を確認する調査を行っております。

今後も、企業局では、再エネの導入拡大を図るため、水力発電はもとより、他の再生可能エネルギー分野における事業化の可能性について調査検討に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○村田光成委員 次に、地域における再生可能エネルギーの導入、拡大に向け、企業局が電気事業を通じて培った技術、そしてノウハウを生かし、市町村などの取組を支援することは、道営電気事業の果たすべき重要な役割の一つであると考えます。

これまでの地域支援の実績と今後の取組について伺います。

○寺崎発電課長 地域社会への貢献についてでございますが、企業局では、平成17年度に、地域のニーズに応じて助言を行う地域新エネルギー導入アドバイザー制度を創設しまして、これまで、令和4年度の10件を含めた延べ140件の相談に対しまして、発電設備の導入提案や助成制度に関する情報提供などを行っており、こうした中、美幌町や津別町の上水道施設におきまして、

小水力発電の導入に結びついた事例がありますことから、特に上水道施設を対象に、導入に関して必要な助言を行っているところでございます。

また、平成25年度から、各振興局が開催する地域省エネ・新エネ導入推進会議の場を活用した小水力発電に関する勉強会を実施しますとともに、令和元年度から、市町村職員等を対象としまして、沼の沢取水堰発電所を活用した現地研修会を開催することにより、地域における再エネ導入の取組を支援してきたところでございます。

今後とも、企業局では、経営資源を有効に活用し、道の関係部局とも連携を図りながら、再エネの導入、拡大に向け、市町村等の取組を支援してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○村田光成委員 次に、官学連携についてであります。

ゼロカーボン北海道の実現を目指す上で、エネルギー・環境分野の人材の育成、そして確保は重要と考えます。

企業局では、地域の再生可能エネルギーの開発を担う技術者の育成を目的に、大学などと連携協定を締結し、官学連携事業を進めているところとお聞きしておりますが、昨年度の実績と今後の予定について伺います。

○寺崎発電課長 官学連携の取組についてでございますが、企業局では、令和3年度から、人材育成を目的に、幌別ダムを活用した小水力発電設備の設置をテーマとしまして、室蘭工業大学、日本工学院北海道専門学校、室蘭工業高校の学生が、設計から工事、設備運用までの業務に携わり、技術やノウハウを習得する官学連携事業を行っております。

昨年度は講座を延べ22回開催しまして、大学では、水車の軽量化に向けて材質変更の検討を行ったほか、専門学校と高校では、制御盤の動作確認などに取り組んだところでございます。

室蘭工業大学では、今年度も引き続き、水車の材質と形状変更の検討を進めており、今後、民間のノウハウを活用した技術指導の下、水車発電機的设计や図面作成などを行い、運転開始後の保守管理も学んでいただくことを予定しております。

地域において再生可能エネルギーの導入を進めるには、その重要性を理解し、発電に関する知識を持つ人材が必要でありますことから、今後とも、企業局では人材育成に取り組んでまいります。

以上です。

○村田光成委員 企業局では、発電所が所在する地元市町への交付金の交付などにより、地域の振興や活性化にも寄与してきたこととお聞きしておりますけれども、令和4年度の実績について伺います。

○寺崎発電課長 所在市町村への交付金の実績についてでございますが、企業局が知事部局を経由して交付している固定資産税見合いの道有資産等所在市町村交付金の令和4年度交付額につきましては約1億9791万円であり、内訳としまして、深川市が約1613万円、士別市が約3076万円、夕張市が約1億2492万円、栗山町が約2602万円、由仁町が約6万円となっております。

なお、士別市につきましては、別に、特定多目的ダム法に基づきまして、国を経由し、約268万円を交付したところでございます。

以上です。

○村田光成委員 次に、新エネルギー導入加速化基金への繰り出し実績について伺います。

企業局では、平成29年度から令和4年度までの6年間、毎年、単独で電気事業会計から新エネルギー導入加速化基金に再生可能エネルギー等利用推進積立金を繰り出してはいたしましたが、令和4年度の繰出額及び6年間の総額と事業の成果についてどのように評価しているのか、伺います。

○寺崎発電課長 新エネルギー導入加速化基金への繰り出しについてでございますが、企業局からは、令和4年度は2億7000万円、平成29年度から令和4年度までの6年間では62億7000万円を、新エネルギー導入等の加速化を図るため、一般会計に繰り出したところでございます。

平成29年度から令和4年度までの6年間、経済部では、この基金を活用し、地域におけるエネルギー地産地消の先駆的なモデルづくりのほか、新エネ導入に係る計画づくりや設備の設計、導入への助成など、85件の補助事業を採択し、加えて、新エネ等の導入に係る機運醸成を図るセミナーの開催や市町村へのコーディネーターの派遣などを行うことによりまして、延べ179市町村の取組を支援したと承知しております。

以上です。

○村田光成委員 次に、ゼロカーボン北海道推進基金への繰り出しについてでありますけれども、今年の第2回定例会を経て、道は、ゼロカーボン北海道を推進するため、100億円規模の基金を創設しました。その基金総額のうち、70億円は企業局の電気事業から拠出したとのことであり、

ゼロカーボン北海道に対する企業局の貢献を大いに評価するにやぶさかではありませんが、企業局の電気事業の経営への影響も懸念されるところであります。

企業局は、今年度から、新エネ導入加速化基金に代わるゼロカーボン北海道推進基金に対する繰り出しを行うこととしましたけれども、その考え方について伺います。

○松田企業局次長 ゼロカーボン北海道推進基金へ繰り出す根拠についてでございますが、北海道公営企業条例第6条第2項におきまして、利益に残額があるときは、電気事業にあつては、再生可能エネルギー等の利用の推進を目的とする事業に必要な経費に充てるために、再生可能エネルギー等利用推進積立金として、その残額の全部を積み立てるものとして定められております。

このたびのゼロカーボン北海道推進基金条例におきましても、第1条に、北海道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するとの規定がございますことから、企業局といたしましては、これまでの新エネ導入加速化基金と同様に、事業の財源として繰り出すこととしたものでございます。

以上でございます。

○村田光成委員 昨年の決算特別委員会で、企業局は、令和4年度からの5年間で60億円を新エネ導入加速化基金に繰り出すこととしていましたが、後継であるゼロカーボン北海道推進基金には、分割ではなく、一括で70億円を繰り出しました。

なぜこのような形で繰り出すこととしたのか、今年度に一括して繰り出すことで経営への影響がないのか、さらに、ゼロカーボン北海道の実現に向けた政策効果をどのように確認するのか、伺います。

○松田企業局次長 ゼロカーボン北海道推進基金への繰り出し方法等についてでございますが、企業局では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた道の施策と連携を深め、その推進に貢献をするため、令和5年度の予算編成過程におきまして、電気事業会計において生じた利益である再生可能エネルギー等利用推進積立金のうち、前年度の決算見込みを踏まえ、対応できると判断いたしました約70億円を本道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に向けたゼロカーボン北海道推進基金に繰り出すことを決定いたしました。

この再エネ積立金は、電気事業会計においては、経営に与える影響がないよう、毎年度の老朽施設・設備の改修、更新や、新規電源開発に要する費用など、持続的な経営に必要な経費を見込んだ後に生じた利益を積み立てているところでございます。

また、今後につきましては、健全かつ安定的な経営に取り組みつつ、ゼロカーボン北海道の推進に貢献できるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

さらに、再エネ積立金の取扱要領において、基金を用いて実施した事業については、一般会計における毎会計年度の出納閉鎖後、速やかに経済部へ報告を求めるものとしておりますことから、経済部からの事業報告を踏まえまして、活用状況を確認してまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 今後の施設の整備と電気事業の経営についてであります。

既にFIT適用外となっている発電所については、令和2年度より、一般競争入札による売電に移行しているほか、FIT適用の発電所においても、FIT制度終了後は電力自由化の波にさらされると思われまます。

収益は市場動向に左右され、市場金利も上昇傾向にあります。老朽化に伴う施設整備や電力自由化、電力システム改革への対応など、様々な課題がある中、企業局は電気事業をどのように経営していく考えなのか、伺います。

○辻井企業局長 今後の運営についてでございますが、電気事業は、これまで、水力発電所の建設、運営を通じ、クリーンな電力を供給してきたところであり、今後も持続的に経営基盤を確保しながら安定供給していくことが重要と考えております。

このため、FIT終了後を見据え、売電市場の動向も踏まえながら、中長期的な経営戦略の下、自己資金による老朽施設の更新や施設の長寿命化、耐震の取組を計画的に進めるほか、既存施設の発電量の増加に取り組むとともに、ゼロカーボン北海道の実現に向けた道の各種施策と連携を深め、その推進に貢献していくなど、電力の安定供給はもとより、再生可能エネルギーの普

及促進に取り組んでまいります。

○村田光成委員 これまで、工業用水道事業、電気事業の決算状況などについて伺ってまいりましたけれども、中長期的な視点から、企業局の経営の基本計画である経営戦略について伺ってまいります。

企業局では、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする経営戦略を策定し、将来にわたって健全かつ安定的な経営に取り組むこととしております。

令和2年の経営戦略策定から既に3年が経過しており、企業局を取り巻く情勢もまた変化しているものと考えますが、企業局ではどのように捉えているのか、伺います。

○三好雅委員長 総務課長里秀貴君。

○里総務課長 情勢の変化についてであります。工業用水道事業におきましては、急激な物価変動等を背景とした燃料や資材の高騰により、施設の維持管理費や工事費が上昇している中、バイオマス発電関連企業からの新たな給水需要が見込まれるほか、ラピダス社が建設中の次世代半導体工場への給水が決まったところでございます。

電気事業に関しましても、資材高騰による施設改修費の増加や原材料の品薄などにより、予定していた工期の変更が見られる中、近年の気象状況に伴う融雪・降雨出水による発電量の増加により増収となっております。

また、ゼロカーボン北海道の推進に貢献するため、道が新たに設置したゼロカーボン北海道推進基金へ、今年度、70億円を繰り出すこととしたところでございます。

こうしたことから、企業局を取り巻く経営環境につきましては、令和2年度の経営戦略策定時から大きく変化しているものと認識しております。

○村田光成委員 経営戦略においては、計画中期の令和6年度を目途に総合的な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行うとされております。

企業局を取り巻く情勢の変化を踏まえると、見直しが必要と考えますけれども、経営戦略の改定を、いつ、どのように行うのか、伺います。

○松田企業局次長 経営戦略の改定についてでございますが、企業局といたしましては、社会経済情勢など経営環境が大きく変化しておりますことから、現行の経営戦略を見直す必要があると考えております。

このため、現行の経営戦略に関し、その進捗や達成の状況、今後の目標について、総合的な検証作業を今年度中をめぐりに進めてまいります。

また、来年度早々に外部有識者で構成します懇談会を開催し、さらに検討を進め、上期中に新たな経営戦略に係る骨子案を取りまとめ、様々な御意見をいただきました後、来年度中をめぐりに改定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 最後に、今後の企業局の経営について伺います。

地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の取組や、ラピダス社の次世代半導体製造拠

点への工業用水の供給など、企業局の役割はこれまで以上に大きくなるものと考えますが、企業局では、今後どのように経営を行っていくのか、最後に管理者に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○三好雅委員長 公営企業管理者天沼宇雄君。

○天沼公営企業管理者 今後の経営についてでございますが、企業局では、持続可能な経営基盤を確保し、財政マネジメントを強化しながら、電力と工業用水を安定的に供給することが何よりも重要であると考えております。あわせて、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、道の施策と連携を深め、貢献していく必要があると考えております。

このため、電気事業におきましては、物価高騰が見られる中、老朽化施設の大規模改修を控えており、また、FIT期間終了後には大幅な減収が見込まれますことから、老朽化施設の改修に自己資金を充て、企業債による借入を抑制するなど、経営基盤の強化に取り組む所存であります。

また、工業用水道事業におきましては、新エネルギー関連企業の需要拡大が見込まれ、ラピダス社への供給も決定しており、引き続き、関係部局等と企業誘致や立地企業に関する情報の共有を図りながら、受水企業の開拓を積極的に行うなど、需要の確保に取り組んでまいります。

企業局といたしましては、今後とも、公営企業として求められる役割と責任を十分に果たすことができますよう、経営の基本計画となる経営戦略につきまして、具体的な取組や投資・財政計画など、情勢変化を踏まえまして内容に改定し、着実な事業運営を図り、将来にわたって健全かつ安定的な経営に取り組んでまいります。

○三好雅委員長 村田(光)委員の質疑は終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、私も、通告に従いまして、工業用水道事業会計について伺ってまいります。

一口に道営工業用水道事業と言いましても、室蘭、苫小牧、石狩のそれぞれの地区では、その経営の様相が異なっておりまして、工水ごとにそれぞれ総括検証などを行う、いわゆるセグメント分析の視点が重要だというふうに考えます。

そこでまず、昨年度決算における三つの工水それぞれの経営の状況について、契約率も含めて伺います。

また、独立採算制を原則とする公営企業において、税金を原資とする一般会計からの繰入れは安易に行われるべきではないことは自明でありますけれども、補助、借入れ、出資など、一般会計からの繰入れの状況はどのようになっているのか、併せて伺います。

○三好雅委員長 工業用水道課長奥河俊明君。

○奥河工業用水道課長 令和4年度決算の状況についてであります。室蘭工水は、契約率が前年度と同じ89.8%でありました中で、委託料や動力費などの費用が増加したものの、引当金の精算による特別利益が生じたことなどにより、純利益が前年度より1700万円増加して1億4900万円

となり、苫小牧工水につきましても、委託料などの費用が増加したものの、バイオマス発電所の本格稼働に伴い、契約率が3.5ポイント増の73.6%となり、給水収益が増加したことなどにより、純利益が1200万円増加して1億6600万円となりました。

石狩工水につきましては、契約率が20.0ポイント増の52.4%で、給水収益が前年度に比べて5600万円増加したものの、令和3年度の積立金取崩しによる一時的な収益が減少したほか、委託料などの費用も増加し、1億7800万円の純損失となりました。

また、一般会計からは、石狩工水の経営に対し、地下水からの水源転換のために必要となった施設整備に係る企業債の償還元金相当額の補助金のほか、水源とするダムの建設費負担金相当額の出資金や、営業運転資金及び建設改良資金等の財源不足に係る長期借入金を合わせて4億8900万円の繰入れを受けたところでございます。

○中川浩利委員 そこで、後ほどお聞きするラピダス社は別といたしまして、最近、工水を使用する企業の新規立地の動きも散見されます。

そこで、直近3年間における新規ユーザーへの供給実績と今後の供給見込みに関し、その件数、契約水量について、工水ごとにお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 工業用水の需要についてであります。過去3年間の新規ユーザーへの給水につきましては、苫小牧地区でバイオマス発電関連の1企業から日量で最大7100立方メートルの申込みがあったほか、石狩湾新港地域では、バイオマス発電関連や食品関連など4企業から日量で最大約3300立方メートルの申込みがありました。

今後に関しましては、現時点で、石狩湾新港地域の物流関連事業者に今月末から最大35立方メートルを供給することとしているほか、苫小牧地区のバイオマス発電事業者から、令和6年度以降に3500立方メートルの給水申込みを受けているところでございます。

○中川浩利委員 三つの工水のうち、石狩工水の経営状況が極端に悪い状況でありますけれども、石狩工業団地の開発の歴史をひもときますと、重厚長大産業の誘致を目指してきたということもあって、今となって振り返りますと、道の一般会計側の見通しの甘い事業計画によって、工業用水道事業に関して多額かつ過剰の融資を余儀なくされて、言わば、そのツケを企業局が払わされてきたということが分かるわけであります。

とはいえ、その経過についてはともかくとして、スタートから20年を超えた今もなお、毎年、多額の税金が使われているということを見過することはできないわけであります。

先ほど伺ったとおり、石狩工水には様々な形で一般会計から繰入れが行われていますが、どのような考え方によりその金額が決められているのか、さらに、これまでの繰入れ総額は幾らになっているのか、お伺いをいたします。

○奥河工業用水道課長 一般会計からの繰入れについてでございますが、石狩工水は、需要が計画と乖離したために行った規模縮小に伴い、未稼働となった資産の整理のために借り入れた企業債の全額について、平成29年度まで一般会計から償還元金に対する補助金を受け入れたほか、地下水のくみ上げによる地盤沈下の防止も石狩工水事業の実施目的の一つとしましたことから、建

設費の財源として借り入れた企業債のうち、環境保全対策に相当する額の償還元金について、引き続き、補助金を受入れているところでございます。

また、石狩工水の水源とする国のダム建設事業について、特定多目的ダム法に基づき、企業局が国に支払っているダム建設費負担金に対して出資金を受け入れているほか、浄水場建設及び配水管布設などの建設改良に伴う収支不足や営業に必要な運転資金の不足を補填するため、一般会計からの借入れを行っているところでございます。

こうした一般会計の繰入れにつきましては、これまで、補助金が約79億円で、出資金が約23億円となっており、借入金の令和4年度末残高は約43億円となっているところでございます。

○中川浩利委員 今ほど国のダム建設事業の話がございましたけれども、これまで我が会派が指摘をしてきましたように、桂沢ダムをかさ上げする新桂沢ダムと新たに建設をする三笠ぽんべつダムで構成をされます国の幾春別川総合開発事業は、事業期間の延長や事業費総額の大幅な引上げが繰り返されておりまして、この事業には石狩工水も参加をしていますことから、新たな負担の発生についてもさらに懸念を抱くところであります。

今後の石狩工水の経営に関して、一般会計からの繰入れの見込みと一般会計に返済できる可能性の有無についてお伺いをいたします。

○奥河工業用水道課長 繰入れの見通しについてでございますが、一般会計から繰り入れております補助金のうち、未稼働資産の整理のために借り入れた企業債は、償還が終了しているため、補助金の受入れも終えておりますが、地下水からの水源転換に伴う環境保全対策に係る企業債は、償還が令和9年度までの予定となっており、令和5年度以降に約5億円の補助金を受け入れる予定となっております。

また、ダム建設費負担金に対する出資金は、国のダム建設事業が令和12年度までの計画となっており、事業完了までの間、国からの請求に基づいて支払う額に対し、出資金を受け入れる予定でございます。

さらに、営業運転資金の不足額に係る借入れにつきましては、今後見込まれます契約水量の増加などにより、令和7年度には借入れが不要となる見込みでありますことから、関係部局と返済方法などの協議を続けていく考えでございますが、建設改良資金等の財源不足に係る借入れにつきましては、開業以来、純損失を計上し内部留保資金を保有していないため、今後も借入れが必要となる見込みでございます。

○中川浩利委員 かつての一般会計側による、言わば時代の先読みの見誤りによって現在も苦しい経営を強いられているところでありますが、企業局として自らも経営努力をしっかりと行っていかなければならないわけでありまして、石狩工水の経営を改善していくために企業局としてどのように取り組んでいくのか、これまでの取組の成果と併せてお伺いいたします。

○三好雅委員長 企業局次長松田尚子君。

○松田企業局次長 石狩工水の経営についてでございますが、石狩工水は、当初見込んでおりました業種の立地が進まず、給水能力の縮小により、スケールメリットが働きにくい施設規模とな

りましたことから、これまで赤字が継続し、運転資金などの不足を一般会計からの長期借入金で補填するなど、厳しい経営状況が続いているところでございます。

こうした中で、バイオマス発電所の本格稼働に伴いまして、契約水量の増加により、経営戦略で契約率の目標として掲げております52%を令和4年度末で達成したところでありまして、効率的な事業運営を継続することで、令和7年度には営業運転資金の不足に対する一般会計からの借入金が不要となる見込みとなっております。

企業局といたしましては、今後とも、経済部をはじめとしまして、石狩市や企業誘致機関などと十分連携をし、新エネルギー関連企業への需要開拓にも努めながら、支出の抑制に不断に取り組むなど、さらなる経営改善に努めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 次に、苫小牧工水についてお伺いいたします。

ラピダス社への水の供給に関しては、さきの定例会の予算特別委員会における総括質疑で、有識者懇談会から苫小牧工水案がベターと評価をされたことから、苫小牧工水を水源候補地として決定したというふうには知事から答弁があったところであります。

有識者会議における議論などを確認いたしますと、千歳川を水源とした場合、水利権の取得に相当程度の時間を要し、ラピダス社が求める水の供給スケジュールには到底間に合わないため、20キロメートル以上離れた苫小牧工水を活用しないわけにはいかないといったことのようにありまして、やはり、誘致段階での見通しの甘さということはありませんでしたので、知事において、これは重く受け止めざるを得ないことなのかなというふうに指摘させていただきまします。

一方、今般の道の方針決定を踏まえまして、本当に苫小牧工水から供給しても大丈夫なのか、地元の企業誘致活動や既存ユーザー、さらには、今後の苫小牧工水の経営にどう影響が出ていくのかをしっかりと確認させていただきたいというふうに思います。

そこで、昨年度末時点における苫小牧工水の給水に係る契約の状況と供給の余力について、まず確認をいたします。

○奥河工業用水道課長 苫小牧工水の給水能力などについてでございますが、苫小牧地区工業用水道は、勇払川と安平川の二つの河川を取水源とし、それぞれ1日当たり10万立方メートルの給水可能な施設を有しておりまして、合わせて20万立方メートルの給水能力となっております。

令和4年度末時点では、石油・化学工業をはじめ、電力事業者や自動車関連企業などと約14万7000立方メートルの給水契約を結んでおりまして、未契約水量は約5万3000立方メートルとなっております。

○中川浩利委員 今、苫小牧東部地域への進出を検討している数多くの企業がありまして、そのアプローチ企業からは、そういった中で水の確保は大丈夫かといったような不安の声が寄せられているというふうに聞いております。

苫東地域の用地にはいまだに未分譲地が多く残っておりまして、ラピダス社への供給量次第では、供給余力の低下、そして、今後の企業誘致に大きな影響が出ることも懸念をされるわけであ

ります。

そこで、水の確保を不安視するほかのアプローチ企業に対し、企業局としてどのように対応していくつもりなのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 ラピダス社への工水供給などについてでございますが、ラピダス社からは、次世代半導体製造の量産化に向けまして、2027年に日量で最大2万4000立方メートルの工水が必要になる旨の申出を受け、現在、供給に向けた協議を重ねているところでございますが、現時点の未契約水量から、既に申込みのある事業者とラピダス社の必要水量を単純に差し引きますと、苫小牧工水の供給可能量は日量で約2万5000立方メートルとなるところでございます。

企業局といたしましては、今後とも、経済部や苫小牧市などと連携しながら、工業団地への企業立地の動向や工水需要の把握に努めますとともに、関係機関や工水の供給に関する相談があった企業に対しまして丁寧に情報提供や状況説明を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 さきの定例会中における本委員会の終了後、直ちに開催をされました道の次世代半導体産業立地推進本部会議におきまして、知事は、関係部局に対して、ラピダス社への水の供給について、整備に向けた準備に着手するよう指示をされたというふうに伺っております。

こうした知事の指示なども踏まえて、現在、企業局ではどのように対応されているのか、今後のスケジュールと併せ、お伺いをいたします。

○松田企業局次長 配水施設の整備スケジュール等についてでございますが、10月5日に開催されました次世代半導体産業立地推進本部会議における知事からの指示を受けまして、企業局では、経済部から情報提供を受けております配水管布設ルートなどを基に、道路管理者やJRなどの関係機関との必要な調整や協議を開始いたしますとともに、施設建設を担当します専属の組織を局内に設置し、いわゆるデザインビルド方式による発注を検討するなど、ラピダス社が求めるスケジュールに間に合うよう取り組んでおり、次期定例会以降に必要な予算案を提出できるよう、さらに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 次に、さきの第3回定例会の予算特別委員会の中での議論におきまして、新規事業者から給水の申込みがあり、新たに配水設備の整備が必要となった場合の費用については、関係条例に基づいて、企業局が実施主体となって必要な配水管等を整備し、その費用の全部を分担金として徴収するか、または、受水企業が自らの負担で設備を整備し、完成後に企業局へ無償譲渡する場合があるということでありました。

しかし、北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例第3条の規定上であれば、あくまで、当該工事に要する費用の全部または一部を当該申込者から分担金として徴収することができるというふうにされておきまして、受水企業的全額負担については、これまでの先例においては、相手方企業との個別の交渉によって、たまたまと申しますか、全てそのようにされてきただけという実情があるのではないのでしょうか。

企業局として、これまでどのように条例を解釈し、対応してきたのか、改めて確認の意味を込めてお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 整備費の負担についてでございますが、地方自治法では、地方公共団体が特定の事業に要する費用について、当該事業により利益を受ける者からその受益を限度として分担金を徴収することができることとされておりまして、これに基づき、道の条例では、新たな配水施設の工事に要する費用の全部または一部を給水の申込者から分担金として徴収できることとしてございます。

企業局においては、これまで、申込者が1者の場合は、その施設が専用施設となるため、費用の全部を御負担いただき、申込者が2者以上の場合は、それぞれの受益を限度として、費用の一部ずつを御負担いただいているところでございます。

○中川浩利委員 これまでの例については承知をいたしましたけれども、今後、ラピダス社への供給開始を前に、給水区域の変更、拡大に伴う条例の改正も予定をされているようでありますので、そうした機会を捉えて改めて費用の負担の在り方について規定を整備する、費用負担の在り方について明文化、明確化しておく必要があるということについては指摘をさせていただきます。

次に、ラピダス社が、供給設備の事業について総額198億円を全額負担することとなっております。例えば、今後、同社が次世代半導体の量産化に成功した暁には、第2工場、第3工場の増設はもとより、苫東地域を含めた関連企業のさらなる集積といったものが見込まれていくわけでありませうけれども、そうした場合、増大する用水のニーズに対して企業局としてどのように対応していくつもりなのか、併せて所見を伺います。

○三好雅委員長 企業局長辻井宏文君。

○辻井企業局長 整備費用などについてでございますが、ラピダス社に対する工水の供給に必要な配水管の布設や中継ポンプ場の建設などに要する経費は、現時点で約198億円になるものと見込んでおり、ラピダス社とは、これまでの新規ユーザーと同様に、工業用水道の料金等の徴収に関する条例に基づいて、整備費用の全額を御負担していただくことで協議が調ったところでございます。

また、将来的な苫小牧工水の需要については、今後とも、半導体産業の振興や苫東地域への企業立地推進を所管する経済部をはじめ、地元市町村や関係機関の皆様とも十分に連携し、企業立地や工水需要に関する情報共有を図りながら、企業局としての必要な対応を検討してまいります。

○中川浩利委員 企業局においては、令和2年度から11年度までの10年間における具体の事業計画であります北海道企業局経営戦略を策定し、経営を行っているところでありますが、今回のラピダス社の供給が決まったことによりまして、計画の前提条件も含めて、大幅な変更が生じることは必至であります。

早急に現行の経営戦略を改定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○松田企業局次長 経営戦略についてでございますが、苫小牧工水においては、ラピダス社が建設中の次世代半導体工場への給水が決まりましたほか、バイオマス発電関連企業への新たな需要も見込まれております。一方で、物価変動等を背景としました燃油や資材の高騰により、施設の維持管理費などは上昇している状況となっております。

このように、企業局を取り巻く情勢が大きく変化しておりますことから、経営戦略の見直しを行う必要があると考えており、今年度中をめどに現行の経営戦略に関する総合的な検証作業を進め、来年度早々に外部有識者で構成します懇談会を開催するなど、様々な御意見をいただいた後、来年度中をめどに改定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 平成11年に供給を開始した石狩工水は別といたしまして、室蘭工水、苫小牧工水は供給開始から半世紀以上が経過をいたしてございまして、一部施設の更新が必要となっている状況と承知をしております。

これまでの施設の更新状況と今後の見込みを伺うとともに、こうした更新経費の増嵩により経営への影響がないのか、お伺いいたします。

○三好雅委員長 工業用水道施設整備担当課長川野宏之君。

○川野工業用水道施設整備担当課長 工水施設の老朽化対策についてでございますが、幌別ダムについては、耐震診断の結果を踏まえ、平成30年度に放流設備等の耐震補強事業に着手し、令和8年度の完成に向けて取り組んでいるほか、浄水場や送配水管など、その他の施設や設備につきましては、劣化状況を調査した上で、老朽化が進行している施設等の計画的な改修や修繕に取り組んできており、現在、配水管に関しては、経営戦略に基づき、苫小牧工水において耐震化改修工事を進めているところでございます。

今後、資材費の高騰や労務単価の上昇などが工水事業の経営に影響を及ぼすことも懸念されますが、企業局といたしましては、今後とも、劣化度調査の結果等を踏まえ、優先順位を考慮して計画を立て、ユーザーの皆様の御意見も伺いながら、事業の平準化を図るなど、安定的な経営に努め、工水施設の適切な老朽化対策に取り組んでまいります。

以上です。

○中川浩利委員 室蘭、苫小牧、石狩の工業団地にとりまして、工業用水は企業の経済活動の基盤となる欠かせないインフラでありまして、血液のようなものでございます。継続かつ安定的な水の供給が求められるところでありますが、石狩工水は、歴史的に赤字経営を余儀なくされるなど、道営工水事業を持続的に経営していくことは決して容易ではないというふうに考えておりますけれども、一方で、ラピダス社のような新たなニーズも生じてきているところでありまして、管理者においては、今後どのように工水事業を経営していくのか、お伺いをいたします。

○三好雅委員長 公営企業管理者天沼宇雄君。

○天沼公営企業管理者 工業用水道事業の経営についてでございますが、工業用水道事業は、本道の主要な工業地域の企業活動を支える重要なインフラでありまして、将来にわたって安定的な

供給が続けられるよう、経営の健全化に取り組むことが重要と考えており、工水事業の経営につきましては、需要開拓などによる契約率の向上や未処理欠損金の解消など、改善が進んでおります一方で、施設の老朽化や資材費の高騰などにより経営環境の厳しさが一層増しているとともに、石狩工水に係る一般会計からの繰入れが続いておりますことから、さらなる取組の強化が必要と考えております。

また、本道では、脱炭素社会の構築に向けました動きが活発化し、新エネルギー産業の立地も相次いでおり、さらには、次世代半導体の製造拠点の整備を契機に、関連産業の進出も期待されますことから、企業局に求められる役割が今後なお一層高まっていくものと考えております。

このため、企業局では、中長期的な視点での投資や財政見通しを明らかにしている経営戦略につきまして、その進捗や目標の達成状況などの検証を行ってございまして、今後設置する外部有識者による懇談会におきまして御意見をいただきながら、来年度中の改定をめぐりに取組を進めるとともに、将来にわたってユーザーの皆様が安心して工水を利用していただけますよう、施設の設備の長寿命化や耐震化等を進めるほか、新たな需要が期待される分野への重点的な営業活動を行い、経営の基盤となります料金収入の確保に努め、費用の平準化などにより経費を抑制するなど、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 それでは次に、電気事業会計についてお伺いいたします。

近年、道営発電事業の経営は大変好調だというふうに伺っています。それは、ひとえに、再生可能エネルギーを固定価格で買い取る、いわゆるF I T制度による恩恵にほかならないわけでありまして、F I Tが適用されるのもあと10年程度ということでありまして。

そこでまず、最近5年間における売電収入額について、F I Tとそれ以外に分けて伺います。また、おのおのの売電単価についてもお伺いをいたします。

○三好雅委員長 発電課長寺崎将君。

○寺崎発電課長 電力料収入等についてでございますが、平成30年度から令和4年度までの5年間の電力料収入は、F I Tの4発電所分は163億6400万円、F I Tの対象とならない非F I Tの5発電所分は106億200万円、合計で269億6600万円となっております。

また、直近の令和4年度におきましては、F I T分は45億1100万円、非F I T分は30億8900万円、合計で76億円となっております。

おのおのの売電単価につきましては、F I Tの4発電所は、シューパロ発電所は23円83銭、滝の上発電所は24円、清水沢発電所は27円、沼の沢発電所は34円となっております。非F I Tの5発電所は、平成30年度と令和元年度は8円64銭、一般競争入札を採用した令和2年度からは、令和2年度と3年度は10円65銭、令和4年度は13円46銭となっております。

以上です。

○中川浩利委員 F I Tのことは最後にまた触れますけれども、次に、電気事業の利益の状況について、直近5か年の金額を伺います。また、これまでどのように利益処分を行ってきたのか、

併せて伺います。

○寺崎発電課長 利益の処分等についてでございますが、電気事業における平成30年度から令和4年度までの5年間の純利益は、合計で154億4400万円、直近の令和4年度は52億1900万円となっております。

利益の処分につきましては、北海道公営企業条例に基づき、毎事業年度、生じた利益の残額を減債積立金及び再生可能エネルギー等利用推進積立金に積み立ててきたところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 今の答弁にありましたけれども、再生可能エネルギー等利用推進積立金に積み立てられている額について、直近5年間で幾らを積み立ててこられたのか、また、それをどのように活用されたのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 再生可能エネルギー等利用推進積立金についてでございますが、平成30年度から令和4年度までの5年間における積立額の総額は116億3000万円で、その内訳は、平成30年度が20億円、令和元年度が11億5000万円、令和2年度が17億8000万円、令和3年度が22億6000万円、令和4年度が44億4000万円となっております。積立金は、既設発電所等の改修工事に9億1900万円、新エネルギー導入加速化基金へ50億7300万円を繰り出しまして、活用してきたところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 今ほどありましたように積み立ててきたわけでありまして。

これは第2回定例会から議論をしてきたわけでありましてけれども、今年度、道では、ゼロカーボン北海道を推進するためとして、新エネルギー導入加速化基金を廃止し、ゼロカーボン北海道推進基金を設置いたしました。この基金については、100億円という規模ありきで造成されたといえぬものというふうに考えております。なぜなら政策的な中身も希薄であるからであります。

もちろん、これ自体は経済部の取組であるのですけれども、この基金については企業局からも70億円を拠出することとなったところであります。

そもそも、これまで、企業局から新エネルギー導入加速化基金に対し幾ら繰り出しをしてきたのか、また、これまでの基金事業の取組の効果をどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 新エネルギー導入加速化基金への繰り出しについてでございますが、企業局からは、平成29年度から令和4年度までの6年間、新エネルギー導入等の加速化を図るため、62億7000万円を一般会計に繰り出したところでございます。

平成29年度から令和4年度までの6年間、経済部では、この基金を活用し、地域におけるエネルギー地産地消の先駆的なモデルづくりのほか、新エネ導入に係る計画づくりや設備の設計、導入への助成など、85件の補助事業を採択し、加えて、新エネ等の導入に係る機運醸成を図るセミナーの開催や市町村へのコーディネーターの派遣などを行うことにより、延べ179市町村の取組

を支援したと承知しております。

以上です。

○中川浩利委員 先ほども議論になっておりましたけれども、企業局では、今年度、なぜ70億円もの大金をゼロカーボン北海道推進基金に繰り出すことになったのか、また、その財源をどこから調達したのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 ゼロカーボン北海道推進基金への繰り出しについてでございますが、企業局では、令和5年度の予算編成過程におきまして、電気事業で生じた利益を積み立てている再生可能エネルギー等利用推進積立金から約70億円をゼロカーボン北海道推進基金に繰り出すことを決定したところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 電気事業会計の経営が幾ら好調だとはいえ、一括で、それも70億円もの金額を単年度で負担するということは、常識的な経営判断とは言えず、理解に苦しむところであります。

そもそも、ゼロカーボン基金については、今後の事業計画や用途に係る明確な方針もなく、これから策定をしていくというずさんな進め方がされているというふうに私は思いますけれども、そういった状況の中、知事に言われるがままに大金を拠出することについて、企業局内部では、言いづらいことかもしれませんが、反対意見や議論がなかったのか、繰り出しによる経営への影響はないというふうに判断をしたのか、所見を伺います。

○松田企業局次長 繰り出しに係る認識についてでございますが、企業局では、道が取り組むゼロカーボン北海道の実現に向けた各種の施策と連携をし、その推進に貢献していくことが重要と考えまして、再生可能エネルギー等の導入が本道において加速化するよう、今年度、ゼロカーボン北海道推進基金に再生可能エネルギー等利用推進積立金から繰り出すこととしたところでございます。

なお、経営に影響が生じないよう、毎年度、持続的な経営に必要な経費を見込んだ後に生じた利益を積み立てている中から繰り出すこととしたところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 やはり、そこは主体的に、企業局としての考え方というものをぶつけていくべきだというふうに思います。

今後もまた、ゼロカーボン基金への繰り出しを一般会計から要請された際には、イフの話になりますけれども、これまでと同じく唯々諾々と従うつもりなのでしょうか。やはり、金を出すのであれば口も出すというスタンスの下で、経済部で今後予定をされているゼロカーボン基金に係る方針の作成に当たっては、繰り出しや用途に係る条件を付すなど、企業局も積極的に議論に関与していくべきだというふうに考えますけれども、所見を伺います。

○松田企業局次長 ゼロカーボン北海道推進基金への対応についてでございますが、ゼロカーボン北海道推進基金条例では、北海道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に資するた

めの事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するとされております。

こうした中、北海道公営企業条例では、再生可能エネルギー等の利用の推進を目的とする事業に必要な経費に充てるために、再生可能エネルギー等利用推進積立金を利益から積み立てるとされておりますことを踏まえて、企業局といたしまして、再生可能エネルギーの加速化に資するよう、一般会計に繰り出すこととしたものであり、関係する条例に基づき対応しております。

以上でございます。

○中川浩利委員 条例に基づくのは当然でありますけれども、先ほど言ったようなことを指摘とさせていただきます。

次に、施設の改修についてであります。

企業局では、9か所の発電所を有し発電事業を営んでおりますが、その中にはかなり老朽化が進んでいる施設もありますことから、計画的に施設改修に取り組んでいるとのことでもあります。

最近では、夕張川水系の滝の上発電所、清水沢発電所の改修を終えまして、これから改修に着手しようとしているのが士別市にある岩尾内発電所であります。

昨年の決算特別委員会においては、岩尾内発電所に関する我が会派からの質問に関して、令和4年度に実施設計を行っていること、企業局が想定をしている経営戦略ではその改修費は約30億円を見込んでいる旨、答弁がございました。

実施設計の結果、岩尾内発電所の改修費用は一体幾らとなったのか、お伺いいたします。また、その財源についてもお伺いいたします。

○三好雅委員長 発電施設整備担当課長長谷匠美君。

○長谷発電施設整備担当課長 岩尾内発電所の改修費用についてでございますが、昨年度、実施設計を行い、精査したところ、岩尾内発電所の改修については、総額約67億円を要すると現時点で見込んでいるところでございます。また、その財源については、今後、市場金利の上昇の懸念があり、経営基盤を強化していく観点から、内部留保資金などの自己資金を予定しているところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 総額約67億円という見込みがありましたけれども、改修に要する費用の乖離について、なかなか理解し難いわけでありまして、物価の高騰といったものを勘案しても乖離幅が大き過ぎるわけであります。

これまでの見込みが甘かったのかどうか、乖離の原因についてお伺いをいたします。

○長谷発電施設整備担当課長 費用が増加した要因についてでございますが、現行の経営戦略では、平成29年度に国のガイドラインなどに基づき算出した金額である約30億円を見込んでいたところでございます。

このたびの実実施設計を踏まえ、費用が増加した主な要因としては、水車発電機の機器価格をはじめ、資材価格や人件費などが国の示すガイドラインなどに比べて高騰していることによるものと考えているところでございます。

○中川浩利委員 老朽化による改修の必要性というものがあるのだろうというふうには思いますけれども、これだけ金額が上がると、改修する必要性について考えなければならないというふうに思います。それが経営上、有益なのか、疑問を抱かざるを得ません。

この岩尾内発電所に係る大規模改修における費用対効果をどのように見込んでいるのか、お伺いいたします。

○松田企業局次長 改修の費用対効果についてでございますが、岩尾内発電所は、企業局が有します発電所のうち、3番目に発電量が多く、電力の安定供給と持続的な経営という両面から重要な施設であると認識をしており、このため、老朽化による施設の故障に伴う影響を考慮いたしまして、計画的に改修事業を行う必要があると判断しているところでございます。

また、現時点で見込まれます改修費用につきましても、採算性は十分に見込まれ、投資した資金の回収は可能と考えております。

以上でございます。

○中川浩利委員 今言われたことをしっかりと肝に銘じて取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、電気事業では、今後も施設の更新、大規模改修がいろいろと見込まれているわけでありまして、また、先ほど議論しましたF I T制度についても、いつまでもその恩恵を受けられるわけではございません。F I T終了後の売電価格は全て市況に委ねられるわけでありまして、経営リスクといったものが常に付きまとうこととなります。

さらに、道からまたいつ大金を繰り出すよう指示があるかは分からないわけでありまして、こうした不安要素を皆さんは抱えておられると思います。

管理者は、今後どのように発電事業を経営していくおつもりなのか、ゼロカーボン基金の創設等による状況変化なども踏まえ、令和2年度に策定した経営戦略の見直しの必要性に対する認識も含めまして、最後にお伺いいたします。

○天沼公営企業管理者 電気事業の経営についてでございますが、電気事業は、クリーンな電力供給を目的に、これまで水力発電所の施設改修を行いながら運営してきたところでありまして、引き続き、持続的に経営基盤を確保しつつ、安定供給していく必要があると考えております。

こうした中、電気事業を取り巻く経営環境を考えますと、物価の高騰や施設の老朽化のほか、F I T期間が終了した後の大きな減収など、今後の経営への影響が見込まれているところであります。

このため、企業局といたしましては、施設の大規模改修の際に自己資金により対応するなど、企業債の借入を抑制し、財政マネジメントを強化するとともに、設備の更新を通じて発電量の増加に取り組み、経営の基本である経営戦略を、情勢変化を踏まえた内容に来年度をめどに改定するなどして、将来に向かって健全かつ安定的な経営に努めてまいります。

以上でございます。

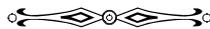
○中川浩利委員 今、管理者から答弁がございましたが、その見直しの中身を今後しっかりと注

視させていただくということを申し述べさせていただいて、私の質問を終わります。

○三好雅委員長 中川委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩



午後1時16分開議

○平出陽子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局所管に関わる質疑の続行であります。

白川祥二さん。

○白川祥二委員 御苦労さまでございます。

私からは電気事業会計について伺いたいと思います。

まず、令和4年度の決算でありますけれども、電気事業会計については、営業収益が約76億4000万円、営業費用が約25億1900万円、営業利益が約51億2100万円と、好決算であったと認識していますが、過去5年間の決算はどのような状況であったのか、また、その要因はどのように認識しているのか、伺います。

○平出陽子副委員長 発電課長寺崎将さん。

○寺崎発電課長 電気事業の決算についてでございますが、平成30年度から昨年度までの5年間の経常収益の平均は55億7700万円、経常費用の平均は24億7500万円、純利益の平均は30億8800万円となっております、好調な決算になっていると認識しております。

その要因といたしまして、清水沢ダム改修工事に伴うシューパロ発電所の部分停止などで減収となった年がありますものの、融雪出水や降雨によるダム流入量に恵まれた年が多かったこと、令和2年度から非FITである5発電所の売電が一般競争入札に移行したことに伴いまして、それまでの北海道電力による買取り単価に比べ、1キロワットアワー当たり平均で2円95銭上昇したことなどが挙げられます。

以上です。

○白川祥二委員 今報告がありましたけれども、令和4年度の電力量は、主にシューパロ発電所において融雪出水により4月の夕張シューパロダムへの流入量が多かったことや、ダムの水位が低下する予定であった8月の降水量が多く、貯水できたことから、年間を通してダムを高水位で運用できたことなどにより、年間で9発電所合計の計画販売電力量の3億456万8000キロワット時に対し、実績は4億1619万キロワット時ということで、実に、計画の136.7%、1億1162万6254キロワット時の増と、好決算につながったものと考えていますが、至近5か年の発電量はどのような状況であったのか、伺います。

○平出陽子副委員長 発電制御室長佐藤裕一さん。

○佐藤発電制御室長 これまでの発電量についてでございますが、過去5年間の平均予定電力量は2億9300万キロワットアワーを見込んでおりましたが、この間、発電施設への流入量が平年を

上回る年が多かったことや効率的なダム運用ができましたことなどから、5か年の平均の電力量は予定していたものよりも4900万キロワットアワー増加し、3億4200万キロワットアワーとなりました。

○白川祥二委員 令和4年度は電力量が多かったということでもあります。このことについては、まず、雨量の多さが発電量の増加に、ひいては増収につながったとのことですが、特に甚大な災害をもたらす脅威であり、空知管内においても農地被害が頻発しています。

一定量の雨が降るとダムから放流などが行われると思いますが、企業局の所管するダムにおいて、そのような操作を行うダムは幾つあり、どのような規定に基づき、管理や放流を行っているのか、伺います。

○佐藤発電制御室長 水害に対するダムの管理などについてでございますが、企業局の電気事業では、鷹泊、清水沢、ポンテシオの三つのダムを所管しており、これらのダムは、河川法に基づき、ダムごとに操作規程や管理規程を定めて、一定のルールの下に管理しているところでございます。

こうした中、放流ゲートを有する鷹泊ダムについては、令和元年の台風19号などによる水害の激甚化等を踏まえ、国が定めた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、令和2年に、河川管理者をはじめ、地域の自治体などと治水協定を締結し、洪水調節を行う判断基準以上の降雨が予想される場合、関係機関に連絡の上、事前に放流を実施し、ダム貯水池の空き容量を確保する運用を行うこととしております。

○白川祥二委員 今答弁がありましたけれども、雨竜川に限らず、水力を発電の源としている企業局としては、水害などの自然災害に備えるための防災対策も行っていると思いますが、企業局ではどのような取組を行っているのか、伺います。

○佐藤発電制御室長 防災に対する取組についてでございますが、企業局では、年1回、鷹泊ダムにおいて、出水期を前に、河川管理者や下流市町村などと合同で、災害発生時のダムの操作や関係機関との情報共有などを的確に行うための洪水対応演習を実施しております。

あわせて、その他の発電所についても、大雨を想定し、職員の迅速な対応や本局と管理事務所との連携を確認するための大雨災害通信連絡訓練を行っているところでございます。

このほか、地震に対しての取組として、毎年、大地震を想定した防災総合訓練を実施していることに加えまして、道が実施する災害通信訓練へ参加するなど、災害時における職員の対応能力の強化を図っているところでございます。

○白川祥二委員 近年、特に線状降水帯の発生で、水害による被害が全国的に大きくなっており、空知管内でも、平成30年7月2日から3日の豪雨、令和元年8月8日から9日の豪雨で大きな農業被害に見舞われています。

そして、今年の8月にも深川市で雨竜川の氾濫があったところですが、この際、雨竜川上流の鷹泊ダムにおける対応状況について伺います。また、被災された農家の方々からは、鷹泊ダムだけの対応では無理との声があり、その上流部の北海道電力が管理しております朱鞠内湖の雨竜第

一ダムとウトナイ湖の雨竜第二ダムに洪水調整機能がないこと、そして、雨竜川の河道掘削の必要性を訴えられています。企業局としてどのように認識しているのか、併せて伺います。

○佐藤発電制御室長 鷹泊ダムの対応状況などについてでございますが、今年8月の出水時には、予測降雨量などから鷹泊ダムへの流入量の増加が見込まれたところであり、放流を行っても農業用水の確保ができると判断したため、洪水発生の日前からゲートを使用した放流を開始し、ダムの貯水容量を確保することで、下流河川における水位上昇の軽減に寄与できたと考えております。

また、国において、令和4年8月に雨竜川に係る河川整備計画を変更し、河道の掘削や北海道電力が所管する雨竜第一ダムと第二ダムに洪水調節機能を付加する事業を計画していると承知しております。

企業局としては、大雨など河川の増水が見込まれる場合は、可能な限りダム下流河川への影響を考慮しながらダムの運用を行っており、今後も、河川管理者をはじめ、関係機関とその時々々の情報を共有しながら、適切なダム管理に努めてまいります。

○白川祥二委員 安定的な発電やかんがい用水の補給を継続していくためには、日頃の運転管理とともに、施設の整備も欠かせませんが、鷹泊ダムや発電所においては、建設後70年が経過し、老朽化が進んでいますが、老朽化対策の取組状況について伺います。

○平出陽子副委員長 発電施設整備担当課長長谷匠美さん。

○長谷発電施設整備担当課長 老朽化対策についてでございますが、鷹泊ダムは、農業用水の確保と発電を目的として、昭和28年に当時の農林省と道が共同で建設した多目的ダムであり、平成2年度から15年度にかけ、老朽化対策として、国が実施する共同工事においてダム本体の補修などを実施したところでございます。

また、鷹泊発電所についても、これまで、15年ごとをめぐりに定期的にオーバーホールを実施し、適切な施設の管理に努めてきたところでございます。

企業局では、発電施設の長寿命化計画を策定し、毎年度、見直しを行いながら、施設の修繕、更新を計画的に実施してきており、鷹泊発電所については、現在、国が行っているダム改修に関する検討調査を踏まえながら、今後、計画的な改修を検討してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 今回の件についてなのですが、実は、8月3日に辻井局長から普通放流を行う旨の連絡をいただきました。このことを深川市の農業者にすぐ連絡しましたところ、雨は一切降っていない、曇りだという状況であったのです。ただ、6日の朝6時頃、深川市の農業者から一斉避難命令が来たとの報告を受けたところであり、このことについて本当に農業者も安心したというふうに思っております。

そして、近年、線状降水帯が発生するという気象予報があり、その精度も年々向上していると聞いておりますが、ダム下流域の水害を最小限に食い止めるためにも迅速な放流対策が必要と思われるので、対応方をよろしくお願ひし、次の質問に移らせていただきます。

企業局が行う自然災害への備えや老朽化対策の取組については、当然、相応の費用が生じるものであり、今年度、ゼロカーボン北海道推進基金に70億円もの金額を一括で繰り出す企業局は、その財源をどのように賄うつもりなのか、伺います。

○平出陽子副委員長 企業局次長松田尚子さん。

○松田企業局次長 ゼロカーボン北海道推進基金に対する繰り出しなどについてでございますが、北海道公営企業条例におきましては、利益に残額があるときは、電気事業にあつては、再生可能エネルギー等の利用の推進を目的とする事業の必要な経費に充てるために、再生可能エネルギー等利用推進積立金として、その残額の全部を積み立てるものとする定められておりますことから、これをゼロカーボン北海道推進基金へ繰り出す財源としたところでございます。

この積立金は、経営に与える影響がないよう、毎年度の老朽施設・設備の改修、更新や、新規の電源開発に要する費用など、持続的な経営に必要な経費を見込んだ後に生じた利益を積み立てているものでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 今御答弁がありましたけれども、70億円もの金額を一括で知事部局へ繰り出すとした経営判断は非常に重たいものであり、施設の老朽化や電力システム改革への対応、さらには、社会・国際情勢の変化など様々な課題に対し、電気事業をどのように経営していく考えなのか、最後に伺います。

○平出陽子副委員長 公営企業管理者天沼宇雄さん。

○天沼公営企業管理者 今後の事業運営についてでございますが、電気事業は、これまで、水力発電所の建設、運営に当たりまして、国や関係市町村、土地改良区をはじめとする農業関係者の皆様の御協力も得ながら電力の安定供給に努めてきたところでありまして、今後も、経営基盤を確保しながら事業を継続していくことが重要と考えております。

このような中、FIT終了後の対応に加え、ゼロカーボン北海道の実現に向けた道の各種施策と連携を深め、その推進に貢献していくなど、電気事業を取り巻く経営環境につきましては大きく変化しているものと認識しております。

企業局といたしましては、引き続き、資材高騰による施設改修費の増加や原材料の品薄など、様々な情勢変化を的確に把握しつつ、来年度中をめどに経営戦略の見直しを図るとともに、発電施設を健全に維持しながら、電力の安定供給や再生可能エネルギーの導入推進といった道営電気事業に求められる役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 終わります。

○平出陽子副委員長 白川委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介さん。

○赤根広介委員 それでは、よろしく願いいたします。

ふと今考えると、ラピダスの話はおとといの経済委員会で辻井局長がしっかりと答えてくれた

ので、わざわざ分けなくて、白川委員の通告に一本にしてもらってもよかったなと思って、ちょっと反省しているところでもあります。

気を取り直して、工業用水道事業会計についてお伺いをしてまいります。

令和4年度の決算の内容を拝見いたしますと、依然として厳しい状況が続いていると言わざるを得ないわけでもあります。

公営企業会計は独立採算が原則となっているわけではありますが、令和4年度におきましても他会計からの新たな借入金が1億2000万円生じているわけでもあります。

そこで、この他会計からの長期借入金の残高及び返済の見通しについて、まず伺います。

○平出陽子副委員長 工業用水道課長奥河俊明さん。

○奥河工業用水道課長 他会計からの借入金についてでございますが、一般会計からの借入れは、苫小牧工水が、建設改良費財源の不足額に対し、これまで76億2000万円を借入れしており、72億1300万円を返済しました結果、令和4年度末残高が4億700万円となっております。石狩工水が、営業運転資金や建設改良費財源の不足額に対し、55億3800万円を借入れし、12億4600万円を返済しました結果、残高が42億9200万円となっておりますほか、三つの工水において、平成29年から令和3年に、管路以外の施設の耐震診断費用等の財源とするため、電気事業会計から2億8300万円を借入れし、5400万円を返済して、残高が2億2900万円となっております。

これらの借入金につきましては、室蘭と苫小牧工水では、借入条件に基づき返済を継続しておりますが、石狩工水は、今後見込まれる契約水量の増加などにより、令和7年度には営業運転資金の借入れが不要となり、返済が可能になると考えておりますものの、建設改良費等の財源不足に係る借入れにつきましては、内部留保資金を保有していないため、今後も必要となる見込みでございます。

○赤根広介委員 経営の根幹に関わる部分でありますので、ぜひ、引き続きしっかりと対応していただきたいということを指摘させていただきます。

室蘭工水の関係ですが、全国的にも珍しい工水事業専用ダムで、これが私の地元の登別市にあるわけございまして、これを取水源として工水の供給が行われております。

今、事業開始から56年、半世紀以上が経過をしているわけでありまして、施設の老朽化についてはこれまでも議論させていただいておりますが、今日の議論で今後の機能維持の取組については了承いたしましたので、引き続き、しっかりと計画的に取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

それで、工業用水の供給を将来にわたって安定的に行っていくためには、施設の機能維持と併せて、やはり、経営の源であります料金収入の確保ということが何よりも重要なわけでありませぬ。

苫小牧地区や石狩湾新港地域では、エネルギー関連産業の立地などから契約率も上昇傾向にあると承知をしておりますが、こうした経営状況を踏まえると、引き続き、需要開拓に取り組む必要があるわけでもあります。

新たな需要開拓にどう取り組まれているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 需要開拓についてであります。企業局では、本道の企業立地の優位性などを踏まえ、需要の拡大が見込める新エネルギー関連産業を需要開拓の重点分野に位置づけ、展示会などのイベントを活用して、こうした出展企業に対して工水事業を紹介しているほか、脱炭素社会の実現を目指している苫小牧市や石狩市などとも連携して営業活動を行うなど、積極的な需要開拓に努めております。

こうした中、外部有識者で構成いたします工業用水道事業経営懇談会における室蘭地区での活動強化を求める御意見を踏まえまして、本年度は、幌別ダムカードの配布場所を拡充したほか、地域イベントの機会を捉えて、幌別ダムの役割や耐震化などの安全対策の取組を紹介するなど、室蘭地区の広報PR活動を強化したところでございます。

○赤根広介委員 幌別ダムカードは地元では大人気でございます。今、コロナによる制限も緩和され、イベントが再開していますし、今年も本当にたくさんの皆さんに配っていただきましたことにこの場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

この新たな需要の開拓に関連して、先ほど来議論があります、いわゆるラピダス社への工水の供給でありまして、この点についてさきの第3回定例会の知事総括質疑でも知事に直接お伺いしたところ、なかなか明確な回答をいただけなかったのですが、おとといの経済委員会で辻井局長からしっかりと従来どおりの方針で全額をラピダス社に負担していただくということを明言していただきました。

知事が何で総括質疑のときに答えられなかったのか、いまだに判然としませんが、もしかしたら辻井局長に答弁の機会を取っておいていただいたのかなと、そう前向きに考えるところであります。

いずれにいたしましても、しっかりとした対応についてはこれから本番でありますので、企業局として取り組んでいただきたいということは求めておきます。

それで、苫小牧工水からラピダスへの供給に関連して、地元の苫小牧市長や企業誘致を担う株式会社苫東の社長が、今後の企業誘致に影響がないかの懸念を示しているということも一方で報じられているわけでありまして。

こうした中、ソフトバンクの苫東地域への本道での最大規模のデータセンターの建設というのが明らかになったわけでありまして、苫小牧工水の供給余力との関係を懸念する声も寄せられているわけでありまして。

そこで、このデータセンターに関しては、工水利用の申出があるのか、その他の案件も含めて、現状、苫小牧工水の需要の見通しについて伺います。

○奥河工業用水道課長 苫小牧地区の工水需要についてでございますが、本道は、再生可能エネルギーが豊富で冷涼な気候であることなどから、データセンターの立地に優位性があるため、立地の計画が相次いで明らかになっており、委員から御指摘の建設計画につきましても報道により承知はしておりますが、企業局では、これまで、データセンターへの供給実績はなく、現時点で

このデータセンターからの相談も受けておりません。

苫小牧地区では、令和6年度以降に、バイオマス発電事業者に日量で3500立方メートルを給水することとしている中で、ラピダス社の立地を契機とした関連産業の進出も予想されますことから、企業局といたしましては、今後とも、経済部や苫小牧市などとの情報共有を図りながら、新たな工水需要の動向把握に努めまして、立地企業のニーズに適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 データセンターからの相談もないということでありましたが、その他の産業も含め、引き続き、適切な対応を求めておきたいと思っております。

そこで、ラピダス社への工水の供給に必要な管路延長が約20キロメートルにも及ぶわけでありまして、中継加圧ポンプの整備も必要となることが明らかとなっているわけでありまして、これらは室蘭地区の施設に匹敵するものでありまして、その維持管理も多額になることと考えるわけでありまして。

一方で、ラピダス社からの料金収入は、単純計算すると、2万4000立方メートル掛ける、今の料金は20円でありますから、365日として、大体1.7億円の収入が見込めるというふうに計算できるわけでありまして、それらも踏まえ、将来的な経営に与える影響というものをどう認識されているのか、この点の所見を伺います。

○平出陽子副委員長 企業局長辻井宏文さん。

○辻井企業局長 配水設備の維持管理などについてであります。ラピダス社への配水施設が完成した後は、これまでの新規ユーザーの場合と同様に、その維持管理は企業局で行うこととなりまして、主に配水管及び中継ポンプ場の巡視や定期点検などのメンテナンス経費のほか、ポンプの運転に係る電気料金が新たに発生しますが、今後、ラピダス社から1億7500万円程度の料金収入の確保が見込めますことから、経営に悪影響を及ぼすとは考えていないところでございます。

企業局といたしましては、このたびの新たな配水施設についても、現在行っております民間委託を活用して維持管理することで費用を最少化するとともに、今後とも、可能な限り内部留保の確保に努めるなど、適切な維持管理と安定経営が両立できるよう努めてまいります。

○赤根広介委員 工水事業の経営は、エネルギー関連産業の立地が進み、国家戦略でもあります次世代半導体産業への対応が求められるなど、これまでになかった大きな転換期を迎えているというふうに言えるわけでありまして。

こうした中、企業局は、経営の基本となる戦略を令和2年に策定し、これに基づき様々な取組を進めているものと承知しておりますが、こうした社会的ニーズの変化に対応して、将来にわたり安定的な経営をしていくことが望まれているわけでありまして。

そこで、先ほど来、今後の経営戦略の見直しについて言及があるわけでありまして、そうした点も含めて、どのように事業運営に臨まれるのか、最後に公営企業管理者の所見を伺います。

○平出陽子副委員長 公営企業管理者天沼宇雄さん。

○天沼公営企業管理者 今後の事業運営についてでございますが、工業用水道は、企業の生産活

動を支えるための地域における重要な産業インフラでありますことから、将来にわたり安定的な供給を維持することが何より重要と認識しているところでございます。

工業用水道事業は、新たな需要として見込まれるバイオマス発電をはじめとした新エネルギー関連企業などの立地の動きが見られ、こうした中で、ラピダス社の次世代半導体工場に対し、苫小牧工水からの供給が決定するなど、経済のグローバル化や産業構造の変化などにより、経営を取り巻く状況が大きく変化してきてございます。

こうした状況を踏まえ、令和2年に策定した経営戦略につきましては、毎年度、取組の進捗や目標の達成状況などの検証を行ってございまして、今後は、外部有識者を構成員とする懇談会を設置し、御意見をいただきながら、具体的な取組や財政計画などの検討を進めるなど、来年度中の改定をめどに取り組んでまいりたいと考えてございます。

企業局といたしましては、今後とも、工業地域の発展を支えるインフラとしての重要な役割を果たすため、配水施設などの老朽更新に計画的に取り組むことはもとより、大雨災害時などに地域の皆様の安心、安全にも寄与できるよう、幌別ダムの耐震化を進めるなど、機能強化を図ってまいりますほか、これらの費用の平準化や財源の確保などにも努めながら、社会経済情勢の変化や企業ニーズを的確に捉えて、需要の拡大にも積極的に取り組み、安定的な経営を図ることにより、公営事業者としての責任を果たしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、先を見据え、現下の状況の変化に適切に対応しながら、次の経営戦略の策定に臨んでいただきたいと思っておりますし、先ほど来、ゼロカーボン基金の話で盛り上がっておりますが、やっぱり、企業局としては、お金を召し上げられるだけではなくて、これまで企業局の皆さんが蓄えてきた様々な英知、経験をしっかりと活用しながら、企業局としても、ゼロカーボンに向けて何ができるか、この基金をどう使っていくか、そういったことを戦略に盛り込めるかどうかは別として、しっかり取り組んでいただくことを強く期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○平出陽子副委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

真下紀子さん。

○真下紀子委員 初めに、電気事業会計について伺います。

昨年度の道内における発電量と構成比はどうなっているのか、まず伺います。

そのうち、企業局が管理する発電施設の発電量及び構成比はどの程度か、伺います。

○平出陽子副委員長 発電制御室長佐藤裕一さん。

○佐藤発電制御室長 本道における発電量とその構成比についてでございますが、資源エネルギー庁の統計資料によりますと、令和4年度の道内における発電量は約337億キロワットアワーであり、構成比は、火力が66.0%、次いで水力が16.9%、その他、バイオマス、太陽光、風力などで17.1%となっております。

そのうち、企業局が有する九つの水力発電所の発電量は4億1600万キロワットアワーであり、道内全体に占める割合は1.2%、道内の水力発電に占める割合は約7.4%となっております。

○真下紀子委員 構成比はそんなに変わっていないのですよね。

それで、昨年度と比較して大幅に企業局の発電量が増加しているのですけれども、その要因はどこにあるのか、また、今後の発電量の見通しを企業局としてはどのように考えているのか、伺います。

○佐藤発電制御室長 発電量についてでございますが、販売電力量は、令和3年度が3億3300万キロワットアワーに対し、令和4年度は8300万キロワットアワー増の4億1600万キロワットアワーとなりました。

電力量が増加した主な理由としては、企業局において、最大出力のシューパロ発電所がある夕張川の水量が例年と比べて多かったことから、前年度より7200万キロワットアワーほど多く発電できたことが挙げられます。

また、今後の発電量は、気象条件に左右され、見通すことは困難ですが、予定電力量については国のガイドラインに基づき算出することとしております。

○真下紀子委員 水頼みで、実質的には増えているとは言えない状況だというふうに思います。

F I T制度が始まってから8年がたちました。売電価格の推移について、F I T対象の施設と非F I Tの施設でそれぞれどうなっているのか、お示し願います。F I T後を見据えて、企業局としてはどう取り組んできたのかも併せて伺います。

○平出陽子副委員長 発電課長寺崎将さん。

○寺崎発電課長 F I Tへの対応についてでございますが、企業局の主要なF I T発電所における買取り期間と1キロワットアワー当たりの買取り価格につきましては、シューパロ発電所は、令和16年までで23円83銭、滝の上発電所は、令和17年までで24円、清水発電所は、令和22年までで27円であり、非F I Tの5発電所は、平成30年度から令和元年度は8円64銭、一般競争入札を採用しました令和2年度からは、令和2年度と3年度までは10円65銭、令和4年度は13円46銭となっております。

企業局では、F I T終了後を勘案しまして、売電市場の動向も踏まえながら、中長期的な経営戦略の下、自己資金による老朽施設の更新や施設の長寿命化、耐震化の取組を計画的に進めるほか、滝下やポンテシオ発電所など既存施設の発電量の増加に努めているところでございます。

以上です。

○真下紀子委員 非F I Tのほうが価格は安いということが、やっぱり、経営困難の大きな原因だというふうに思うわけです。

F I T終了後、F I TがF I Pに切り替わる見通しですけれども、切り替わった場合の収支シミュレーションというのは行っているのでしょうか。

○寺崎発電課長 F I P制度についてでございますが、既にF I T認定を受けた水力発電所につきましては、発電事業者の希望により、残りの認定期間について、F I Tから市場価格に連動す

るF I Pへの移行を選択できるものとされております。

企業局といたしましては、F I T適用を受けている四つの発電所が、F I P制度の適用によりさらなる収益の向上につながるかなど、経営上のメリット、デメリットを十分見極める必要があると認識しておりまして、F I P適用施設の先行事例や、国、他の公営電気事業者、小売電気事業者からの情報収集に努めながら、引き続き研究してまいります。

以上です。

○真下紀子委員 再エネへの期待が高まっているので、十分見極めていただきたいというふうに思いますし、10年はすぐたちますから、シミュレーションにも取り組んでいただきたいと思います。

次に、今年からゼロカーボン北海道推進基金が開始されました。

昨年の決算特別委員会においては、経済部のエネルギーの地産地消を進めるため、5年間で60億円規模の基金を想定していると答弁していたわけですが、2022年度内の予算編成においてどのような議論経過を経て基金規模を変更したのか、また、企業局の今後の事業に影響がないと言えるのか、伺います。

○平出陽子副委員長 企業局次長松田尚子さん。

○松田企業局次長 ゼロカーボン北海道推進基金に対する繰り出しなどについてでございますが、企業局では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた道の施策と連携を深め、その推進に貢献するため、令和5年度の予算編成過程におきまして、電気事業会計において生じた利益であります再生可能エネルギー等利用推進積立金のうち、令和4年度の利益処分後に対応が可能と見込まれた約70億円を本道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に向けたゼロカーボン北海道推進基金に繰り出すことを決定いたしました。

繰り出しに当たりましては、経営に与える影響がないよう、毎年度の老朽施設・設備の改修、更新や、新規電源開発に要する費用など、持続的な経営に必要な経費を見込んだ後に生じた利益を積立金に充てることとしております。

以上でございます。

○真下紀子委員 企業局の事業拡大の狙いがいいから影響がないと言われるのですよね。再エネ基金、減債基金積立金の残高が16億円になってしまっているわけですから、企業局自身が新エネ、再エネを広げて、ゼロカーボンに貢献するというのが本来の役割なのですよね。それをきちっとやっていないから付け込まれるというか、召し上げられるということになってしまうのではないかなというふうに思うわけです。

ゼロカーボン推進に目的が変更されて、企業局における再エネ普及拡大の余力が落ちてしまったというふうに思います。そうした中で、再エネの拡充に向けて、どのような規模の目標を持って取り組むのか、お聞きします。

○寺崎発電課長 再エネの導入、拡大についてでございますが、ゼロカーボン北海道の実現に向け、道では、本道に豊富に賦存する再エネを最大限に活用していくことを重点的な取組の一つと

して位置づけております。

企業局といたしましても、こうした取組を進めるため、鷹泊発電所など九つの水力発電所においてクリーンな電力を安定的に供給するほか、滝下とポンテシオ発電所の発電量の増加や新規電源開発のための可能性調査などに取り組んでいるところでございます。

また、今年度、本道における再エネ等の導入等の加速化に向け、ゼロカーボン北海道推進基金に繰り出すほか、さらに、電気事業を通じて培った技術やノウハウを生かしまして、地域のニーズに応じて助言を行う地域新エネルギー導入アドバイザー制度を積極的に活用するとともに、市町村職員を対象に、沼の沢取水堰発電所を活用した現地研修会などを開催するなどし、本道における再エネの導入、拡大に貢献してまいります。

以上です。

○真下紀子委員 今の答弁にもありましたけれども、研修会をやっていると。小水力発電の普及啓発を目的とした研修会も実施していると承知しておりますけれども、道内における小水力発電の実施数についてはどのように把握をしていて、そのうち、事業化されたものは幾つあるのか、お示してください。

○寺崎発電課長 道内における小水力発電の現状についてでございますが、国では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づいて、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、いわゆるFITまたはFIP制度の認定情報を公表しております。令和5年9月30日時点では、FIT制度が開始された平成24年度から現在まで、道内における出力規模が1万キロワット未満の新設扱いの認定事例は、企業局の発電所3か所を含め、39か所となっており、うち33か所が運転を開始していると承知しております。

以上です。

○真下紀子委員 成果は上がっていますけれども、賦存量に比べると、まだまだスピードは遅いと言わざるを得ないと思います。

企業局独自の再エネ、再エネを一層拡充して道内にさらに普及させていくことが企業局の役割であり、そこに期待が集まっているわけです。

さきに述べた可能性調査の具体化なども含め、企業局としてどのような計画を持って取り組んでいくのか、伺います。

○平出陽子副委員長 企業局長辻井宏文さん。

○辻井企業局長 今後の運営についてでございますが、電気事業は、これまで、水力発電所の建設、運営を通じ、クリーンな電力を供給してきたところでありまして、今後も持続的に経営基盤を確保しながら安定供給していくことが重要と考えております。

新規電源開発につきましては、これまで調査を行ってきた河川以外にも範囲を広げて調査を進め、石狩及び空知管内において有望地点を選定する調査にも着手しておりまして、計画的に調査検討に取り組んでまいります。

企業局といたしましては、ゼロカーボン北海道の実現に向けた道の各種施策と連携を深め、そ

の推進に貢献していくなど、電力の安定供給はもとより、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

○真下紀子委員 私は、電気事業の民間売却に反対して、電気事業、頑張れと、企業局、頑張れとずっと応援してきているわけですが、その成果があまりにも小さいので、もう少し頑張っていたきたいというふうに申し上げて、次の質問に移ります。

工業用水道事業についてです。

これまでの工水事業の収支状況について、過去5年間でどのように推移をしてきたのか、2022年度における契約水量は各工水でどのようになっているのか、また、経営戦略の各目標値に対する達成状況についてはどうなっているのか、お示してください。

○平出陽子副委員長 工業用水道課長奥河俊明さん。

○奥河工業用水道課長 工水事業の収支などについてでございますが、工業用水道事業会計におきます過去5年間の純利益は、平成30年度が2億5000万円、令和元年度が2億7600万円、2年度が2億6800万円、3年度が1億200万円、4年度が1億3800万円でございます、いずれの年度も黒字決算となっております。

また、令和4年度末において、給水能力に対する契約水量の割合を示す契約率は、室蘭工水が、経営戦略の目標より0.8ポイント高い89.8%で、苫小牧工水が6.6ポイント高い73.6%、石狩工水が0.4ポイント高い52.4%となっており、いずれの工水も経営戦略に掲げる目標を上回ったところでございます。

○真下紀子委員 この目標設定が低いのだと思いますよ。確かに目標を上回ったかもしれないけれども、この設定の引上げを求めたいというふうに思います。

これまで、我が会派では、石狩湾新港地域工業用水道における長期借入金の返済問題について、平成17年度——2005年度を最後に、1円も返済していない状況を厳しく批判してきました。

石狩工水の2022年度までの返済状況というのはどうなっているのでしょうか。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の長期借入金についてであります。石狩工水は、当初見込んでいた業種の立地が進まず、給水能力の縮小に伴ってスケールメリットが働きにくい施設規模となりましたことから、これまで赤字経営が続き、営業に必要な運転資金の不足のほか、浄水場建設や配水管布設などに伴う収支不足に対し、一般会計からの借入れを行ってございまして、平成6年度から令和4年度までに55億3800万円を借り入れて、平成17年度までに12億4600万円を返済いたしました結果、42億9200万円の借入残高となっているところでございます。

○真下紀子委員 返済したとおっしゃいますけれども、平成17年度に返済して以降は返済せずに、19億9300万円が新たな平成18年度以降の借入増ということになっているわけです。非常に問題だというふうに思います。

石狩工水についてですが、2020年の決算特別委員会で、経営戦略における長期借入金の質問をした際、2025年度をめどに、営業運転資金の不足が解消し、これに係る借入金が不要とな

ることから、返済が可能になるものと考えていると御答弁をされております。

昨年には返済が可能な見込みと答弁しているわけですがけれども、2025年から本当に返済が可能となるのかどうか、そう見込んだ根拠について伺います。

○奥河工業用水道課長 長期借入金の返済についてであります。石狩工水は、これまで純損失を計上し、内部留保資金がございませんことから、今後も、建設改良費等の財源不足に係る借入れが必要となる見通しであります一方で、バイオマス発電所の稼働に伴い、契約率が50%を超え、料金収入が増加するほか、支払い利息が減少することなどに伴いまして、令和7年度には営業運転の資金不足が解消される見通しでありますことから、これに係る一般会計からの長期借入金が必要となり、返済が可能になるものと考えているところでございます。

○真下紀子委員 ぜひ返済を再開してください。

次に、長引く物価・燃油高騰で水道事業会計全体にどのような影響があったのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 物価高騰の影響についてでございますが、工水の供給に必要なポンプ施設は、稼働のために電気を多く使用しているため、令和4年度は電力料金の高騰が費用増加の大きな要因となっております。例えば、室蘭の動力費は前年度と比較して44%増加しているほか、配水管の単価が11%上昇しているなど、改修工事費を押し上げる要因となっているところでございます。

○真下紀子委員 本当に大きな影響があつて、経営の厳しさに拍車がかかっているのだというふうに思います。これは、ぜひ、政府の力で物価高騰対策をしっかりとやっていただかなければならないと思います。

次に、苫小牧工水、室蘭工水についてです。

設備更新を行っておりますが、物価・資材高騰の影響によって、経営戦略策定当時の計画金額よりも多額の更新費用になることが想定されております。

企業局としてはどのようにお考えか、伺います。

○平出陽子副委員長 工業用水道施設整備担当課長川野宏之さん。

○川野工業用水道施設整備担当課長 工水施設の改修についてでございますが、室蘭工水では、平成30年度から幌別ダムの放流設備の耐震化を進めており、また、苫小牧工水では、平成29年度から老朽化した配水管の改修に取り組んでおり、いずれも、資材の高騰や労務単価の上昇が工事費を増加させる要因になっているものの、可能な限り事業の平準化を図ることにより、経営戦略に掲げた令和2年度から4年度までの計画金額の合計額の範囲内で事業を実施しております。

こうした状況の原因である社会経済情勢が長期化すると、今後、経営に影響を及ぼすことが懸念されますため、企業局といたしましては、今後も需要の拡大による収入確保に努めることはもとより、優先順位を考慮しながらさらなる事業の平準化を検討し、安定的な経営と適切な施設の改修の両立を図ってまいります。

以上です。

○真下紀子委員 今般、ラピダス社への給水が新たに決まったということで、それに関連して、

これまでの配水管布設について伺いたいと思うのですが、昨年度、工業用水道事業において新規で管を布設した企業が何社あったのか、また、過去5年間で、企業自身が布設した例と、企業局が工事を行い請求した例、それぞれ何社ずつあったのか、また、これまで企業の専用管として布設したものの最長距離は何キロメートルだったのか、お聞きします。

○川野工業用水道施設整備担当課長 新規ユーザーの配水管布設についてであります。新たに配水管を布設し、令和4年度に給水を開始した新規ユーザーは2企業あり、これを含め、過去5年間においては、受水企業が自らの負担で配水管を布設したケースが5企業、企業局が配水管を布設し、新規ユーザーから工事に要する費用を分担金として徴収したケースが1企業となっております。

こうした新規ユーザーの配水管を布設した事例で、これまで管路延長が最長なものは約3.7キロメートルとなっております。

○真下紀子委員 ラピダスへの給水というのは規模が全然違いますし、距離も全然変わります。ですから、今後の議論に委ねますけれども、本当にそれで大丈夫なのかどうか、維持管理が本当に順調に進むとは思えないところもあるので、十分注意をしながら進めていただきたいというふうに思います。

経営戦略を立てた2019年当時と比較しますと、情勢も大きく変化をしております。工業用水道事業を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、様々な取組によって計画どおりに収支の改善が進んできておりますけれども、返済に対する計画策定については、依然、背を向けている状況が続いています。

電気事業会計からの借入金については、返済期間を定めて返済している一方で、一般会計からの長期借入金は、余剰金を生じた年度からとされておりまして、どの程度の利益が出れば返済が可能になるのかも示されていない状況です。僅かでも改善した収支の中から、長期借入金の返済計画をきちっと立てて返していくことが重要ではないかと考えます。

来年度は経営戦略の見直しの年になっておりますので、早急に盛り込むべきと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○松田企業局次長 経営戦略についてでございますが、工業用水道事業については、燃油や資材の高騰により施設の維持管理費や工事費が増加しておりますほか、苫小牧工水からラピダス社の工場への給水が決定をし、また、石狩工水については、契約率の上昇による給水収益の増加などから令和7年度には営業運転の資金不足が解消される見通しでありまして、一般会計からの長期借入金が不要となり、返済が可能になるものと見込まれますことから、関係部局と返済方法などの協議をしていきたいと考えております。

こうしたことも踏まえまして、経営戦略に関しましては、その進捗や達成の状況などについて、現在、検証作業を行っているところであり、来年度の早い時期に有識者による懇談会を設置し、御意見を伺いながら、来年度中をめどに改定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 ラピダス社への給水が決定して、年間1億7500万円という定額的な収入が見込まれるということです。ただ、その維持管理にどれだけかかるかということはまだ算定されておられませんので、収支がどうなるかということは分かりませんが、たとえ使わなくなっても、その金額は契約額として収入となるというふうに聞いております。そこに期待をしていいのかどうかは分かりませんが、経営の改善に向けてしっかりと状況を見極めていただきたいと思っております。

石狩工水については、これまでも指摘してきたとおり、独立採算が原則の企業会計において一般会計から支援を受け続けることは不適切であります。また、ラピダス社への供給が決まるなど、大きな変化もありますけれども、今後どのように経営に臨むお考えかを伺って、私の質問を終わります。

○平出陽子副委員長 公営企業管理者天沼宇雄さん。

○天沼公営企業管理者 工水事業の経営についてでございますが、苫小牧地域や石狩地域を中心に、脱炭素社会の構築に向けた取組が官民を挙げて進められておりまして、今後も新エネルギー関連産業の立地が見込めることから、さらなる需要の拡大に期待をしている一方で、昨年来の国際情勢の不安定化を背景に、電気料金や資材費の高騰が続いておりまして、今後の経営に影響を及ぼすことも見込まれるところでございます。

このため、企業局といたしましては、こうした社会経済情勢が経営に与える影響ですとか、ラピダス社への工水の供給などといった経営を取り巻く環境の大きな変化も踏まえまして、経営の基本となる経営戦略につきまして、具体的な取組や投資・財政計画など、内容の見直しに取り組むこととしているところでございます。

加えて、本道の主要な工業地域の振興を図るため、工水事業を将来にわたって安定的に経営していくことが重要と考えておりまして、今後も、需要の拡大が期待できる新エネルギー関連企業などへの需要開拓の取組によりまして、さらなる収益の確保に努めることはもとより、ユーザーの皆様にも、引き続き安心して企業局の工業用水を受け入れていただけるよう、経営資源である施設や設備の適切な維持管理と改修を行うなど、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、公営事業者としての役割と責任を果たしてまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 ありがとうございます。

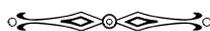
○平出陽子副委員長 真下委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、企業局所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩



午後2時17分開議

○平出陽子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、付託議案のうち、
報告第6号 令和4年度北海道病院事業会計決算に関する件
を議題といたします。

1. 道立病院局所管審査

○平出陽子副委員長 これより道立病院局所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

林祐作さん。

○林祐作委員 それでは、通告に従いまして、質疑させていただきます。

病院事業会計についてですが、道立病院は、公営企業としての経済性の確保に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療や精神医療、高度・専門医療など、地域に必要な医療を提供しているものと承知しております。

そうした中、道立病院の経営改善、経営改革のため、昨年度に改定した北海道病院事業改革推進プランに基づく取組を進めてきているところと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、本道の急速な人口減少による病院受診患者の減少など、病院経営は非常に厳しい状況に置かれていると考えます。

こうした状況の下での道立病院事業会計の令和4年度の決算や病院事業改革推進プランを踏まえた今後に向けた取組などについて、以下、順次伺ってまいります。

初めに、令和4年度決算状況について、収益及び費用の状況について伺います。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、道立病院の経営にも大きな影響を与えていると考えますが、令和4年度決算における病院事業会計の収益、費用の状況、総収益から総費用を差し引いた損益はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○平出陽子副委員長 病院経営課長植村直樹さん。

○植村病院経営課長 収益、費用等の状況についてでございますが、令和4年度の病院事業収益は総額で約153億8500万円となり、このうち、入院及び外来収益等の医業収益が約60億1200万円、他会計負担金などの医業外収益が約93億6000万円、過年度に請求をしました診療報酬の増額等の特別利益が約1300万円となっております。

また、病院事業費用につきましては、総額で約157億2100万円となり、このうち、給与費や医薬材料費等の医業費用が約130億1500万円、企業債の支払い利息等の医業外費用が約26億6600万円、過年度に請求した診療報酬の減額等の特別損失が約4000万円となっており、この結果、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和4年度の損益は、約3億3600万円の純損失となったところでございます。

○林祐作委員 続いて、純損失の増加要因についてお伺いをいたします。

道立病院は依然として赤字経営の状況が続いており、令和4年度も前年度と比べて純損失が大きくなっております。

この純損失の主な要因についてお伺いをいたします。

○植村病院経営課長 純損失が増加した主な要因についてでございますが、収益では、羽幌病院の常勤医師の減少による診療機会の縮小やグループホームへの入居による向陽ヶ丘病院の退院患者の増加のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による診療制限などによりまして医業収益が減少し、他会計負担金の増加があったものの、収益全体として1億9300万円の減少となったところでございます。

また、費用につきましても、退職給付費の減により給与費が、固定資産の償却終了により減価償却費等が減少したものの、電気料金や燃料費、医薬材料費の高騰などによりまして費用全体の減少幅が6500万円にとどまったことから、結果として収益の減が費用の減を上回り、純損失は前年度を上回ったところでございます。

○林祐作委員 次に、各病院の収支差について伺います。

現在、指定管理者制度を導入している北見病院を除いた5病院それぞれの病院の収支差について、前年度と比較してどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○植村病院経営課長 各病院の収支差についてであります。他会計負担金を除きました病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和4年度の収支差は、江差病院が前年度の約1億3900万円のプラスから約2億9000万円のマイナスに転じたほかは、いずれも前年度と同様にマイナスとなっております。羽幌病院が約1億3400万円拡大し、6億9700万円、緑ヶ丘病院が約1400万円拡大し、8億9700万円、向陽ヶ丘病院が約7600万円縮小し、8億700万円、コドモックルが約5200万円縮小し、25億2400万円となったところでございます。

○林祐作委員 次に、収益確保についてお伺いをしております。

患者数の推移についてであります。

収益を確保するためには、患者数の動向が何よりも重要と考えます。令和2年度から令和4年度までの過去3年間の患者数はどのように推移してきているのか、入院、外来別に患者数の推移についてお伺いをいたします。

○平出陽子副委員長 経営改革課長関本徹さん。

○関本経営改革課長 患者数の推移についてであります。北見病院を除く5病院全体の延べ入院患者数は、令和2年度は10万7486人でありましたが、3年度は10万5684人、4年度は9万9199人で、3年間で8287人、7.7%の減少となっております。

また、同じく5病院の延べ外来患者数は、令和2年度は19万6752人でありましたが、3年度は20万2330人で、一旦増加したものの、4年度は19万5030人となり、3年間で1722人、0.9%の減少となったところであります。

○林祐作委員 次に、患者の確保に向けた取組について伺います。

入院、外来それぞれの患者数の増減の要因について伺うとともに、各病院では患者確保に向けてどのような取組を行っているのか、伺います。

○関本経営改革課長 患者数減少の要因などについてであります。入院、外来の双方に共通す

る患者数の減少要因として、少子化や人口減少のほか、常勤医師の欠員に伴う診療機会の縮小が考えられることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大局面において、本人や家族の感染により出勤制限となる職員が同時期に複数発生し、一般患者の入院抑制や外来診療の制限を行わざるを得ない場合があったことのほか、感染への懸念から患者自身の受診控えなどもあったところであります。

こうした中、例えば、コドモックルでは、道内の主な小児科医療機関への訪問と患者紹介の働きかけ、江差病院では、地域のニーズに応じた透析患者の受入れ体制の拡充、羽幌病院では、生活習慣の見直しを目的とした教育入院の実施、緑ヶ丘病院では、精神保健福祉士による予診や短時間診療の開始、向陽ヶ丘病院では、患者の状態に応じたデイケアの提供などに取り組み、患者の確保に努めてきたところであります。

○林祐作委員 次に、費用の縮減について伺います。

収支の改善には、収益確保と並行して費用の縮減にも取り組む必要があります。各病院の費用の縮減のため、様々な取組を行ってきたと考えますが、これまで各病院ではどのような取組を行ってきたのか、効果や課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○関本経営改革課長 費用の縮減に向けた取組についてであります。道立病院局では、これまで、医療機器の購入と保守を一体化した入札の実施や日本医療共同購買機構への参加による医薬材料価格の低減のほか、複数の病院で使用する医薬品の本庁一括契約など、様々な費用縮減策を実施してきております。

令和4年度においても、共同購買事業への参加で約180万円、医薬品の一括契約で新たに113品目を加えたことで、約770万円の縮減効果がありました。

こうした対策を講じてもなお、各病院の医業収支比率は全国の自治体病院の平均と比較して低い状況にあります。

道立病院局としては、今後とも、医療機器購入等に係る価格競争の促進や医薬品の本庁一括契約における品目数の拡充を図るほか、新たな対策も不断に検討するなど、さらなる費用縮減に取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてお伺いをいたします。

今年5月に5類感染症へと見直されるまでの道立病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況についてお伺いをいたします。

○関本経営改革課長 新型コロナウイルス感染症への対応状況についてでございますが、道立病院局では、これまで、各病院の役割や機能に応じまして、検査機器や簡易陰圧装置などの設備整備のほか、感染管理認定看護師の配置や院内感染防止に向けた職員研修の実施など、必要な診療体制も整備しながら、江差病院、羽幌病院においては、発熱外来の設置や入院患者の受入れを常時行いますとともに、小児専門病院でありますコドモックルにおきましても、感染拡大時には入院患者を受け入れてきたところがございます。

また、地元市町村や医師会などからの要請に基づきまして、診療支援が必要なクラスター発生施設やワクチン接種会場への医師、看護師の派遣なども行ってきたところでございます。

○林祐作委員 新型コロナウイルス感染症の入院医療にも対応していた江差病院、羽幌病院、コドモックルにおいては、一般医療にどのような影響があったのか、お伺いをいたします。

○関本経営改革課長 一般医療への影響についてであります。新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ってきまして江差病院、羽幌病院、コドモックルにおきましては、感染防止を図りつつ、必要な一般医療の提供に努めてまいりました。

感染拡大の局面においては、病院職員やその家族が感染し、通常の診療体制の維持が困難となるケースもあったところであります。

なお、各道立病院では、こうした場合にあっては、緊急ではない一部の手術や検査を延期するほか、症状が落ち着いている外来患者につきましては、電話による再診や長期処方を実施するなどして影響が最小限となるよう努めてきたところであります。

○林祐作委員 今後の対応についてお伺いをいたします。

国では、病床確保料を見直し交付金を減額したほか、行政が関与せず医療機関間で入院先を決定することとするなど、新型コロナウイルス感染症への対応を通常の医療提供体制へ段階的に移行していくものと承知しております。

しかし、こうした未知の感染症の流行は今後も起こり得るものです。こうした新興感染症に対して、道立病院として今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○平出陽子副委員長 道立病院局次長高木順一さん。

○高木道立病院局次長 新興感染症への対応についてでございますが、令和6年4月に施行される改正感染症法では、公立・公的医療機関等に対して、その機能を踏まえた病床確保や発熱外来の設置、自宅療養者への対応など、感染症の発生・蔓延時に担うべき医療の提供が義務づけられたところでございます。

このことを踏まえ、道立病院局では、令和5年3月に北海道病院事業改革推進プランを改定し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組をプランの新たな柱に加えたところであり、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況やその時々々の国の動向を踏まえつつ、今後とも、保健所や医師会、地域の医療機関とも連携しながら、感染症の発生・蔓延時には各病院がその役割や機能に応じて必要な診療体制を確保することができるように取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、医療従事者等の確保についてお伺いをいたします。

地方公営企業法の全部適用により、病院事業管理者には人事などの一定の権限が付与され、その権限の下、医療従事者の確保対策が講じられていると承知をしております。

まず、病院における医師や看護師の充足状況はどうなっているのか、昨年度の定数と配置数、欠員の状況について伺います。

○平出陽子副委員長 人材確保対策室長原田智史さん。

○原田人材確保対策室長 医師や看護職員の配置状況についてであります。令和4年度末現在、医師については、江差病院では、定数17名に対し配置数10名で7名の欠員、羽幌病院では、12名に対し4名で8名の欠員、緑ヶ丘病院では、9名に対し5名で4名の欠員、向陽ヶ丘病院では、6名に対し5名で1名の欠員、コドモックルでは、45名に対し43名で2名の欠員となっておりまして、指定管理者制度を導入している北見病院を除く5病院の合計で、定数89名に対し配置数は67名で、22名の欠員となっております。

また、看護職員につきましては、江差病院では、定数101名に対し配置数77名で24名の欠員、羽幌病院では、44名に対し37名で7名の欠員、緑ヶ丘病院では、67名に対し67名で欠員なし、向陽ヶ丘病院では、55名に対し55名で欠員なし、コドモックルでは、230名に対し220名で10名の欠員となっておりまして、5病院の合計で、定数497名に対し配置数は456名で41名の欠員となっております。

○林祐作委員 ただいまの答弁によりますと、医師、看護師に欠員が生じているということでありましたが、確保が進まない要因をどのように分析しているのか、伺います。

○原田人材確保対策室長 医師等の確保が進まない要因についてであります。医師や看護職員が勤務先を選択する際の条件は、個々の専門とする診療領域やキャリアプラン、御家族を含めたライフスタイルやライフステージなどにより様々な中、医師につきましては、道立病院での勤務に興味を持っていただいたとしても、診療科や勤務地が御本人の意向に合致しなかった例がある旨を承知しておりますほか、他の道内の医療機関における場合と同様、冬期間の暮らしやお子さんの学習環境といった生活上の不安、あるいは、圏域内の人口が少ない病院では十分な症例経験を積むのが困難なことなども考えられるところでございます。

また、看護職員につきましては、医師と同様、キャリア形成上の問題があるほか、人口減少により、看護の担い手が減少していることや、夜勤のないクリニック等への就職希望が増加傾向にあることなどが考えられるところでございます。

加えまして、この間のコロナ禍においては、道外からの医師の招聘や養成校への働きかけ等の活動を制限せざるを得ない時期があったところでございます。

○林祐作委員 医師については前年度より欠員が増加しておりますが、具体的にどのような診療科で常勤医師が不在となっているのか、また、不在となっている場合にはどのように対応しているのか、お伺いをいたします。

○原田人材確保対策室長 常勤医師が不在の診療科についてであります。江差病院では、呼吸器内科、消化器内科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科及び放射線科、羽幌病院では、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科及び精神科、コドモックルでは、小児形成外科、小児眼科、小児歯科口腔外科及び放射線科において、それぞれ常勤医師が不在となっているところでございます。

各病院では、これらの診療科については、各医育大学や北海道地域医療振興財団、近隣の民間医療機関から医師の派遣を受け、診療体制を確保しているところでございます。

○林祐作委員 医師の確保に向けて様々な取組を行ってきたと承知しておりますけれども、具体的にどのような対策を講じてきたのか、お伺いいたします。

○原田人材確保対策室長 医師確保に向けた取組についてでございますが、道立病院局では、これまで、各医育大学に対する医師派遣の要請、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の受入れのほか、専門研修プログラムの基幹施設としての専攻医の受入れ、医育大学や市町村と連携した医学生や初期臨床研修医の受入れなどに取り組んできたところでございます。

また、東京事務所や全国自治体病院協議会を通じた道外勤務医師に対する働きかけ、病院視察の受入れなどの募集活動の実施、民間人材紹介会社等の情報誌への求人掲載や就職説明会におけるPR活動など、様々な広報にも取り組んできたところでございます。

○林祐作委員 次に、医師の働き方改革について伺います。

令和6年度からは、医師にも時間外労働の上限が適用されることとなります。医師の働き方改革として、時間外労働縮減に向けた取組が求められると承知しておりますが、これまでどのような対応を行ってきたのか、また、今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○原田人材確保対策室長 医師の働き方改革への対応についてでございますが、道立病院局では、これまで、他の医療従事者等へのタスクシフト、タスクシェアの推進や、時間外労働が多い診療科における医師の増員などにより負担軽減に取り組んでまいりましたほか、地域医療の確保に支障のないよう、特定の診療科における時間外労働が上限を超える場合に備え、現在、特例水準の指定に向けて所要の進めを進めております。

道立病院局といたしましては、今後とも、医育大学と連携し、医師の安定的な確保に努めるとともに、他医療機関の先進事例も参考に、勤務環境の改善をより一層進めるなど、制度開始に向けた準備を確実に進めながら、医師の働き方改革に取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、看護師の確保について伺います。

看護師についても複数の病院で欠員が続いており、欠員数も増加している状況です。診療への影響が懸念されますが、欠員による影響は出ていないのか、また、欠員解消に向けてどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○原田人材確保対策室長 看護職員の確保についてでございますが、欠員が生じている各病院では、有資格者を含む会計年度任用職員を採用いたしますとともに、必要に応じて院内で応援体制を組むなどいたしまして、診療に影響のないよう看護体制の確保に努めているところでございます。

こうした中、道立病院局におきましては、新規採用者の確保に向けまして、大学、養成校への病院紹介、インターネットや就職情報誌による広報、道立病院局で勤務する若手看護師から看護学生に業務内容や生活の状況を紹介するウェブ説明会の開催、民間人材紹介会社の活用や多様な雇用形態の紹介など、幅広い募集活動を行いながら、採用の機会が広がるよう、通年募集や希望場所での採用試験を実施するなどして看護職員の確保に努めております。

また、新人看護師キャリアアッププランによるキャリア形成支援や先輩看護師等による実地指

導など、人材育成を通じた魅力ある職場環境の整備を進めるなどして、離職の防止にも取り組んでおります。

○林祐作委員 次に、コメディカルスタッフの確保について伺います。

薬剤師や放射線技師などのほかの職種についてですが、これらの職種について、充足の状況はどうなっているのか、また、確保に向けてどのような取組を行っているのか、伺います。

○原田人材確保対策室長 薬剤師等の配置状況などについてでございますが、令和4年度末現在、医師及び看護職員以外の職種につきましては、江差病院において、臨床検査技師が、定数5名に対し配置数4名で1名の欠員、羽幌病院において、薬剤師が、定数2名に対し配置数1名で1名の欠員となっているほかは、定数が充足されております。

道立病院局におきましては、こうした職種の欠員の解消に向けまして、道内外の大学、養成校への病院紹介、インターネットや就職情報誌による広報、民間の人材紹介会社の活用など、幅広い募集活動を行いながら、通年募集や希望場所での採用試験を実施するなどして、必要な人材が確保できるよう努めているところでございます。

○林祐作委員 今後の取組について伺います。

病院事業改革推進プランでも医療従事者の確保が最大の課題とされており、この課題を乗り越えていくためには、有効と考えられる手だてを様々な角度から講じていく必要があると考えます。

多くの業界で人材不足が叫ばれる中、道立病院局は医療従事者等の確保に向けて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○平出陽子副委員長 道立病院局次長畑島久雄さん。

○畑島道立病院局次長 医療従事者確保の今後の取組についてでございますが、地域に求められる医療を継続的に提供するためには、医療従事者の確保育成が重要との認識の下、道立病院局では、これまで、医育大学への医師派遣要請や道外勤務医師に対する募集活動、将来の地域医療を担う医学生等の受入れ体制の充実のほか、看護職員、薬剤師等の確保に向けまして、道内外の大学や養成校へのPR活動、インターネットや就職情報誌による広報など、幅広い募集活動を行い、必要な人材の確保に努めてきたところでございます。

道立病院局といたしましては、こうした取組を継続することはもとより、各病院とも連携し、SNSによる病院及び地域の積極的な情報発信や採用情報の紹介など、様々な機会や手段を活用した募集活動を行いますとともに、タスクシフト、タスクシェアの推進による勤務環境の改善やキャリア形成支援を通じた魅力ある職場づくりを一層進め、医療従事者の確保に努めてまいります。

○林祐作委員 次に、北海道病院事業改革推進プランについてお伺いします。

プランとの比較についてであります。病院事業では北海道病院事業改革推進プランを策定しておりますが、このプランの数値目標について、令和4年度の収支計画の目標と今回の決算との比較はどのようになっているのか、まず伺います。

○植村病院経営課長 プランにおける収支計画との比較についてであります。コドモックルの療育部門を除きます医療分全体の収益は、プランの目標の約89億7800万円に対しまして、令和4年度決算では82億6300万円で目標は未達成となりましたが、同じく、費用では、目標の約145億700万円に対しまして、決算では139億200万円と目標を達成したところであり、これに他会計負担金を含め、退職給付引当金を除いた最終的な経常損益は、目標の約1億1300万円の黒字に対しまして、決算では7500万円の黒字となったところでございます。

○林祐作委員 次に、推進委員会の点検評価について伺いますが、道立病院の運営状況については、北海道病院事業推進委員会による事業実績の点検評価が毎年度行われていると思えます。

令和4年度の病院運営について、どのように総括的に評価されたのか、伺います。

○植村病院経営課長 推進委員会からの評価についてであります。病院事業全体の評価といたしまして、まず、新型コロナウイルス感染症が流行する中、感染症患者への対応や地域に求められる診療機能を維持したことは評価する、今後も、地域において必要とされる診療機能を発揮できるよう、地域の関係者等と連携強化を進めること、また、新型コロナの影響等により、数値目標の多くが前年度を下回る結果についてはやむを得ない面があったとしても、引き続き、収益確保に向けた検討を不断に行い、経営改善を着実に進めること、さらに、医療従事者の確保に当たっては、引き続き、様々な募集方法を活用し取組を進めるとともに、令和6年4月から適用される医師の時間外・休日労働の上限規制に向け、働きやすい勤務環境の整備に努めることなどとされたところでございます。

○林祐作委員 次に、対応の方向性について伺ってまいります。

推進委員会からは各病院別に点検評価を受けておりますが、今後どのように対応していくのか、順次伺ってまいります。

初めに、2次医療圏のセンター病院としての機能を有している江差病院と羽幌病院についてであります。

推進委員会からは、地域医療連携推進法人を活用した医療提供体制の検討や、総合診療医をはじめとした地域医療を担う医師の確保による経営基盤の強化などといった点が評価されておりますが、この点検評価を踏まえて今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○関本経営改革課長 江差病院及び羽幌病院の取組についてであります。江差病院では、これまでも、地域医療連携推進法人に設置しました診療連携部会や病床機能検討委員会などの場を活用しまして、地域における医療連携や機能分担の検討を進めるほか、札幌医科大学と連携した南檜山地域医療研究教育センター事業等の実施を通じて、地域の医療ニーズに幅広く対応できる総合診療科の指導医の確保や将来の地域医療を担う医学生の受入れに取り組んできたところであります。

また、羽幌病院においても、専門研修プログラムの充実を図りながら、総合診療や家庭医療の専門医を目指す専攻医の確保につなげてきたところであります。

道立病院局としましては、引き続き、地域医療を担う医師の安定的な確保に努めるとともに、

南檜山における連携推進法人の取組も活用しつつ、それぞれの圏域における地域医療構想調整会議で、各医療機関との機能分化、連携強化に向けた検討をさらに進め、地域全体で必要な医療が継続して提供できるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、精神医療を提供する緑ヶ丘病院と向陽ヶ丘病院についてであります。

推進委員会からは、精神科における高度な急性期医療を担う、いわゆるスーパー救急病棟での患者受入れや地域連携室の機能を活用した院内や自治体、ほかの医療機関との連携による患者や収益の確保などといった点が評価されておりますが、それを受けて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○関本経営改革課長 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院の取組についてであります。緑ヶ丘病院は、十勝圏域における精神科救急・急性期医療と、オホーツク、釧路、根室を含む道東地域の児童・思春期精神科医療の中核としまして、また、向陽ヶ丘病院は、オホーツク圏域の精神科救急医療機関及び認知症疾患医療センターとして、地域のニーズに沿った医療を提供してきたところでございます。

引き続き、こうした役割を果たすことはもとより、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築といった新たな課題にも応えていく必要があると考えております。

このため、道立病院局としては、それぞれの医療提供体制の充実に向け、医師等の確保に努めるとともに、地域連携室の機能を十分に活用し、保健所や市町村、地域の医療、介護、福祉等の関係機関との連携を一層強化し、医療を必要とする方々を早期に適切な治療につなげ、退院後においても患者、家族の支援の充実を図るなどしながら、それぞれの圏域で求められる精神医療が提供できるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、全道域で子どもの高度・専門医療を担うコドモックルについてであります。

推進委員会からは、病名や治療内容に応じた分類ごとに1日当たりの医療費が定められている、いわゆるD P C算定の令和6年4月からの導入に向け、引き続き必要な対応や取組を行うことなどと評価されております。今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、昨年第4回定例会では、我が会派の同僚議員から、減少しているコドモックルの病床利用率向上に向けて体制強化を求め、医療機関や療養施設との一層の連携を図る旨の答弁がありました。どのように取り組んでいるのか、併せて伺います。

○関本経営改革課長 D P C導入に向けた取組などについてでございますが、コドモックルでは、令和6年度からのD P C算定開始に向けて、病院経営に精通したコンサルタントに適宜、助言もいただきながら、これまで、D P C制度を効率的に運用するためのクリニカルパスの作成や診療報酬算定の基礎となる機能評価係数の向上等に取り組んできており、今後は、研修会の開催により、院内職員の制度理解を深めるほか、来院患者への個別説明も行うなど、D P C制度への円滑な移行に向け、最終的な準備を進めてまいります。

また、病床利用率の向上に向けてでございますが、近隣のクリニックや各圏域で小児医療の中

核を担う医療機関を訪問し、コドモックルの特徴である特定機能周産期母子医療センターや循環器病センター、総合発達支援センターといった機能について改めて周知するとともに、期待される役割などについて意見交換を行ってきており、今後とも、地域のニーズや医療需要の変化を的確に捉えつつ、道内の医療機関や療育施設とより一層の連携を図りながら、小児医療の高度・専門医療としての役割を果たしてまいります。

○林祐作委員 次に、北見病院について伺います。

北見病院は、推進委員会の点検評価の対象とはなっておりませんが、北見赤十字病院との一体的な運営による地域完結型医療の実現を目指し、平成30年4月から指定管理者制度を導入し、病院運営を北見赤十字病院に委任しておりますが、令和4年度末で10年の指定期間の半分となる5年を経過したところであります。

これまでの指定管理者制度による取組をどのように評価しているのか、また、今後の対応についても伺います。

○高木道立病院局次長 指定管理者制度導入の評価などについてでございますが、北見病院につきましては、指定管理者制度の導入以降、令和4年度までの間、北見赤十字病院との一体的運営により、医療従事者の相互応援が柔軟に行われ、心疾患患者へのリハビリテーションや不整脈の治療であるカテーテルアブレーション、植え込み型除細動器の移植術、交換術が新たに実施されるなど、高度・専門医療機関としての機能が高まってきたところでございます。

また、制度導入に当たり設定しました病床利用率や平均患者数などの数値目標も、一部、達成できていない項目はあるものの、総体的には良好な状況で推移しておりますことから、制度導入の効果が現れているものと考えております。

道立病院局といたしましては、今後とも、指定管理者制度の利点を最大限に生かし、効果的かつ効率的な業務運営を進めるなど、オホーツク第3次医療圏における医療提供体制のさらなる充実につながるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、令和4年度の病院事業全体及び各病院の取組に対する点検評価やその対応について伺ってまいりましたが、今後のプランの目標達成に向けて、道立病院局としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○平出陽子副委員長 道立病院部長岡本收司さん。

○岡本道立病院部長 改革推進プランの目標達成に向けた取組についてであります。道立病院局では、プランに基づくこれまでの取組結果も踏まえつつ、新たに医師の働き方改革への対応や新興感染症に備えた平時からの取組といった観点を盛り込み、本年3月、プランの改定を行ったところでありまして、今後は、令和4年度の実績の多くが目標を下回ったことを真摯に受け止め、改めて各般の施策を着実に推進していくことが必要と考えてございます。

このため、道立病院局といたしましては、最重要課題である医療従事者の確保に向けまして、医育大学や養成校との連携を強化しますほか、患者確保のため、各病院の地域連携室による関係機関への働きかけや様々な媒体を活用した病院の広報を積極的に進めるとともに、本庁と各病院

が連携を密にし、職員の経営改革に向けた意識の醸成も図りながら、各病院が地域で求められる機能や役割を最大限発揮し、プランに掲げた目標を達成できるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 今後の病院事業の推進について伺います。

道立病院は、冒頭に申し上げたとおり、公立病院としての公共性の確保や公営企業としての経済性の確保に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療や精神医療、高度・専門医療など、地域に必要な医療を提供しており、コロナ禍にあっても継続して提供されてきたものと承知をしております。

今後、人口減少に伴う患者数の減少も想定される厳しい現状の中にあっても、アフターコロナを見据え、昨年度末に改定したプランに基づき、経営改善のため各種取組を進めていかなければなりません。

今後、道立病院として地域に必要な医療を提供するため、どのように病院経営を進めていくのか、病院事業管理者の所見を伺います。

○平出陽子副委員長 病院事業管理者鈴木信寛さん。

○鈴木病院事業管理者 今後の取組についてであります。道立病院が地域において安定的に医療を提供していくためには、医師をはじめとした医療従事者の確保をはじめ、収益確保や費用の縮減といった経営の効率化により一層努めていく必要があると認識しております。

一方、道内の多くの地域では人口減少が進むなど、道立病院を取り巻く環境が刻々と変化する中、今後の病院経営は、圏域内の他の医療機関との役割分担などの下、地域の医療ニーズに的確に 대응していくことが重要と考えているところであります。

このため、私といたしましては、今後も道立病院がその使命を果たせるよう、地域の医療機関や関係機関との信頼関係をしっかりと築きながら、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するなどして、プランに基づく各般の施策に全力で取り組み、道立病院の経営強化に努めてまいります。

○平出陽子副委員長 林委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時59分休憩



午後 3 時21分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

道立病院局所管に関わる質疑の続行であります。

小泉真志君。

○小泉真志委員 それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

2022年度の北海道病院事業に関する決算につきましては、2020年度から引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたものと考えます。道立病院の経営形態が地方公営企業法の全部適用に移行して6年を経過、今年3月にはプランの改定も行われたことなどを踏まえ、以下、質問

してまいります。

まず最初に、道立病院事業の医業収支比率及び経常収支比率について、新型コロナウイルス感染症の影響のない2019年度から4年間の推移はどのようになっているのか、伺います。

○三好雅委員長 病院経営課長植村直樹君。

○植村病院経営課長 医業収支比率及び経常収支比率の推移についてであります。医業収支比率は、令和元年度が50.1%、2年度が47.2%、3年度が48.0%、4年度が46.2%となっており、令和元年度と4年度の比較では3.9ポイント低下しております。

また、経常収支比率は、令和元年度が97.0%、2年度が99.4%、3年度が98.9%、4年度が98%となっており、98%前後で推移をしているところでございます。

○小泉真志委員 次に、全国自治体病院協議会の定例記者会見におきまして、全国的な傾向として、2019年度と2022年度を比較し、医業収支は悪化しコロナ禍前の状況に回復していない、補助金等を加味した経常収支はコロナ禍前よりも好転していると評価されており、本道も同じような状況だと認識をしております。

そこで、道立病院における医業収支に影響を与える患者動向について伺います。

分析につきましては先ほど林委員のほうからありましたので、それは結構です。まずは、状況についてお願いします。

○三好雅委員長 経営改革課長関本徹君。

○関本経営改革課長 患者動向についてでございますが、北見病院を除く5病院全体の延べ入院患者数につきましては、令和元年度は12万1040人でありましたが、4年度は9万9199人と、2万1841人、18.0%の減少となっております。

また、同じく、5病院の延べ外来患者数は、令和元年度は21万4355人でありましたが、4年度は19万5030人と、1万9325人、9.0%の減少となっております。

○小泉真志委員 入院、外来とも大きく患者を減らしていることは非常に深刻でございますけれども、そのような中で経常収支を保ってきたことは、医業外収益が大きいものと考えられます。

そこで、2022年度について、2021年度と同様、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の繰入れがあったものと考えますが、2022年度における新型コロナウイルス感染症の補助金の額を伺うとともに、それらの補助金について、2023年度の見込みについても伺います。

○関本経営改革課長 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金についてであります。令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策に関連して、道立病院局が交付を受けた各補助金の額につきまして申し上げますと、感染症病床確保促進事業費が約12億1641万円、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費が約1億2814万円、発熱者等診療・検査医療機関等設備整備事業費が約110万円、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備事業費が約168万円、感染症検査機関等設備整備費が約292万円、以上を合計いたしますと、総額で約13億5026万円となっております。

また、令和5年度につきましては、感染症病床確保促進事業費が約3億8726万円、外来対応医

療機関設備整備事業費が約197万円、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備事業費が約4万円、以上を合計しますと、総額で約3億8927万円の補助金を申請しているところであります。

なお、病床確保に係る補助金につきましては、10月以降も継続する方針が示されたものの、5類移行後、既に補助単価が減額となっていることなどから、最終的な令和5年度の交付額は令和4年度と比較して減少するものと見込んでいるところでございます。

○小泉真志委員 10月以降の補助金が減少すると見込んでいるということでありますけれども、仮に補正を組むという状況になりましても、しっかりと精査して取り組んでいただきますよう、指摘をさせていただきます。

次に、北海道病院事業会計への影響について伺いますが、今年5月には新型コロナウイルス感染症の指定区分が5類に引き下げられ、段階的に補助金も減額されました。補助金の減額により、2024年度はもとより、2023年度における北海道病院事業会計への影響をどう分析されているのか、また、5類引下げ以降の患者動向について、現段階においてどう見込んでいるかについてお伺いをします。

○三好雅委員長 道立病院局次長高木順一君。

○高木道立病院局次長 病院事業会計への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種補助金は、令和5年度予算におきましても、前年度の実績等を踏まえ、一定の収入があることを想定しておりましたが、現状、想定より減収になるものと見込まれ、電気料金や燃料価格の高騰、医薬材料費の増加など、医業費用が増加している現状も相まって収支不足の拡大が懸念されるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した本年5月以降の患者数は、現時点で、入院、外来ともに前年度同期を僅かに上回る程度にとどまっております。コロナ禍前の水準まで回復させることは困難な面もありますが、道立病院局といたしましては、さらなる収益の確保に向けまして、引き続き、診療体制の充実につながる医療従事者の確保に努めるとともに、各病院の特色が十分に発揮できますよう、地域連携室の機能を十分に活用し、関係機関等との連携を一層強化していくことが必要と考えております。

○小泉真志委員 2022年度の収支不足につきましては、物価高騰等により大変厳しいものと理解をしますけれども、患者減が補えていないという状況があります。

当然、患者数を増やす努力は行っていただきますけれども、補正を組む等々も考えられますし、道立病院は北海道にとって欠かすことのできない医療資源でございますので、ぜひ、そのためにも庁内での連携をしっかりと図っていただきますよう、指摘をさせていただきます。

次に、物価高騰等の影響についてお伺いをします。

昨年来の国際状況に起因して、エネルギーや食料品、資材などの価格が上昇しており、その影響は道立病院も例外ではないと思います。

そこで、2022年度に、物価高騰による影響を受けた費用の内容と影響額、また、それが収支全

体にどの程度影響しているのか、お伺いします。

○植村病院経営課長 病院経営への物価高騰の影響等についてでございますが、道立病院におきましては、物価高騰が病院経営の様々な面に及ぶ中、電気、ガス、燃料など、光熱水費の負担増の影響が大きく、令和4年度決算では、前年度と比べ約1億3757万円増加したところでございます。

また、令和4年度の病院事業全体の損益では、前年度と比べ、純損失が約1億2800万円増加したところであり、光熱水費の負担増が損失拡大の大きな要因の一つになっていると考えているところでございます。

○小泉真志委員 次に、給食への影響について伺います。

現下の物価高騰の影響は食材や食料品にも及んでおりまして、食材費や人件費の高騰により、学校や入居施設における委託業者の撤退が全国的にも問題となっております。

道立病院での給食提供は年間での委託契約となっておりますが、物価高騰の影響は受託者任せなのか、あるいは、年度途中の委託額の変更等があったのか、給食費用の高騰への対応状況について併せて伺います。

○関本経営改革課長 患者の給食に係る物価高騰への対応についてでございますが、各病院では、患者への給食提供に係る業務委託契約上、契約内容に変更が必要な場合は協議を行うこととなっております。

いずれの病院におきましても、令和4年度中に受託者と協議を行った経過はなく、年度途中の金額等の変更は行っておりません。

入院時の給食提供に係る費用につきましては公定価格となっていることから、道立病院局では、全国自治体病院協議会など関係団体と連携し、昨年度から、国に対し物価高騰に係る支援を行うよう重ねて要望しているところでございます。

なお、令和5年度の委託契約においては、各病院とも、今般の食料品等の価格上昇を考慮し、1食当たりの給食材料費単価を見直しており、令和4年と比較して平均9.1%程度引き上げているところでございます。

○小泉真志委員 物価の上昇には、一般的に価格転嫁による対応が取られますけれども、医療の場合、診療報酬は公定価格ですので、自助努力で解決しなければなりません。それゆえ、今回のような物価高騰のあおりを直接受けやすくなりますけれども、その一方で、節電などの削減努力にも限界があります。

道では、昨年度、国から交付されました重点支援地方交付金を活用して、電気料金高騰の影響を受ける医療機関への支援を行ったと承知しております。道立病院では、物価高騰に対して、こうした公的な支援、あるいは、一般会計からの繰り出しの支援などは受けたのでしょうか。2022年度の物価高騰の影響にどのように対応したのか、お伺いをします。

○植村病院経営課長 物価高騰に係る支援などについてであります。道立病院局では、令和4年度におきまして、国の交付金を活用した道の「医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援

金」によりまして、指定管理者制度を導入している北見病院を除く5病院分としまして、計約967万円の支援を受けたところでございます。

また、医業収益の確保や他の費用の節減など、可能な限りの経営努力を行ってもなお賄うことが困難な物価高騰に伴う費用につきましては、令和4年度最終補正予算におきまして一般会計からの繰入れを行ったところでございます。

○小泉真志委員 今年度に入りまして、北電が電気料金の再度の値上げに踏み切るなど、エネルギー価格・物価高騰の影響は現在も続いております。

こうした中、国では、2024年度の診療報酬改定に向けて、物価高騰の反映や入院給食単価の見直しなどを検討しているものと承知しております。

当面は物価の高水準が続くと考えますが、今年度の影響額をどう見通しているのか、また、今後どのように対処するのかについて所見を伺います。

○三好雅委員長 道立病院局次長畑島久雄君。

○畑島道立病院局次長 今後の影響についてでございますが、光熱水費や燃料費等の経費につきましては、今年度上期の実績が既に大幅な負担増となった昨年度の水準を上回っており、現時点で物価が下降に向かう見通しも立っていないことから、物価高騰の影響は昨年度以上に大きなものとなりかねないと考えております。

このため、道立病院局としましては、全国自治体病院協議会と連携し、国に対し、診療報酬の臨時的な見直しを行うよう要望したほか、今後に向けましては、引き続き、医業収益の確保や費用の節減など、より効果的、効率的な病院運営に取り組み、患者サービスに影響が生じないよう、適切に対応していく考えでございます。

○小泉真志委員 診療報酬の臨時的な見直しはなかなか難しいと思いますけれども、ぜひ取り組んでいただければというふうに思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に、医師確保についてお伺いをします。

医師の確保については病院経営の根幹であり、まさに議会議論で、医師不足による診療機能の低下による減収と言及されてきた経過にあります。全道以降の病院ごとの医師数の推移について伺うとともに、この間、効果のあった医師確保策についても伺います。

○三好雅委員長 人材確保対策室長原田智史君。

○原田人材確保対策室長 医師数等の推移についてでございますが、指定管理者制度を導入しております北見病院を除く5病院における平成29年度から令和4年度までの間の年度末現在の医師数は、江差病院では、11名であったものが、その後は10名または9名で推移し、令和4年度末には10名に、羽幌病院では、6名から令和2年度には9名まで増加いたしましたものの、その後は減少し4名に、緑ヶ丘病院では、9名から徐々に減少し5名に、向陽ヶ丘病院では、この間を通して変動がなく5名、コドモックルでは、38名から徐々に増加し、令和2年度以降、43名となっております。

この間の医師の確保に当たりましては、各医育大学への医師の派遣要請や自治医科大学卒業医

師等の受入れはもとより、江差病院が札幌医科大学と連携して実施いたします地域医療研究教育センター事業を通じた総合診療科の指導医の確保、羽幌病院における専門研修プログラムの運用を通じた総合診療や家庭医療を目指す専攻医の確保のほか、小児医療、精神医療における各病院の専門性を道内外にアピールするための各種広報にも取り組んできたところでございます。

○小泉真志委員 後半の部分は、例年、同じような答弁をいただいているということなのですが、ここで聞きたいのは、昨年度、特に効果のあった医師確保策についてですので、再度伺います。

○原田人材確保対策室長 医師確保の取組についてでございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、令和4年度、江差病院では、札幌大と連携した地域医療研究教育センター事業を通じて総合診療科の指導医を確保しておりますほか、将来の地域医療を担う臨床研修医や医学生の受入れも行ってございまして、この取組につきましては、北海道病院事業推進委員会からも効果的との評価をいただいているところでございます。

○小泉真志委員 江差病院、羽幌病院の取組につきましては、我が会派としても一定の評価をさせていただいているところでございます。

まず、羽幌病院における総合診療科の専攻医の現状について伺います。

また、広域医療を担う江差病院においても、総合診療医の活用は極めて有効と考えますが、江差病院では同様の養成プログラムを提供していないのか、していないのであれば、その理由についても伺います。

○原田人材確保対策室長 総合診療科の専攻医の現状等についてでございますが、羽幌病院では、総合診療医や地域医療を志す医師を養成するため、総合診療の専門研修プログラムを策定いたしまして、令和元年度に1名、2年度に2名、3年度に3名、4年度に1名、5年度に3名の専攻医を受け入れてきております。

また、江差病院では既に札幌大等の連携施設として専攻医を受入れており、別途、基幹施設として必要な指導医や症例等を確保することが困難なことから、独自の専門研修プログラムの策定は行っておりませんが、札幌大から派遣される総合診療の指導医が診療に従事いたしますとともに、医学生や研修医を受け入れ、外来や病棟での診療参加型実習も行ってございまして、診療体制の確保と教育体制の充実を図っているところでございます。

○小泉真志委員 地域医療の確保には、総合診療医は極めて有効というふうに認識をしております。羽幌病院の成果に鑑みて、ぜひ導入の検討をしていただきたいと指摘させていただきます。

続きまして、緑ヶ丘病院について伺います。

私の地元にあります緑ヶ丘病院につきましては、圏域のみならず、全国的にも評価の高い病院でありましたが、現在は医師確保に苦慮しているものと認識をしております。

緑ヶ丘病院の医師確保について、昨年も、精神保健指定医の確保が極めて重要として、全適の利点も生かしたインセンティブを付与した処遇改善について指摘したところでございます。

この1年間に新たに講じた緑ヶ丘病院の医師確保に向けた取組について伺います。

○原田人材確保対策室長 緑ヶ丘病院の医師確保の取組についてでございますが、道立病院局では、全国自治体病院協議会や地域医療振興協会、日本医師会女性医師支援センターなどを訪問し、求職状況の確認や求人登録等を行ったほか、東京事務所と連携いたしまして、精神科救急や児童・思春期精神科医療といった緑ヶ丘病院の特徴もPRしながら、道外勤務医師に対する働きかけなども行った結果、1名から病院視察の申込みがありまして、病棟での診療や救急輪番日の当直業務の見学など、きめ細かな勤務体験の場を提供し、本年4月、常勤医師としての採用につなげたところでございます。

また、専攻医の受入れに向けて、医育大学や他の精神科医療機関が提供する専門研修プログラムの連携施設となるよう準備を進めているところでございます。

○小泉真志委員 少なからず前進しているという部分については評価をさせていただきます。

ただ、ここ数年、児童生徒の不登校が大変増加をしているという状況でありまして、そのことを考えますと、児童・思春期精神科医療のニーズは非常に高まっております。緑ヶ丘病院は、十勝における役割だけではなく、道東における役割も非常にあるという状況でありまして、実際に私も聞いていますけれども、受診するまで6か月待たなくてはならないということもあるそうです。大変だと思いますけれども、ぜひ、この部分については御努力をいただきますよう、指摘をさせていただきます。

次に、医師の時間外勤務の実態についてお伺いをします。

医師確保が困難なことは十分に承知をしておりますが、残念ながら必要十分な対応とは言えないと思います。医師の分野のみならず、全産業的に人手不足が叫ばれ、まずは賃金アップといった処遇改善がうたわれますが、処遇改善は、賃金だけではなく、医師にとって魅力的な職場、労基法をしっかりと遵守した病院であることが必須であります。

特に、医師においては、膨大な時間外勤務が潜在化していると指摘されてきましたが、労基法の改正もあり、医師の働き方改革の新制度が2024年4月から施行されます。インターバル規制などの議論も活発であります。そもそも、各医療機関においては医師の労働時間を適切に把握してこなかったという指摘も散見されます。

各病院における医師の時間外勤務の実態について、この3年間の推移を伺います。

○原田人材確保対策室長 医師の時間外勤務についてでございますが、直近3年間における1人当たりの年平均時間外勤務時間は、江差病院では、令和2年度が536時間、3年度が255時間、4年度が452時間、以下、同様に、羽幌病院では、102時間、102時間、106時間、緑ヶ丘病院では、131時間、205時間、179時間、向陽ヶ丘病院では、156時間、138時間、265時間、コドモックルでは、377時間、415時間、416時間となっております。

○小泉真志委員 医師の働き方改革の法律が制定された2021年度以降、より適切に労働時間が把握されることにより、時間外勤務の時間が右肩上がりに増加するのは一般的だというふうに考えられます。

先ほどの答弁ではそうならない部分もあることから、ぜひ時間の把握についてはしっかり

と行っていただきたいと思っております。

今年になってからも、兵庫県立病院で労働基準監督署からは是正勧告があるなど、医師の労働時間の把握については全国的に問題となるケースが多くなってきております。医師にとっては、自身の労働時間を過少申告させられることなく、適切に労働時間が把握され、手当が確実に支給される環境も処遇改善と言えることから、道立病院はホワイト職場であるということを立証して、ぜひ医師の定着率を高めるよう、指摘をさせていただきます。

次に、医療従事者の確保について伺います。

道立病院におきましては、看護師不足により、診療体制の縮小などの措置が取られているものと承知をしております。医療従事者の確保に向けた処遇改善の実績として、診療報酬で措置された、看護職員処遇改善評価料による救急看護業務手当を新設したと承知しております。

この診療報酬による収入は、全額、人件費に支出しなければならないものと定められておりますが、収入の実績と実際に支出した手当の総額について確認するとともに、その効果に対する認識も伺います。

○植村病院経営課長 救急看護業務手当についてであります。この手当の支給対象となります看護職員が勤務します江差病院及び羽幌病院におきまして、令和4年10月から5年3月までに診療報酬として請求した看護職員処遇改善評価料の収入実績は1050万7000円で、当該期間の勤務実績に応じて看護職員に支給しました手当等の総額は1080万8000円であったところでございます。

救急医療は、一般医療における看護業務の中でも特に負担の大きいものとなっており、道立病院局としては、こうした業務に従事する看護職員を対象に、賃金改善を要件とした診療報酬上の評価が適切に行われることは、職員の処遇改善に効果があるものと認識しているところでございます。

○小泉真志委員 我が会派は、昨年の本委員会において、人材確保に向けては、全適の利点を生かし、医療従事者の処遇改善を図り、採用が困難な看護師、薬剤師などの確保を図るべきと指摘したところであります。

改めて、この1年間、医療従事者に対してどのような新たな処遇改善を行ってきたのか、伺います。

○植村病院経営課長 医療従事者の処遇改善についてであります。道立病院局では、採用が困難な医療従事者の確保や負担軽減のため、地方公営企業法の全部適用を機に、これまで、独自の手当の創設や雇用機会の拡大、新たな職種の採用などに取り組んできており、令和4年度におきましては、救急看護業務手当を月額4000円から1万2000円に増額いたしますとともに、院内感染防止休暇を創設いたしまして、感染症に罹患した病院職員が休暇を取得しやすい環境の整備を図ったところでございます。

○小泉真志委員 救急看護業務手当につきましては、先ほども言ったように、診療報酬改定によって行われたものでありますので、新たな処遇改善とは言えないのではないかとというふうに指摘せざるを得ません。一方で、院内感染防止休暇につきましては、本当に職場の皆さん方も大変喜

ばれているという状況でございます。

当然、厳しい医業収支の状況は承知をしておりますが、人材確保がなされなければ収入の確保が困難であるのが病院経営でありまして、いわゆる賞与とは異なり、基本給及び職務手当は、労働契約上、必要な経費として医療従事者に支払うべきもので、基本的に病院の経営状況によらないものであらなければなりません。

改めて人材確保に苦慮する職種においては、全部適用の意義を踏まえて、医療従事者の処遇改善を図るよう、指摘させていただきます。

次に、北見病院の指定管理者制度導入以降の状況についてお伺いをします。

北見病院単独での医業収支及び経常収支、さらには、指定管理者制度による病院経営を維持するため、指定管理料などの北海道病院事業会計から指定管理者である北見赤十字病院に繰り出されている金額をお伺いします。

○関本経営改革課長 北見病院の収支の状況についてでございますが、指定管理者制度導入以降、医業損失は、初年度の平成30年度は約9億9500万円、その後も2年間は9億円台で推移し、令和3年度には約5億8400万円、4年度は約5億9600万円となったところでございます。

医業外収支を含めた経常損失は、平成30年度は約7億200万円、その後の2年間も6億円台後半と同程度で推移し、令和3年度には約4億2900万円、令和4年度は約4億6900万円となったところでございます。

また、道と日本赤十字社との協定に基づき支払いを行いました指定管理料についてでございますが、平成30年度は7000万円、令和元年度は1億6600万円、令和2年度は2億7400万円、令和3年度は3億7000万円、令和4年度は3億6900万円となっております。

○小泉真志委員 指定管理者制度の導入については、当然、医療機能の確保、拡充のためであると認識をしておりますが、一方で、相応の北海道病院事業会計への財政効果も期待したものではないかと承知をしております。

先ほどの指定管理者制度以外に、道立病院局において、北見病院に係る経費があるのか、あるのであれば、その金額を伺うとともに、指定管理料とそれらの経費を含めた経常損失について、直営の2017年度の収支差と比較しての認識を伺います。

○関本経営改革課長 指定管理料以外の費用についてでございますが、病院事業会計が負担する指定管理料以外の費用につきましては、病院施設に係る減価償却費や修繕費といった医業費用のほか、医業外費用である支払い利息などがございまして、その金額は令和4年度で約3億6600万円となっております。

また、指定管理料を含めた令和4年度の経常損失につきましては約4億6200万円でございますが、直営の最終年度である平成29年度の約7億8400万円と比較いたしまして、約3億2200万円減少しており、道の負担は縮小していることから、指定管理導入による効果が現れているものと考えております。

○小泉真志委員 北見赤十字病院との指定管理の契約期間は10年と承知しており、既にその半分

が経過をしております。その間の病院事業会計への影響については、会派としても注視をさせていただくとともに、地域医療の確保の課題として、2028年度以降の北見赤十字病院の運営方法についても注視をしていくことを指摘させていただきます。

最後になります。

2022年度についてもコロナ禍が続き、困難な病院運営だったものと考えますが、本年3月にはプランの改定も行われたと承知をしております。

経常収支の黒字化に向けた取組として、患者数増に向けた道立病院の努力はもちろんのこと、各種関係機関・組織を通じた診療報酬のプラス改定への働きかけなど、既に管理者として行っていると考えます。

来年度においては診療報酬の改定も行われますが、大幅な診療報酬のプラス改定はなかなか想定しづらい状況かと思われまます。物価高騰や賃金相場の変化による委託料の増加などにより、支出の抑制には限界があると考えます。

道立病院は地域に欠かせない医療を提供していることに鑑み、今まで以上に一般会計からの繰入れが必要だと考えますが、病院事業管理者として、2023年度以降の経常収支改善に向けた取組の方向性について所見を伺います。

○三好雅委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の取組についてであります。道内の多くの地域で人口減少が進み、また、昨今の物価高騰によって様々な影響が生じているなど、道立病院を取り巻く環境が厳しさを増している中、地域において必要な医療を安定的に提供していくためには、より一層、経営の効率化に努めていく必要があると認識しております。

このため、私といたしましては、本年3月に改定したプランの下、最重要課題である医療従事者の確保やさらなる経営の効率化など、各般の施策を通じた経営改善を加速するとともに、地域の医療機関や関係機関との信頼関係の下、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するなどいたしまして、今後とも、道立病院がその使命を果たせるよう、経営強化に努めてまいります。

○小泉真志委員 コロナ禍は、公立病院の存在意義を高めたものだというふうに認識しております。累積欠損額の問題等ではありますが、必要なものは必要であるというふうに認識をしておりますので、ぜひ、2023年度も財政課題に取り組んでいただくことを指摘させていただきます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○三好雅委員長 小泉委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは初めに、令和4年度の決算の状況について、順次お伺いをしてまいります。

令和4年度の決算にも、長期化するコロナ禍の影響が深刻な影を落としているというふうに思うわけでありまます。まずは患者数についてであります。2次医療圏におけるセンター病院であ

る江差病院及び羽幌病院では、感染症患者の受入れやワクチン接種への協力など、様々な取組をされてきたと承知しておりますが、入院患者数及び外来患者数について、コロナの影響がなかった令和元年度と比較してどのように変化をしたのか、まず伺います。

○三好雅委員長 経営改革課長関本徹君。

○関本経営改革課長 江差病院及び羽幌病院における患者数の推移についてでございますが、江差病院における延べ入院患者数は、令和元年度は2万597人であったところでございますが、令和4年度は1万4364人と、6233人、30.3%の減少、延べ外来患者数につきましては、令和元年度は6万8258人であったところでございますが、令和4年度は6万3512人と、4746人、7.0%の減少となっているところでございます。

同様に、羽幌病院についてでございますが、延べ入院患者数は、令和元年度は1万1936人であったところでございますが、令和4年度は8656人と、3280人、27.5%の減少、延べ外来患者数につきましては、令和元年度は4万2305人であったところでございますが、令和4年度は3万3886人と、8419人、19.9%の減少となっているところでございます。

○赤根広介委員 数字を述べていただくと、影響の大きさが顕著なわけであります。

感染症法上の位置づけが5類に変更された後も、医療、福祉の最前線におきましては、コロナ禍と変わらない対策を求められながらも、一方で、病床の確保量に対する補助金がなくなって、これからますます経営面の厳しさというものを懸念するところであります。

患者の確保はまさに収益に直結する重要な取組であるわけでありますが、コロナ禍の長期化は、患者の確保の取組にどのような影響があったのか、また、今、アフターコロナの新たなステージに突入した中で、患者確保に向け、今後どう取り組んでいくのか、併せて伺います。

○関本経営改革課長 患者確保の取組についてでございますけれども、各病院では、その機能や役割に応じまして、新型コロナウイルス感染症への対応も行いながら、一般医療の提供に努めてきたところでございますが、感染拡大の局面におきましては、本人や家族の感染により出勤制限となる職員が発生するなど、通常の診療体制を維持することが困難となり、一般患者の入院抑制や外来診療の制限を行わざるを得ない場合があったほか、感染への懸念から、患者自身の受診控えといったこともあったと考えております。

また、医療を必要とする方を適切に診療につなぐためには、関係機関等との連携が大変重要であるところでございますが、コロナ禍におきましては、地域連携室の職員が関係先を直接訪問することが難しくなるなど、患者紹介の働きかけが十分に行えないといった面もあったところでございます。

それを踏まえまして、今後、道立病院の経営改善を進めるためには、広域医療、精神医療、高度・専門医療といったそれぞれの機能を十分に生かし、コロナ禍における対応も踏まえ、地域の医療、介護、福祉の関係機関と一層の連携を図りながら、地域のニーズに応じていくといったことが必要となってくると考えております。

このため、道立病院局といたしましては、引き続き、医師をはじめ医療従事者の確保に努める

ことはもとより、患者満足度調査等を通じて患者サービスや療養環境の向上につなげることのほか、地域連携室を中心に、地域の受療動向やニーズを把握するとともに、住民向け公開講座などを開催し、各病院の機能や特徴の周知も行いながら、患者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 コロナ禍にあっては、やはり、患者さんの受診控えというものもあったわけですが、この受診控えによってさらに患者さんの健康が悪化してしまっただけで元も子もないわけでありますので、今述べられた今後の対応の部分で、必要な医療を求める方がしっかりと受診できる体制の構築に取り組んでいただきたいと指摘させていただきます。

病院経営上、極めて重要な入院収益の向上を図る必要があるわけでありますが、その指標の一つとなるのが病床利用率であります。

国の公立病院経営強化ガイドラインにおきましては、病床利用率が3年連続で70%未満と特に低水準な公立病院については、地域の実情を踏まえつつ、十分な検討を行い、必要な機能分化、連携に取り組むこととされているわけでありますが、令和4年度の決算資料では全ての病院で下回っているわけであります。

以下、現状と取組等について何点か伺います。

改めて、各道立病院における過去3年間の稼働病床利用率の推移について、まず伺います。

○関本経営改革課長 病床利用率の推移についてでございますが、江差病院については、令和2年度に26.8%であったところでございますが、3年度は26.1%、4年度は25.9%と、3年間で0.9ポイントの減少となっております。

羽幌病院につきましては、令和2年度に55.5%であったところでございますが、3年度は60.5%、4年度は52.7%と、3年間で2.8ポイントの減少となっております。

緑ヶ丘病院につきましては、令和2年度に70.1%、3年度は62.0%、4年度は60.7%と、3年間で9.4ポイントの減少、向陽ヶ丘病院につきましては、令和2年度に57.7%、3年度は59.2%、4年度は45.6%と、3年間で12.1ポイントの減少、コドモックルにつきましては、令和2年度に54.2%、3年度は53.2%、4年度は53.8%と、3年間で0.4ポイントの減少となっております。

以上述べましたが、いずれの病院におきましても、令和2年度と比較しますと、令和4年度は病床利用率が全て低下しているという状況でございます。

○赤根広介委員 今御答弁いただきましたように、残念ながら、ただでさえ低いポイントが年を追うごとにどんどん低下しているという現状であります。

そこで、病床利用率が低い要因をどう認識しているのか、伺います。

○関本経営改革課長 病床利用率が低い要因についてでございますが、各病院共通の要因といたしまして、少子化や人口減少、常勤医師の欠員といった状況があることに加えまして、広域医療を担う江差病院と羽幌病院、また、小児疾患の高度・専門医療を担うコドモックルにおきましては、その役割を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の患者受入れを行う中であっても、感染拡大の

局面においては通常の診療体制を維持することが困難となり、一般患者の入院制限を行わざるを得ない状況もあったということでございます。

また、精神医療を担う緑ヶ丘病院と向陽ヶ丘病院につきましては、急性期の治療を終えた患者の地域生活への移行を積極的に推進していることも大きな要因と考えているところでございます。

○赤根広介委員　そこで、病床利用率の改善を図るため、病床規模の適正化や機能転換を図る必要がある一方で、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症に備えた体制の確保にも取り組む必要があるわけでありませう。

今後、道立病院において、病床の見直しにどう取り組む考えなのか、所見を伺います。

○三好雅委員長　道立病院局次長高木順一君。

○高木道立病院局次長　道立病院の病床の在り方についてでございますが、道立病院の病床機能や病床数については、医療ニーズの変化や今後見込まれます生産年齢人口の減少を踏まえ、医療機関間の機能分担や業務連携を図り、良質で適切な医療を効率的かつ継続的に提供する体制を整備するとの基本的な考えの下、これまでも関係者間で協議を行ってきているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後、新興感染症の拡大時に各病院に求められる機能や役割も念頭に置きつつ、広域医療を担う江差病院及び羽幌病院については、南檜山メディカルネットワークの取組も活用しながら、引き続き、それぞれの圏域における地域医療構想調整会議で各医療機関との機能分化、連携強化に向けた議論を深めるとともに、精神医療を担う緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院、小児疾患の高度・専門医療を担うコドモックルについても、患者動向等を踏まえ、関係機関との意見交換を行い、それぞれの病床機能や病床数の在り方について検討を進めてまいります。

○赤根広介委員　道内におきましては、今後さらに人口減少が進み、2040年代には400万人ほどまで人口が減少するという推計も出ているわけでありませう。

こうした少子・高齢化の波もまだまだ長期にわたって続くとされている中、先般の札幌市議会における議論におきまして、市立札幌病院の再整備について議論があったところでありまして、札幌市の答弁におきまして、道央圏は既に医療需要の減少局面に入ったとされているわけでありませう。

道立病院では、札幌市内に小児医療の高度・専門病院でありますコドモックルを設置し、周産期医療など特殊医療を含め、全道域を対象に医療を提供しているわけでありませうが、人口や出生率も含め、医療需要が変化していく中で、今後どのように小児における高度・専門医療機能を維持あるいは強化をしながら道民のニーズに応えていこうとするのか、所見を伺います。

○三好雅委員長　道立病院部長岡本収司君。

○岡本道立病院部長　コドモックルの医療提供体制についてでございますが、コドモックルは、将来を担う子どもたちの健やかな成長と発達の支援を目的として、出生前から一貫した医療と療育

を総合的に提供する施設でございまして、地域の小児医療をめぐる状況が厳しさを増す中、高度・専門医療等を必要とする子どもたちの受入れ体制を充実していくことはますます重要と認識してございます。

このため、道立病院局では、これまでも、新生児の集中治療室であるNICUの増床や新生児回復期治療室、いわゆるGCUの改修など、コドモックルの病棟機能の拡充を図ってまいりましたほか、社会福祉士や公認心理師を配置し、入退院支援や相談対応など、患者とその家族の皆様に対する支援の充実にも努めてきたところでございまして、今後とも、多くのお子さんの命と健康を守ることができるよう、地域の医療ニーズとその変化を的確に捉えつつ、各圏域の中核となる医療機関や療育施設とより一層連携を図りながら、小児の高度・専門医療機関としての役割をしっかりと果たしてまいる考えでございまして。

○赤根広介委員 今、道立病院部長から答弁をいただいたように、コドモックルについてはこれからますますニーズが高まるのではないかとというふうに私も思っておりますので、人口が減っていく中であっても、この機能の維持、できれば強化というものを常に念頭に置いて最前線で取り組んでいただきたいと思います。

一方、市立札幌病院の再整備に関しては、恐らく、これから10年以上かけて議論が行われていくものになると思います。ここの部分については、道立病院局というよりかは、道の医療政策のほうで今後どう対応していくかということが問われていくと思いますので、この点はまた別の機会に議論を深めていきたいというふうに思います。

次に、収支の改善についてであります。患者数や病床利用率の向上など、収益の確保に取り組みながらも、最終的な医業収支比率につきましては48%から46.2%に低下をしているわけがあります。

この指標の低下の要因と、全国平均と比較してどのようになっているのか、また、その理由と併せて伺います。

○三好雅委員長 病院経営課長植村直樹君。

○植村病院経営課長 医業収支比率についてであります。令和4年度の医業収支比率は、令和3年度と比較しまして1.8%低下をしております。その主な要因は、羽幌病院の常勤医師の減少によりまず診療機会の縮小、向陽ヶ丘病院におけるグループホーム入居による退院患者の増加、また、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響による外来患者の減少などとなっております。

また、総務省から公表されております公立病院の令和3年度における医業収支比率の全国平均値は85.1%であるのに対し、道立病院は48.0%と37.1ポイント下回っております。この主な要因といたしましては、道立病院が民間医療機関が参入しにくい地域での広域医療や精神単科医療、小児の高度・専門医療といった、人口減少の影響を受けやすく、医療従事者の確保が困難な地域や分野での不採算医療を担っていることが考えられるところでございます。

○赤根広介委員 まさに道立病院局の特徴というか、使命というか、そういうものが顕著に現れ

ているのだというふうに受け止めます。

次に、未収金の確保対策についてでありますけれども、まず、過年度個人医業未収金の直近3年間の状況を伺います。

○植村病院経営課長 個人医業未収金についてであります。直近3年間の個人医業未収金は、令和2年度末が約1784万円、令和3年度末が約1536万円、令和4年度末が約1686万円となっており、令和元年度以前と比べ減少傾向にあるところでございます。

○赤根広介委員 この点についても過去に議論させていただいた経過がありますけれども、道民の命を守る道立病院として慎重な対応が必要となる場合もあることは重々承知しておりますが、一方、患者の御負担額を適切に徴収し、未収金を縮減するため、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○植村病院経営課長 未収金縮減の取組についてであります。各道立病院では、これまで、クレジットカード払いを導入するほか、休日、夜間の外来患者などからは診療費の一部を預かるなど、未収金の発生防止に努めてきておりますが、残念ながら、支払い期日までに医療費等を納入いただけない場合もあるところでございます。

このため、道立病院局では、診療費の未納者に対しまして文書や電話、面談などによる催告を行うことはもとより、令和3年度からは、各病院で継続して分納されている債権を除いた過年度の未収金について、弁護士法人に徴収業務を委託いたしまして、未収金の縮減を図ってきているところでございます。

○赤根広介委員 引き続き適切な対応を求めておきたいと思っております。

次に、地域の医療需要への対応と働き方改革の推進を両立するためには、先ほど来議論があるように、医師の確保が大前提になるわけでありまして、

医師確保には、医学生等への積極的なPRも必要と考えるわけでありまして、令和4年度における医育大学からの医学実習生や初期臨床研修医の受入れの状況と受入れ施設に対する評価について伺います。

○三好雅委員長 人材確保対策室長原田智史君。

○原田人材確保対策室長 医学生等の受入れについてでございますが、指定管理者制度を導入しております北見病院を除く5病院における令和4年度の受入れ状況を申し上げますと、江差病院において、札幌医科大学と連携した南檜山地域医療研究教育センター事業によりまして、医学生19名及び初期臨床研修医6名を受入れましたほか、羽幌病院において医学生2名及び初期臨床研修医12名、向陽ヶ丘病院において医学生4名、緑ヶ丘病院において初期臨床研修医2名を受け入れたところでございます。

医学生や研修医からは、他職種とのコミュニケーションの取り方なども学ぶことができた、地域における医師の姿の具体的なイメージをつかむことができた、将来的に地域医療に貢献したいなどといった評価をいただいております。医学教育への寄与に加えまして、地域医療を担う人材の育成にも効果があったものと考えております。

○赤根広介委員 恐らく、皆さんの努力のかいもあってか、それなりに来ていただいているのだなという印象を持つわけであります。ぜひ、地域の方々の協力も得ながら、さらに受入れ体制の強化というものを図っていただきたいというふうに思います。

そこで、せっかく採用した医師の方々に、短い期間で離職をされてしまつては大きな損失となるわけであります。医師には、可能な限り長く勤務をしていただけるような様々な配慮というものが必要と考えるわけでありますが、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○原田人材確保対策室長 医師の定着に向けた取組についてでございますが、道立病院局では、総合診療科や小児科など幅広い診療を求められる医師が最適な診断・治療方法を選択できるよう、ICTを活用した支援ツールを整備いたしますほか、専門知識の習得及びスキルアップのため、学会、研修等への参加に係る旅費を助成いたしますとともに、働き方改革に合わせまして、他の医療従事者等へのタスクシフト、タスクシェアの推進や、時間外労働の多い診療科における医師の増員等によりまして負担軽減及び時間外勤務の縮減を図るなど、魅力ある職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○赤根広介委員 地域の医療を支える道立病院におきまして、医師の定着、医師の確保というのはまさに最重要課題の一つと言えるわけであります。今後どう取り組むのか、所見を伺います。

○三好雅委員長 道立病院局次長畑島久雄君。

○畑島道立病院局次長 医師の確保についてでございますが、地域に求められる医療を継続的に提供するためには、医療従事者の確保育成が重要との認識の下、道立病院局では、これまで、医育大学への医師派遣要請や東京事務所と連携した道外勤務医師への働きかけ、医学生等の研修受入れ体制の充実のほか、インターネットや就職情報誌による広報など幅広い募集活動を行い、必要な人材の確保に努めてきたところでございます。

道立病院局といたしましては、こうした取組を継続することはもとより、各病院とも連携し、SNSによる病院及び地域の積極的な情報発信や採用情報の紹介など、様々な機会や手段を通じた募集活動を行いますとともに、タスクシフト、タスクシェアの推進による勤務環境の改善やキャリア形成支援などを通じました魅力ある職場づくりを一層進め、医師の確保に努めてまいります。

○赤根広介委員 最後になりますが、適切な医療の提供を通じ、道民の安全、安心を確保していくためには、道立病院の経営基盤の安定がまさに不可欠と言えるわけであります。

現在、新興感染症拡大時に備えた平時からの備えなど、新たな課題にも対応されながら、今後、経営の安定化、強化に向けてどう取り組んでいくのか、病院事業管理者にその決意をお伺いいたします。

○三好雅委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の取組についてでございますが、道立病院は、公営企業としての公共性の確保と経済性の追求に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域における広域的な医療

や精神医療、高度・専門医療など、それぞれの地域で必要な医療サービスの提供に取り組んできたところであります。

しかしながら、人口減少が加速する中、患者数の減少や医師をはじめとする医療従事者の地域偏在、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

私といたしましては、こうした厳しい経営の状況を道立病院局の全職員と共有しつつ、プランの下、医療従事者の確保対策や働き方改革の推進、地域の医療機関との機能分化、連携強化はもとより、新興感染症拡大時に備えた平時からの取組といった新たな課題にも対応できるよう、各般の施策を積極的に推し進め、道立病院の経営強化に努めてまいります。

○赤根広介委員 先ほどの議論を聞いておまして、いわゆる全適が始まってからもう6年目になるのだなと思いました。そういう意味では、管理者ももう6年目を迎えているということで、その御労苦に本当に心から敬意を申し上げます。

本来であれば、過疎地の医療を守るためには、国の診療報酬の改定など抜本的なところを期待したいわけですが、なかなかそれがかなうような状況にはない中で、引き続き、粘り強く道内各地の地域医療を守っていただく最前線での皆さんの御奮闘を心から御期待申し上げます、質問を終わります。

ありがとうございました。

○三好雅委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 病院事業会計について、順次伺います。

今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたけれども、これまでのコロナ禍における道立病院が受けた影響について伺います。

まず、昨年度の収益的収入は、予算額と比べ、約4億7000万円少ない約154億81万円となっておりますけれども、コロナ禍以前の2019年度と比較して差はどうなっているのか、伺います。

○三好雅委員長 病院経営課長植村直樹君。

○植村病院経営課長 収益的収支についてであります。令和4年度決算の収益は約154億81万円で、令和元年度の約151億3007万円と比較しまして約2億7074万円増加をしており、収益の区分ごとに見ますと、医業収益では約5億1439万円の減少、他会計負担金や補助金などの医業外収益では約7億8966万円の増加となったところでございます。

○真下紀子委員 医業収益が大きく減っていて、負担金などでカバーされているという状況だと思うのです。

コロナ禍以前の2019年度と2022年度を比べて、患者数を当初目標との比較で明らかにしていただきたいと思えます。また、各病院ではコロナ禍における患者確保対策についてどのように取り組み、どのような成果を上げたと考えておられるのか、お聞きします。

○三好雅委員長 経営改革課長関本徹君。

○**関本経営改革課長** 患者数の推移についてでございますが、北見病院を除く5病院全体の延べ入院患者数につきましては、令和元年度の目標の14万2704人に対し、実績が12万1040人で、達成率は84.8%、令和4年度の目標は11万34人であったところに対しまして、実績は9万9199人で、達成率は90.2%となっております。

また、同じく、延べ外来患者数についてですが、令和元年度の目標の24万1523人に対しまして、実績としましては21万4355人で、達成率は88.8%、令和4年度の目標の20万4162人に対しまして、実績が19万5030人となっており、達成率は95.5%となっております。

目標達成率の比較という意味では、入院、外来ともに、令和4年度が令和元年度を上回っている状況でございます。

各病院では、コロナ禍におきましても、その機能や役割に応じて一般医療の提供に努めてきたところございまして、感染拡大の局面においては、一般患者の入院抑制や外来診療の制限があったものの、地域のニーズに応じた透析患者の受入れ体制の充実、デイケアの利用者の確保などにも取り組み、患者数の減少が一定程度抑えられたものと考えております。

○**真下紀子委員** 努力をされているとは思いますが、目標が下げられていますので、達成率は上がっているのですけれども、実数としては少なくなっているという状況で、大変厳しいと思います。

コロナに対応した医療機関というのは、コロナ交付金等によって病床確保対策等の支援がなされた一方で、病床確保や医療従事者の集中などによって影響があったものと考えております。

2022年度において、コロナ対応と経営に対する影響というのはどうだったのか、伺います。

○**関本経営改革課長** コロナ対応と病院経営への影響についてでございますが、広域医療を担う江差病院と羽幌病院、小児疾患の高度・専門医療を担うコドモックルにおきましては、その役割を踏まえ、コロナ禍における発熱外来の設置や感染患者の入院受入れ等を行う中で、一般患者の入院抑制や外来制限に伴う医業収益の減少があったことのほか、血液浄化装置やPCR検査機器等の整備、マスクやグローブなどの感染防護具の購入など、様々な費用負担もあったところございまして、そういった中で、新型コロナウイルス感染症に係る各種補助金が交付されたことによりまして、病院経営への影響の縮減が図られたところと考えてございます。

○**真下紀子委員** 昨年度まではそういう状況だったのですけれども、先ほど来の議論で、やはり、新年度は厳しい状況になるのではないかと見込まれているところです。

そうした中で、物価及び燃料高騰の影響が大きくなっておりますけれども、昨年度の光熱水費、燃料費を2020年度と比較して明らかにしてください。

また、国から燃料高騰等の影響対策として補助金が交付されたわけですが、昨年度の金額を明らかにするとともに、価格高騰対策の影響にどれだけ効果があったのかも併せて伺います。

○**植村病院経営課長** 物価高騰の影響等についてであります。道立病院におきましては、主に電気、ガスなどの光熱水費や燃料費への影響が大きく、令和2年度と4年度決算との比較では、

光熱水費で約1億4615万円、燃料費で約3649万円増加したところでございます。

道立病院局では、こうした物価高騰に対しまして、令和4年度に電気料金の高騰分を対象といたしました「医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金」によりまして約967万円の支援を受けたところでございますが、病院事業の収益の源であります診療報酬に物価高騰の影響が反映されていない中におきましては、こうした支援があってもなお、さらなる医業収益の確保や費用の縮減など、可能な限りの経営努力が必要と考えているところでございます。

○真下紀子委員 1億8000万円の負担増に対して967万円の支援金ですから、焼け石に水のような状況ですよ。本当にこれはしっかりと支援していただかないと困るというふうに思います。

物価高騰に伴って、消費税のほうも負担が増大します。中でも、10%という増税による影響は非常に大きなものがあります。

病院事業費用における消費税計上分について、2019年10月に消費税10%に増税されましたけれども、増税前の2018年度以降の金額を明らかにしてください。

○植村病院経営課長 消費税についてであります。病院事業費用に計上しております消費税額は、増税前の平成30年度決算では約3億2500万円、税率が10%となりました初年度の令和元年度決算では約3億7600万円となり、以降、4億円台で推移をし、令和4年度については約4億5900万円となっているところでございます。

○真下紀子委員 私どもは消費税減税を主張しておりますけれども、減税されれば道立病院の経営にも大きく貢献できるのだということが分かりました。

次に、病院給食についてですが、物価高騰等により、診療報酬で決められている病院給食への影響が大きくなっています。道立病院への影響はどうなっているのか、また、どのように対応しているのか、お聞きします。

治療の一環として重要となっている病院給食の質の確保のために、20年以上にわたって改定されていない病院給食の診療報酬引上げを求めていく必要があると考えますけれども、併せてお答え願います。

○関本経営改革課長 物価高騰による患者給食への影響についてでございますが、道立病院では、患者への給食提供業務を3年間の契約期間で外部委託しております。令和2年度から令和4年度までの間は、1食当たりの給食材料費単価を据え置いてきたところでございますが、令和5年度からの新たな契約につきましては、今般の物価高騰等を考慮し、各病院平均で9.1%程度の引上げを行ったところでございます。

入院時食事療養費が過去20年以上にわたって据え置かれている中、人件費や光熱水費、食材費等が高騰しており、このままでは医療の一環である病院給食を提供することが困難になるおそれがあることから、道立病院局では、全国自治体病院協議会など関係団体と連携し、国に対して適切な水準への引上げを重ねて要望してきているところでございます。

○真下紀子委員 どこの医療機関でも同じことが起きていまして、要望が私たちのところにも寄せられております。ぜひ、患者負担を増大することなく、国の責任で診療報酬を上げていく、そ

の立場で一緒に頑張っていきたいと思います。

次に、医師及び看護師確保対策についてです。

コロナ禍が重なって患者数は減少しています。逆に、費用は、消費税増税や物価燃料高騰等によって収益がより減少している現状がこれまでの質疑で明らかになりました。

医療従事者は、コロナ禍の混迷が長期にわたる中でも、献身的に医療活動に取り組んできたこと承知をしております。私ども日本共産党道議団としては、これまでも医師、看護師の職員体制の充実を求めてきたわけですけれども、昨年度の医師及び看護師の定数と配置数、充足率について、2018年度との比較でお示しください。

○三好雅委員長 人材確保対策室長原田智史君。

○原田人材確保対策室長 医師及び看護職員の定数等についてでございますが、指定管理者制度を導入しております北見病院を除く5病院全体の医師につきましては、平成30年度は、定数87名に対し、配置数70名で、充足率は80.5%、令和4年度は、定数89名に対し配置数67名で、充足率は75.3%と、平成30年度と比較いたしまして、定数は2名増加している一方、配置数は3名減でありまして、充足率は5.2ポイント低下しているところでございます。

また、看護職員につきましては、平成30年度は、定数568名に対し配置数520名で、充足率は91.5%、令和4年度は、定数497名に対し配置数456名で、充足率は91.8%と、平成30年度と比較して、配置数は64名減となっておりますが、患者数の動向を踏まえた病棟の再編などにより定数が71名減となっておりますことから、充足率は0.3ポイント増加しているところでございます。

○真下紀子委員 極めて厳しい状況だと思うのです。

でも、これは医師や看護師が偏在しているという問題を解決すれば済む話ではなく、絶対数が不足しているということをきちっと見極め、そのことへの対応を求めていかなければ解決できない問題だというふうに考えておりますので、その点についても認識をし、絶対数の確保という観点で一緒に頑張れたらというふうに私は考えております。

次に、来年度から医師の時間外労働の上限が設定をされます。

道立病院に勤務する医師で、時間外労働の上限を超えている方はいらっしゃるのでしょうか。また、いらっしゃる場合、上限超えを解消するためにどのように取り組むのか、伺います。

○原田人材確保対策室長 医師の時間外勤務についてでございますが、令和4年度、道立病院におきましては、時間外勤務時間が年960時間を超えた医師は1名であったところでございます。

道立病院局では、これまで、他の医療従事者等へのタスクシフト、タスクシェアの推進、時間外労働の多い診療科における医師の増員などにより、医師の負担軽減に取り組んできたところでありまして、今後とも、医育大学と連携し、医師の安定的な確保に努めますとともに、他の医療機関の先進事例も参考に勤務環境の改善を進めるなどして、時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

○真下紀子委員 やっぱり、定数に達しない医師数の中で頑張ると時間外勤務はどうしても生じてしまいますよね。そうした中で、医師確保と併せて、上限を超えないよう、時間外労働の軽減

に努めるように求めておきたいというふうに思います。

道内の医療機関の多くで看護師不足が深刻化している中、民間の人材紹介会社に依頼をして確保するためには1人100万円以上かかると言われています。

過去5年間における有料の人材紹介会社から雇用した看護職員の人数と費用を年度ごとに明らかにしてください。また、人材紹介会社に頼らざるを得なかった要因がどこにあるのか、お聞きします。

○原田人材確保対策室長 看護職員の採用についてでございますが、過去5年間に人材紹介会社を利用し採用した看護職員数及び費用は、平成30年度は1名で140万9000円、令和元年度は2名で215万4000円、2年度及び3年度は採用実績がなく、4年度は1名で104万3000円となっているところでございます。

また、人材紹介会社を利用した要因といたしましては、新規採用者の確保に向けまして、看護学生を対象とした説明会の開催や様々な広報を行ってもなお、人口減少により看護の担い手が減少しておりますことや、夜勤のないクリニック等への就職希望が増加傾向にあることなどが考えられるところでございます。

○真下紀子委員 高額な費用を人材紹介会社に支払って看護職員を採用しても、すぐに退職してしまうという声も寄せられております。

今ほど答弁にあった4名の看護職員の方は現在も在職していらっしゃるのでしょうか。また、早期の退職を防止する手だてをどう講じていらっしゃるのか、伺います。

○原田人材確保対策室長 看護職員の離職防止対策等についてでございますが、各道立病院では、それぞれの配属部署の上司及び先輩看護師が実地指導や面談などを通じた支援を行いますとともに、採用後に本庁職員が病院を訪問して面談を行い、早期に職場環境に適応できるよう、職員の思いを各病院と共有し、看護職員の不安や悩みの解消を図るなどしておりますほか、研修への派遣等によるキャリア形成支援など、人材育成を通じた魅力ある職場環境の整備を進めるなどして離職の防止に取り組んでおります。

なお、先ほど答弁申し上げました人材紹介会社を利用し採用いたしました4名の看護職員は、現在も在職しておるところでございます。

○真下紀子委員 職場のほうでの努力が功を奏しているのだというふうに一緒に喜びたいというふうに思います。

人材紹介会社による採用というのは、費用対効果の面から見ますと、恒常的に利用すべきものではないと考えます。人材紹介会社に頼らなくても安定的に看護師を確保していくための方策をどのように行っていくのか、伺います。

○原田人材確保対策室長 看護職員の確保対策についてでございますが、道立病院局では、新規採用者の確保に向けまして、大学、養成校への病院紹介、インターネットや就職情報誌による広報、道立病院で勤務する若手看護師から看護学生に業務内容や生活の状況を紹介するウェブ説明会の開催、多様な雇用形態や地元自治体の奨学金制度の紹介など、幅広い募集活動を行いなが

ら、採用の機会が広がるよう、通年募集や希望場所での採用試験を実施しておりまして、今後とも、こうした取組を継続しながら、看護職員の確保に努めてまいります。

○真下紀子委員 それでは次に、看護職員にとって必要な院内保育所についてお聞きしたいと思います。

道立病院局において、院内保育所で、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めたことから、積算が620万1360円過大となったと監査委員から指摘をされました。

単純ミスとは言えないと考えるのですけれども、どのような事態で、何が原因だったのか、お聞きします。

○原田人材確保対策室長 院内保育所に係る委託料の積算についてでございますが、道立病院院内保育所保育業務処理要領におきまして、保育日は、原則として、日曜日及び休日、年末年始を除く日としておりますが、病院の運営上、特に保育が必要な場合はこの限りではなく、日曜日及び休日も開所できるとしてありますことから、保育日が最大となることを想定いたしまして、請負業務に係る予定価格の積算を行っていたものでございます。

○真下紀子委員 では、これまでの契約はどうだったのでしょうか。

監査で指摘されるまで分からず、院内でのチェック機能が果たされなかった理由というのをお聞きしたいと思います。

○原田人材確保対策室長 これまでの取扱いについてでございますが、道立病院局では、業務処理要領に基づきまして、日曜日及び休日において開所する可能性がありますことから、これまでも同様の方法によりまして予定価格の積算を行っていたところでございます。

○真下紀子委員 私も病院に勤務していましたから分かりますけれども、やはり、24時間365日、ずっと職員が働かなければならないということで、院内保育所は休日などでも開所しなければならないことはあるわけです。だから、そういうときのために、開所に当たって積算されないということはあってはならないわけですが、今回の監査委員の指摘を受けて、再発防止のためにどう取り組むのか、お聞きします。

○三好雅委員長 道立病院局次長畑島久雄君。

○畑島道立病院局次長 再発防止の取組についてでございますが、このたびの定期監査では、院内保育所の運営委託業務に関し、業務処理要領において、原則として保育日とされていない日曜日及び休日を含めて積算を行っていたことにより、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているとの指摘を受けたものでございます。

道立病院局といたしましては、今後、定期監査における指摘を踏まえまして、予定価格の積算が適切なものとなるよう、内部牽制を十分に機能させますとともに、関係規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

○真下紀子委員 病院職員の事情というものに最も配慮するとともに、急に開所しなければならないとか、急に開所できなくなったとか、様々な事情がありますので、事業者へも丁寧な対応をして、適切に契約ができるように改善を図っていただきたいということを申し上げておきます。

次に、医事業務委託契約に関して、委託契約先及び契約額について、2022年度までの5年間の推移をお示し願います。

○**関本経営改革課長** 医事業務に係る委託契約についてでございますが、道立病院局では、毎年度、北見病院を除く5病院分の医事業務を一括して契約しておりまして、平成30年度から令和4年度までの5か年間の受託者は、全て株式会社ニチイ学館となっているところでございます。

また、各年度の契約額につきましては、平成30年度が1億6200万円、令和元年度が1億6394万4000円、令和2年度が1億6900万7760円、令和3年度が1億6665万円、令和4年度が1億7259万円で契約をしてきたところでございます。

○**真下紀子委員** そちらの答弁に合わせて元号で申し上げますけれども、平成30年度は95.7%で落札をされております。ところが、令和に入ってから4年連続で不落随契となっているわけです。この理由はなぜでしょうか。

○**関本経営改革課長** 入札不落の要因についてでございますが、医事業務の対象となっております五つの道立病院につきましては、道内の広域に分散しておりまして、人口の少ない地域に所在する一部の病院につきましては、医事業務に精通した人材の確保が難しいことなどから高コストになりやすいことに加えまして、近年の人材難などを背景としまして、人件費や業務量の考え方において乖離があったことなどが推察されるところでございます。

○**真下紀子委員** それでは、新年度においては改善されたのでしょうか。

○**関本経営改革課長** 新年度は令和5年度のことと承知しますが、令和5年度につきましては、昨年度に入札を実施した結果、2者からの入札がございまして、結果として不落にならずに落札されているところでございます。

○**真下紀子委員** 改善が図られるように引き続き努力していただきたいと思うのですが、入札は公正公平で、競争性、それから透明性が確保されることが必要であります。

発注側としても、不落にならないように、前年決算や賃金動向等をよく勘案して、競争性のある入札を行うべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○**三好雅委員長** 道立病院局次長高木順一君。

○**高木道立病院局次長** 委託業務に係る競争性の確保についてでございますが、地方公共団体における調達手続におきまして、よりよいものをより安く調達する上で競争性を確保することは重要と認識しております。

このため、道立病院局では、これまでも、医事業務に係る事務を進めるに当たり、財務規則で定められた公告期間を十分確保し、ホームページ等において広く周知を図るとともに、最新の経済動向等を参考に、予定価格を設定するなど、競争性の確保に努めてきたところであり、今後とも、病院経営を取り巻く状況変化に機動的に対応しながら、各種調達事務を適切に取り扱ってまいります。

○**真下紀子委員** 昨今は、資材も高騰していますし、人件費も上がっていますので、それらを勘案して、入札にかけるときにはよく検討していただきたいと思うのです。安かろう悪かろうでは

困るし、よいものをより安くといっても、こうした情勢の変化というのを踏まえた上で十分に検討していただきたいと思います。

コロナ禍はもとより、消費税や物価高騰の影響で道立病院の経営に大きな影響が生じて、その影響から完全に脱却できない状況が続いていると考えております。

新型コロナ感染症関連補助金等によって収支差は改善をしておりますけれども、5類移行に伴い、補助金もなくなって、より経営の困難さが想定をされますし、現状ではプランの達成もおぼつかないのではないかと懸念をしております。

達成に向けては、現状の取組の延長にとどまらない対応を具体的に行わなければならないと考えますけれども、病院事業管理者の見解を伺います。

○三好雅委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の対応についてであります。道内の多くの地域では人口減少が進み、昨今の物価高騰によって様々な影響が生じているなど、道立病院を取り巻く環境が厳しさを増している中、地域において必要な医療を安定的に提供していくためには、より一層、経営の効率化に努めていく必要があると認識をしております。

このため、私といたしましては、最重要課題である医療従事者の確保に向けた取組を強化するとともに、患者確保のため、地域連携室による他の医療機関等への働きかけなどを積極的に進めるほか、職員の経営改革に向けた意識醸成を図るなど、各般の施策を着実に推進し、地域の医療ニーズにしっかりと応えられるよう、道立病院の使命を果たしながら、プランに掲げた目標を達成できるよう努めてまいります。

○真下紀子委員 人口減少が進む中でも、北海道の各地で住み続けられるために必要な公共インフラ、学校や交通インフラのほかに、やっぱり、最も大事なものは医療なのですね。医療機関がなければ地域で住み続けられなくなる、過疎化が進行して、さらに人口減少につながっていくという悪循環を断ち切るためには、どうしても医療機関を必ず置いておく、そして、安心して診療を受けられるという環境をなくすわけにはいかないのです。そのために、道立病院の果たす役割、それから使命というのは極めて重要なものがありますので、ぜひ、皆さんで現場の方ともそういうことを共有しながら、これからも頑張っていたきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○三好雅委員長 真下委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、道立病院局所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、報告第2号ないし第6号に対する質疑は終了いたしました。

これをもって、企業会計決算に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

報告第2号ないし第6号に対する意見の調整は、報告第1号令和4年度北海道一般会計及び特

別会計歳入歳出決算に関する件と併せて、11月15日の理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認め、そのように取り進めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次回委員会は、11月15日午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時50分散会